

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第3回幕別町議会定例会
(平成24年9月4日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6 岡本 眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 報告第5号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 報告第6号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第6 報告第7号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第7 報告第8号 平成23年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第8 報告第9号 平成23年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 報告第10号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第11号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第11 報告第12号 平成23年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第12 報告第13号 平成23年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第13 議案第50号 幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例
- 日程第14 議案第52号 幕別町営牧場条例の一部を改正する条例
- 日程第15 認定第1号 平成23年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第16 認定第2号 平成23年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成23年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第5号 平成23年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第8号 平成23年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第9号 平成23年度幕別町水道事業会計決算認定について

会議録

平成24年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年9月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
会 計 管 理 者 川瀬俊彦 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 古川耕一 建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男 札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 伊藤博明 地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 農 林 課 長 森 範康
経 済 建 設 課 長 細澤正典
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 岡本 眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣

議事の経過

(平成24年9月4日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） それでは、ただいまから平成24年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6番岡本議員、7番藤原議員、8番乾議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月25日までの22日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月25日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。
教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による平成23年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が議長あてに提出されております。
また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
後ほどご覧いただきたいと思っております。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成24年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
初めに、ロンドンオリンピックについてであります。
この夏、世界じゅうの人々の熱い視線が集中した古都ロンドンでのオリンピックに、福島千里さんと山本幸平さんは、北京に続き2大会連続で出場という快挙を成し遂げられました。私たち町民はもとより、日本じゅうで多くの人々が、大きな期待を背に戦う二人のひたむきな姿から希望と勇気をいただき、喝采を送りました。
実行委員会が開催した福島さんの3回のパブリックビューイングには、深夜、早朝にもかかわらず、

延べ 260 人の方々に応援に駆けつけてくださり、福島さんのさっそうとした走りに惜しめない拍手を送っていただきました。レースは残念な結果となりましたが、「悔しいという一言しか残らない。リオデジャネイロで絶対にリベンジしたい」と強く語られた福島さんの誓いを我々は見守ってまいりたいと思っております。

オリンピック最終日、容赦のない夏の日差しが照りつける中、ごつごつとした岩山を含む周回コースを 7 周、34.08 キロメートル果敢に攻め、スタート直後のトラブルにもめげずに後半追い上げを見せ、完走した山本さん。北京での 46 位から 27 位まで順位を上げ、「自分の力は出した」「もっと強くなりたい」と晴れやかな笑顔で力強く宣言された山本さんの思いが 4 年後に向けて叶うよう、願ってやみません。

町では、お二人のご活躍に感謝を申し上げ、その功績を顕彰する趣旨から「幕別町長特別賞」を贈呈することといたしました。福島さんと山本さんのこれからの一層の飛躍を期待いたしますとともに、今回の二人の懸命の走りが子供たちに大きな刺激となって夢と希望を与え続けてくれることを願うものであります。

本年も 10 月 1 日に 116 年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不撓不屈の精神で本町発展の礎を築かれ、以来、脈々と町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として隆々発展していることに對し、改めて深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重し、本年は 5 名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

社会功労賞として、長年にわたり地域医療と保健福祉の進展に貢献された歯科医師で札内豊町の大内慶治さん、医師で忠類幸町の塩塚実さん、また長きにわたり消防団員として地域防災に貢献された会社役員で札内若草町の八巻省三さんの、3 名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

産業功労賞として、商工会の理事、副会長、会長として本町経済の活性化に尽力された会社役員で緑町の伊藤光一さん、同じく商工会の理事、副会長、札内支部長として尽力された自営業で札内共栄町の古田和昭さんの、2 名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

受賞されます皆様の長年にわたるご功績、ご活躍に対しまして、心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

次に、過日決定された本年度の普通交付税について申し上げます。

本年度の普通交付税の総額は 58 億 9,678 万 5,000 円で、前年度決定額との比較では 6,147 万 6,000 円、1.1%の増となったところであります。

本年度の算定内容の主な特色としては、昨年度措置された「地方再生対策費」や「雇用対策・地域資源活用推進費」を縮減した上で整理統合するとともに、歴史的な円高等を踏まえ、海外競争力の強化を初め地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るなど、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、歳出特別枠として「地域経済・雇用対策費」が新設されたところであります。

こうした状況により算出された本町の算定額であります。単位費用の見直しによる道路橋梁費などの減額があったものの、高齢者人口の伸びに伴い高齢者保健福祉費が増額となったことや合併特例債の償還額の増などにより、総額で約 6,000 万円の増額となったところであります。

なお、本年度の決定額と当初予算との比較におきましては、2 億円程度の留保財源が生じたところであります。除排雪経費や補正予算の財源として、また公債費の繰上償還など、今後の財政運営により有効な手立てを検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政環境の中、地方交付税は私ども市町村にとりまして貴重な一般財源でありますので、交付税制度のさらなる充実、また交付税総額の確保に向けて、北海道や町村会などと連携し、国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、8 月 25 日に発生いたしました地震への対応について申し上げます。

同日午後 11 時 16 分、日高地方と十勝地方を中心に、十勝地方南部を震源地とするマグニチュード

6.1 の強い地震が発生いたしました。町内には震度観測点が3カ所ありますが、今回の地震は、幕別本町、役場の横にありますけれども、ここでの震度3、忠類錦町、忠類コミセンのところにあります震度計が5弱、そして忠類明和地区にあります震度計が震度3でありましたので、地震速報においては「幕別町震度5弱」と報じられたところであります。

地震速報を受け、町では、防災計画に基づき関係職員が所管する施設等の被害状況の把握に努めたところでありますが、大きな被害の報告はなく、安堵いたしましたところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、4月に季節外れの大雪、さらには5月連休後半の大雨以降、不順な天候が続き農作業や生育状況におくれが生じておりましたが、その後はおおむね良好な天候に恵まれ、生育も平年並みにまで回復してまいりました。

主な作物について申し上げます。

小麦につきましては、昨年より5日ほど遅い7月28日から収穫が始まり、途中、雨天により作業に支障を来す日もありましたが、8月14日までに全町での刈り取り作業を終えところであります。収穫量につきましては、昨年度から品種転換されました「きたほなみ」が平年並みの反収10俵程度、製品歩どまりにつきましても良好と見込まれているところであります。

9月1日現在の作況調査によりますと、バレイショは平年並み、豆類とてん菜は2日から3日ほど早い状況で、生育の良否も「並み」から「やや良」となっております。

また、飼料用作物につきましても、生育は順調に推移しており、牧草は平年並み、サイレージ用トウモロコシは1日早い状況となっております。

今後におきましても、好天に恵まれ、各作物の収穫作業が順調に進み、平年を上回る豊穰の秋を迎えられますことを心から願っているところであります。

次に、国営かんがい排水事業札内川導水路の漏水事故について申し上げます。

8月15日午後1時45分ごろに中札内村において、直径2メートルの強化プラスチック複合管から漏水し、帯広市、中札内村、更別村、幕別町が利用する貯水池へのかんがい用水の送水が停止するという事故が発生いたしました。

漏水した管は、受注生産のため、本州での製作・搬入に約6週間、布設工事や通水試験などを含めると、復旧までには2カ月程度を要するとのことであり、本町の受益戸数82戸を含む393戸に影響が生じないように、現在、帯広開発建設部により給水車等によるかんがい用水の給水活動が実施されております。

次に、農家民泊によります修学旅行生の受け入れについて申し上げます。

修学旅行生の受け入れとその組織体制の構築につきましては、昨年来、農業者の方々のご理解と4農協のご協力をいただきながら取り組みを進めてまいりましたが、去る7月10日、本町における修学旅行生の受け入れ組織として、農業者62名の参画により、「まくべつ稔りの里」が設立されました。この9月から10月にかけて大阪府内の高等学校3校が来町されますが、稔りの里会員の55の家庭で約120名の生徒を受け入れていただくこととしているところであります。

町といたしましては、将来の消費者として、この地で生産された安全で安心な農畜産物に愛着を持ち、生産者とのつながりを深めていくことにより、本町農業、ひいては幕別町の応援団にとの願いも込め、この取り組みが末永く継続できるよう、引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在での公共工事の発注済額は、平成23年度からの繰越事業を含めて7億678万円で、発注率にいたしますと50.7%となっております。

土木工事関係では、あかしゃ団地道路2号や南町団地道路3号などの道路整備のほか、旭町の配水管布設工事などを、また建築工事関係では、忠類総合支所の耐震改修工事、公営住宅改善工事などの発注を終えたところであります。

今後の発注では、都市公園遊具改修工事や札内南小学校増築工事等の発注を予定しており、引き続

き早期発注と適期発注に努め、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には引き続き町政の執行に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第5号、専決処分した事件の報告についてから日程第6、報告第7号、専決処分した事件の報告についてまでの3議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第5号、専決処分した事件の報告につきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告をするものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第5号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成24年7月24日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成24年6月27日午前10時5分ごろ、足寄郡足寄町常盤3番地、北海道立足寄少年自然の家駐車場において、幕別町立札内中学校2年生の宿泊学習を引率していた教員が幕別町のコンテナ車を移動するため後方発進した際、誤って後方に駐車中の相手方車両右側前部にコンテナ車の右側後部が接触し、損傷を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。8万3,212円とするものであります。

2ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方であります。広尾郡広尾町西4条7丁目1番地、広尾町広尾町長村瀬優氏であります。

損害賠償及び和解の内容であります。損害賠償といたしまして広尾町に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、財団法人全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

また、札内中学校の引率教員は故意又は重大な過失はないと認めるところであります。今後、慎重な運転を心がけるとともに安全運転の励行に努めるよう、教育委員会を通じて指導をいたしたところであります。

次に、報告第6号、専決処分した事件の報告につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第6号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成24年7月26日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成24年7月3日午前9時50分ごろ、幕別町本町97番地、北洋銀行幕別支店駐車場において、社会体育関連の用務を終了し駐車場から出るため公用車を後方発進した際、誤って後方に駐車中の相手方車両前部に公用車車両の右側後部が接触し、損傷を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。16万1,391円とするものであります。

4ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方であります。幕別町本町97番地、株式会社北

洋銀行幕別支店支店長二瓶文彰氏であります。

損害賠償及び和解の内容であります。損害賠償といたしまして株式会社北洋銀行幕別支店に支払う額は車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、財団法人全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

また、教育委員会の職員は故意又は重大な過失はないと認めるところであります。今後、慎重な運転を心がけるとともに安全運転の励行に努めるよう指導をいたしたところであります。

次に、報告第7号、専決処分した事件の報告につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第7号、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成24年8月16日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成24年3月7日開催のホクレン家畜市場において売買された忠類地域の畜産農家の妊娠牛は雌雄判別精液の妊娠牛で、5月25日分娩予定でありましたが、購入先での分娩は7月15日と予定より2カ月ほど遅延した上、和牛でありました。これによりホクレン市場で定めた家畜市場事故処理基準に基づき、受精月日相違により遅延した場合の1日2,000円の違約金と子牛の価格差などが事故金として出荷者である畜主に請求されたところであります。

この事故の原因は、幕別町営晩成牧場内の繁殖作業のミスによるものであり、これに対する損害を相手方に賠償し、和解するものであります。

議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償額についてであります。13万円であります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、町内に在住の畜主の男性であります。

損害賠償及び和解の内容であります。損害賠償といたしまして相手方に支払う額は家畜市場事故処理基準による事故金とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、今回の事故は、牧場作業員の業務のなれから来る単純なミスが原因であり、損害を与えた畜主に深くおわびを申し上げるとともに、今後このような事故を起こすことのないよう牧場作業員及び関係職員に厳重注意を与えるとともに、繁殖作業において複数の作業員で捕獲牛及び受精精液の確認を行うよう作業手順の見直しを行ったところであります。

いずれにいたしましても、町営牧場の本来の機能であります畜主から牛の預託を受け、育成し、種付けを行い、畜主に戻すという基本的な視点に立ち返り、安心して牛を預けていただけるよう牧場作業員の資質の向上を図り、町営牧場の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、3議件について一括して質疑を許します。

前川議員。

○13番（前川雅志） 報告第7号についてお伺いをしたいと思います。

起こしてしまったミスについては、しっかりと町として和解して補償をしていただきたいと思います。ただいま副町長から、なれから来る単純なミスという報告もありました。再発防止に向けては、複数人で確認しながら今後ないようにというお話でありましたが、今回のミスの要因というか、牛の精液もそれぞれ管理されていると思います。今回については、生まれてから和牛が生まれてきたと、これは違うものだというので補償をするような作業に至っておりますが、種を一つ一つ管理していれば、ある一定の時期で数が合わなくなるわけでありますから、どこかで町としてもミスを発見することができたのではないかと思うのですが、そういった確認作業はこれまでどうなっていたのか

お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） ご質問に説明申し上げたいと思います。

副町長のご説明にもありましたように、これは平成24年3月7日に開催されたホクレン家畜市場において売買された忠類地域の畜産農家の妊娠牛がX精液の妊娠牛として5月25日分娩予定で出荷されたのですが、実際の購入先で分娩したのが2カ月遅延して和牛の混雑種を分娩したということですが、牧場のほうで種の管理という形では行っておりません。あくまでも種の管理はNOSAI内の授精師が行うものであります。

なぜ今回このような形になってしまったかということですが、授精のたびに授精師が牛ごとの繁殖台帳に授精記録を書くこととなっております。出荷した牛の繁殖台帳には、平成23年8月14日に雌雄判別精液、X精液の授精記録しかなく、その後の妊娠鑑定では10月5日にはマイナス、そしてそのときPGという発情誘発剤も打っております。そして、下牧後の11月4日にも妊娠鑑定を行っておりますが、ここでもマイナスでございました。12月6日の妊娠鑑定でプラス反応となりまして、8月以降に授精した記録がないことから、この8月につけたX精液で妊娠したものと獣医が判断し、畜主は5月分娩予定のX精液の妊娠牛として市場に出荷したというものであります。

この内容につきましては、8月10日にNOSAI南部事業所診療センターのセンター長が忠類総合支所に訪れ、事件の経緯や分娩日からさかのぼると、牧場内にいた10月上旬に授精したのではないかとということで説明を受けました。町として事実確認をし、繁殖作業のどこで間違いが起きたか確認したところであります。残っている資料等を確認したところですが、明確に何月何日、この作業で間違いがあったということの確認はできませんでしたが、実際に和牛の子供ができていますと血液判定で特定されておりますので、この種を用いて授精作業を行い、その忠類の畜産農家の牛と間違える可能性を検討したところ、牧場では牛にネック番号という番号をつけているのですけれども、その忠類の畜産農家の牛は496というネック番号をつけておりました。この牛を469の牛と見誤って469の指定の精液である和牛の種をつけてしまったのではないかとということが、こういう可能性があるというふう判断したところです。

授精師がつける繁殖台帳には、作業を効率よく進めるために、牧場作業員がこの牛の繁殖台帳はこれですということで授精師に手渡ししておきまして、授精師が実際にネック番号ですとか、牛の耳につけた個体識別番号を確認するには至っておりませんでした。ですので、授精師がこのミスに気づくということもなく、授精記録にも当然載らなかったというところでもあります。

先ほども申しましたように、この事故は牧場作業員の単純なミスということで、改めて作業手順を見直したところでもあります。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 番号で種つけを間違ってしまったと。これ多分496だとか469というのは、それぞれ1頭ずついたのだと思うのですが、反対側の牛には和牛をつけることになっていたのが雌雄判別方法を取り違えてつけてしまったということでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 469、もう一方の牛のほうでございますが、当然469のほうにはつけていない記録が繁殖台帳に載っている形になっておりますが、その後、別な和牛の種をつけて、それは牧場内では妊娠マイナスという形でありましたが、下牧後、自分の畜舎の中での繁殖作業のほうで和牛をつけて分娩し、出荷されているという状況であります。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかに。

田口議員。

○12番（田口廣之） 関連なのでございますけれども、7月15日に生まれたということは、畜主が自分で種つ

けをしたということなのかということなのですからけれども、もう一回ちょっとご説明お願いします。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 7月15日分娩予定という形になりますと、10月8日ごろが授精された可能性があるということでNOSAIのお話は聞きましたが、そのときには、忠類の畜産農家の牛につけたという記録がございませんでしたので、直近で一番可能性があるのが9月30日、牧場内で授精されたというふうに判断しております。牧場内で授精されています。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） いずれにしても、再発防止策いろいろ講じられているようではございますけれども、今、牛の耳標番号というのは、下何けたと今言いましたけれども、同じ番号の牛が、これ496と469なのでございますけれども、これが例えば496のゼロから9までの牛とか、3けた合ってる牛が何頭も存在するのでございますね。そんな中で、これやっぱり同じこの3けたとか下4けたが同一の牛が何頭も存在している中で、今手作業で何か繁殖管理の台帳をつけているようではございますけれども、ぜひとも電算処理、コンピューター入力して、ハンディターミナルを持つとかパソコンを持って歩いて、10けたの番号をきちんと確認した上での作業を進めたいと思うのですけれども、もう少し厳格にこの部分だけはしていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） お話ありましたようにハンディターミナルなりやることは、これは間違いに気づく正確な方法だということは十分認識しておりますけれども、何分にも1回の授精で10頭を超える授精牛がいて、非常に作業が複雑な中で行われる。授精師さんもあちこち飛び回っている中で来ていただいているということがあって、なかなか時間をゆっくりとって確認をするということは難しいのかなというふうに思っています。

そこで、今後の対応策としましては、今言われた耳標番号と牧場の管理番号、違った番号がついておりますので、それを複数の人間で読み合うことによって、牧場管理番号は1頭に一つの固有番号でありますので、これは間違いがありませんので、牧場の管理番号と個別の番号と両方、複数の人間で読み合っって呼び合っって確認をしていくことで間違いは防げるのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

では、ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） では、以上で報告第5号から7号まで質疑を終わらせたいと思っております。

以上で、報告第5号から報告第7号までを終わります。

日程第7、報告第8号、平成23年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第8号、平成23年度幕別町健全化判断比率の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります健全化判断比率の算定につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました健全化判断比率であります。算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標について算定したものであります。

実質赤字比率につきましては、算定対象となる一般会計等に属する会計であります一般会計において、実質収支が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

次に、連結実質赤字比率につきましても、算定対象となります一般会計等に属する会計と国民健康保険特別会計以下7特別会計及び水道事業会計において、実質収支等が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

次に、実質公債費比率であります。算定結果につきましては19.9%となり、平成22年度に比べまして1.4ポイントの減となっております。本算定におきましては、単年度数値では18.5%と平成22年度の単年度数値に比べ0.6ポイント減少したところであり、算定対象であります平成21年度から平成23年度までの3カ年の平均値は、ごらんの算定値となったものであります。本指標につきましては、起債制限比率にかわる公債費負担の指標として加えられたものであり、町では公債費負担適正化計画に基づき、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に進めているところであります。このたびの数値低下の主な要因につきましては、新規町債の発行の抑制及び繰上償還の実施など、財政健全化の取り組みによる公債費の減少であります。

次に、将来負担比率であります。算定結果につきましては127.9%となり、平成22年度と比べまして2.0ポイントの減となっております。本指標につきましては、ストック指標として財政指標に加えられたものであります。数値低下の主な要因につきましては、地方債の償還額に比べ新規町債の発行を抑制してきたこと及び繰上償還を実施してきたことによる町債残高の減少であります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしましたが、各比率に対する早期健全化基準につきましては表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はございません。

以上、報告第8号についての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

日程第8、報告第9号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第12、報告第13号、平成23年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第9号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第13号、平成23年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の8ページから12ページにわたってご覧をいただきたいと思っております。

このたびの報告内容であります資金不足比率の算定につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づき、資金不足比率の公表等を行うものであります。また、資金不足比率の算定につきましては、対象となる会計ごとに算定を行うこととなっておりますことから、会計ごとの算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの資金不足比率につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては表のとおりでございますが、本町の算定結果においては、その基準を超えている会計はございません。

以上、報告第9号から第13号までについての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号から報告第13号までを終わります。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第13、議案第50号、幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第50号、幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、駐輪場の設置及び管理並びに公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、町民の良好な生活環境の確保及びその機能低下の防止を図ることを目的として制定するものであります。

以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例制定の目的を定めるものであります。

第2条につきましては、本条例において使用する用語の定義について定めるものであります。

第3条につきましては、町の責務について定めるものであります。

第4条につきましては、自転車等の利用者等の責務について定めるものであります。

14ページになりますが、第5条は、町が設置管理する町内2カ所の駐輪場について定めるものであります。

第6条につきましては、駐輪場を利用できる車両について定めるものであります。

第7条は、駐輪場の供用期間について定めるものであります。

第8条は、駐輪場の利用料金について無料と定めるものであります。

第9条は、駐輪場の利用を制限する場合について定めるものであります。

第10条につきましては、駐輪場における禁止行為について定めるものであります。

第11条は、駐輪場において、利用者起因する施設の損傷または汚損があった場合における損害賠償について定めるものであります。

15ページになりますが、第12条は、駐輪場を利用する者がこうむった損害に対する責任について定めるものであります。

第13条につきましては、公共の場所のうち放置自転車について撤去、保管、返還及び処分を行うことができる放置禁止区域の指定、変更及び解除について定めるものであります。

第14条は、駐輪場内又は放置禁止区域内において自転車等の放置を禁止することについて定めるものであります。

第15条は、駐輪場内又は放置禁止区域内において放置されている自転車等に対して行う警告、撤去及び保管について、また撤去するときの措置について定めるものであります。

第16条につきましては、放置自転車等を撤去し保管する際に生じた損傷について定めるものであります。

16ページになりますが、第17条は、撤去し保管した放置自転車等の告示、返還のための措置及び返還できない場合の処分について定めるものであります。

第18条は、委任規定であります。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成24年11月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。議案第 50 号、幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 14、議案第 52 号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第 52 号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 18 ページ、議案説明資料は 3 ページになります。

本条例につきましては、忠類地域における預託頭数の減少に伴い、認容頭数と預託頭数に相当の乖離が生じており、4 カ所あります町営牧場のうち、中当第 1 牧場を廃止しようとするものであります。

忠類地域の牧場におきましては、平成 2 年度の 1,180 頭をピークに預託頭数は年々減少を続け、昨年度は 679 頭、今年におきましては 8 月末現在で 587 頭にとどまっており、今後におきましても、離農や飼料自給率の向上を背景に、預託頭数は現状もしくは減少傾向が続くものと推測しているところであります。

このような預託頭数の推移を踏まえ、忠類地域 4 牧場のうち、平成 20 年度からは中当第 1 牧場を、平成 21 年度からは中当第 2 牧場を休止し、現在は共栄牧場と晩成牧場の 2 牧場で預託業務を実施しているところであり、中当第 1 牧場を廃止したといたしましても、平成 25、26 年度に予定しております晩成牧場の草地更新時において、この 3 牧場での対応が十分可能でありますことから、廃止により牧場としての行政財産から普通財産に用途を変更することにより、有効活用を図ろうとするものであります。

それでは、条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

議案説明資料の 3 ページをご覧くださいと思います。

第 2 条及び第 3 条の表につきましては、「中当第 1 牧場」の項を削るものであります。

4 ページになりますが、第 4 条の表につきましても、「中当第 1 牧場」の項を削るものであります。

議案書にお戻りいただき、18 ページになりますが、附則についてであります。本条例の施行期日を公布の日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。議案第 52 号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 15、認定第 1 号、平成 23 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 23、認定第 9 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により議長及び議員選出監査委員を除く 18 人の委員で構成する平成 23 年度幕別町各会計決算審

査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く18人の委員で構成する平成23年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明9月5日から9月11日までの7日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月11日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

[散会宣告]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月12日午前10時からであります。

10:53 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第3回幕別町議会定例会
(平成24年9月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥 11 芳滝 仁

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会議録

平成24年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年9月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
 - 1 小林純文
 - 2 寺林俊幸
 - 3 東口隆弘
 - 4 藤谷謹至
 - 5 小島智恵
 - 6 岡本眞利子
 - 7 藤原 孟
 - 8 乾 邦廣
 - 9 牧野茂敏
 - 10 谷口和弥
 - 11 芳滝 仁
 - 12 田口廣之
 - 13 前川雅志
 - 14 成田年雄
 - 15 中橋友子
 - 16 野原恵子
 - 17 増田武夫
 - 18 齊藤喜志雄
- 6 早退議員 8 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 副 町 長 高橋平明
 - 教 育 長 金子隆司
 - 教 育 委 員 長 沖田道子
 - 代 表 監 査 委 員 柏本和成
 - 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
 - 総 務 部 長 増子一馬
 - 経 済 部 長 飯田晴義
 - 会 計 管 理 者 川瀬俊彦
 - 企 画 室 長 古川耕一
 - 民 生 部 長 菅 好弘
 - 建 設 部 長 佐藤和良
 - 札 内 支 所 長 飛田 栄
 - 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
 - 教 育 部 長 佐藤昌親
 - 総 務 課 長 菅野勇次
 - 地 域 振 興 課 長 原田雅則
 - 企 画 室 参 事 伊藤博明
 - 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
 - 福 祉 課 長 田村修一
 - 保 健 課 長 境谷美智子
 - 学 校 教 育 課 長 羽磨知成
 - 町 民 課 長 横山義嗣
 - 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 9 牧野茂敏
 - 10 谷口和弥
 - 11 芳滝 仁

議事の経過

(平成24年9月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。
大変失礼しました。非常に暑いので上着を外していただいで結構だと思います。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、9番牧野議員、10番谷口議員、11番芳滝議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、これより一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。
最初に、小島智恵議員の発言を許します。
小島智恵議員。

○5番(小島智恵) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。
生活保護と生活困窮の実態について。
国や自治体は、経済的に困窮する人々に対して、日本国憲法25条の理念に基づき、その程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、保護費を支給することとなっている。
近年、生活保護世帯数及び受給者数は、高齢化や長引く景気の低迷、リストラや雇用の非正規化に伴う失業などにより増加の一途をたどり、ついに本年3月には過去最多の210万8,096人を数えるまでになっている。また、その支給額も3兆7,000億円と国や各自治体の大きな財政負担にもなっている。なお、生活保護受給には該当しないが、生活困窮者や生活保護基準以下の所得しかない中で生活を強いられている人々も多いと言われており、最低賃金との逆転現象が起き、就労意欲減退などが懸念されている。

一方、毎日のようにテレビや新聞紙面をにぎわしているように、保護費の不正受給が増加していることは極めて憂慮すべき事態と考える。2007年には、滝川市で2億3,000万円の不正受給が発覚しました。ことし7月には、札幌市で覚醒剤取締法違反のため逮捕され、逃走する事件が発生しましたが、その後、住居や高級車を複数所有していることが発覚いたしました。また、地元紙の報道によりますと、十勝管内では、保護費を覚醒剤購入などに充てていた逮捕者は昨年15名もいたことが判明しております。

制度上の仕組みもあり、町村の生活保護へのかかわり方には限界がありますが、生活困窮者の生活を守り、受給者の自立を促すことは町政の大事な課題でもあり、以下の点についてお伺いいたします。

1、生活実態の把握と傾向について。生活保護の受給世帯数、受給者数、受給理由、生活相談数、申請件数などについてであります。

- 2、不正受給の実態と防止の取り組みについて。
- 3、就労支援など、自立を促すための方策について。
- 4、道のケースワーカーや町の民生児童委員との生活保護行政の連携について。
- 5、生活困窮者等の生活相談の充実と減免・軽減について。

この5点についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「生活保護と生活困窮の実態について」であります。

ご質問にありましたように、生活保護の受給者につきましては、平成20年秋のリーマンショック以降に急増し、東日本大震災が起きた平成23年には200万人を超え、本年3月には、戦後の混乱期に受給者数がピークとなった昭和26年の204万6,000人を超えて、過去最多の210万8,000人余りとなったところであります。

生活保護受給者の増加の背景には、景気の低迷のほか高齢化の進行も大きいと分析され、厚生労働省では、超高齢社会の傾向に歯どめがかからないため、景気が回復しても生活保護受給者数は引き続き増加する可能性が高いと推測されており、国の財政を圧迫する生活保護費の急増を抑えるため、自立支援策の拡充を初め制度改革の検討を行っているとお聞きいたしているところであります。

なお、「生活保護事務」につきましては、福祉事務所を有しない町村は、保護申請の送付や保護費の支給など以外の事務は、基本的に都道府県が行うこととされておりますことから、本町の場合は、十勝総合振興局社会福祉課が事務を担当しており、受給世帯数を初めとする生活保護に関する実態につきましては、十勝総合振興局の資料に基づいて答弁させていただきますことをご理解願います。

ご質問の1点目、「生活実態の把握と傾向について」であります。

本町における生活保護受給の実態についてであります。平成24年3月31日現在の受給世帯数は226世帯、受給者数は326人で、保護率と言われる住民基本台帳人口に対する割合は、1.18%であります。

平成14年度では、受給世帯数は109世帯、受給者数は159人でありましたので、この10年間でおよそ2倍に増加している状況であります。

本町における保護費の支給額は、北海道から直接医療機関へ給付する医療扶助を除いた額で、平成14年度の1億357万円に対して平成23年度が1億9,146万円と1.8倍強に増加しております。

本年3月末の被保護世帯の類型別世帯数についてであります。高齢のため収入や資産の減少などにより生活が困窮している「高齢者世帯」が114で全体の50.4%を占めております。

また、けがや病気が原因で生活が困窮している「傷病世帯」が44で19.5%、「母子世帯」が21で9.3%、「障害者世帯」が20で8.8%、稼働年齢層で失業等により生活が困窮している「その他の世帯」が27で11.9%という状況であります。

中でも、近年は景気停滞の影響を受けている「その他の世帯」の増加が著しく、平成14年度の8世帯から27世帯へと、10年間で3.4倍となっているところであります。

最後に、本町で生活相談を受けた件数についてであります。平成23年度は延べ76件で、うち十勝総合振興局に生活保護の申請を提出した世帯が46世帯でありましたが、2世帯は申請が却下されたという状況であります。

ご質問の2点目、「不正受給の実態と防止の取り組みについて」であります。

ご質問にもありましたように、生活保護受給者の増加に伴って、制度を悪用して不正受給している件数も増加しているところであります。

不正受給の事例といたしましては、他人に成り済ましたり、生活実態がないのに住民票のみを異動して生活保護を申請する事例や、所得または資産を隠している事例などがあり、北海道におきましては、定期的にケースワーカーが家庭訪問を実施し、生活状況などを調査して不正防止に取り組まれているところであります。

また、被保護者に収入があった場合には、その月ごとに収入状況の報告を義務づけるとともに、1年に1度、町を通じて所得状況の調査が行われております。

町におきましても、民生委員や近隣住民の方から提供される情報によって、被保護者の実態把握に努めているところであります。

本町では、いわゆる不正受給と言われる悪質な事例はありませんが、平成23年度におきまして、所得調査によって所得の報告漏れが判明して、生活保護費が減額された事例が3件あったところであります。

平成19年に発覚した滝川市における不正受給事件や本年の札幌市における事件などのような不正受給は、全国で後を絶たない状況にあります。生活保護費のおよそ2分の1を占める医療扶助において、一部の医療機関の過剰診療による不適切な給付も大きな割合を占めている状況にあると言われております。

このため、厚生労働省におきましては、医療扶助の適正化のために、電子レセプトを活用した不正受給の監視システムの開発や医療機関への直接指導の法制化などについて検討を進めているとお聞きしているところであります。

ご質問の3点目、「就労支援など自立を促すための方策について」であります。

前段申し上げましたとおり、近年、長引く景気の低迷による失業者の増加などが、生活保護費の増加要因の一つであると言えますが、就労支援策や失業対策を含めた根本的な景気対策については、町が単独で実施することは非常に難しい問題であろうと考えております。

現在、国におきましては、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の特別部会で、生活保護制度の改正とともに、生活保護に至らない段階における生活困窮者支援の対策について検討が進められております。

具体的に申し上げますと、失業者など就労可能な人が生活保護受給に至る前に生活習慣づくりから支援する就労準備制度の構築のほか、生活保護受給者も含めて社会復帰へ向けた準備的な軽労働の場を確保する仕組みや、就労して収入を得た場合に、今の制度は生活保護費から減額されるわけですけれども、これらを積み立てて自立する際に一括して給付する制度、住宅扶助を遊興費や他の生活費に充当し、家賃を滞納して住居を退去しなければならない事態を防ぐために、住宅の貸主に直接家賃を支払う制度の創設など、「就労支援」「家計再建」「住まいの確保」を柱としていただいております。

町といたしましては、このたびの検討において、憲法第25条に定める「生存権」の理念が十分に反映されるよう、社会保障審議会の議論を注視しているところであります。

ご質問の4点目、「ケースワーカーや民生委員との連携について」であります。

生活保護法第22条には、民生委員は生活保護の事務の執行に協力するものと定められており、本町におきましては、これまでも生活困窮者の発見、生活相談、生活保護の申請という段階から、生活保護受給後の体調管理や生活状況、就労に関する相談などについて民生委員の活動の一環として、民生委員の協力のもと、町担当者とケースワーカーが一体となって進めてきているところであります。

今後とも、こうした連携を緊密にして、生活保護受給者など生活に困窮されている方々の支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「生活困窮者等の生活相談の充実と減免・軽減について」であります。

生活に困窮されている方々の生活相談につきましては、福祉課の職員が、電話や保健福祉センターへ来庁されての相談や家庭等へ伺って相談を受ける場合のほか、親族や民生委員など第三者からの相談などさまざまな形で生活相談を受けてきたところであります。

相談を行う際には、生活困窮に至った原因、所得や家計の状況、預貯金や生命保険などを含めた資産の状況、家族や親族の状況のほか、現在の所持金や食料の有無、心身の健康状態などについてお聞きし、障害年金や遺族年金の給付手続の漏れや高額医療費の申請漏れ、失業者に対する住宅手当制度、町税の減免や徴収猶予など他の制度を活用することによって生活改善の方法がないかなどの相談を行

うとともに、所得状況等に応じて生活保護の受給申請について勧奨させていただいてきたところであり
ます。

生活保護制度は、預貯金や働く能力など自分の力、家族の援助などさまざまな方策を尽くしても、
自力で生活できない方々の最低限度の生活を支える「最後の社会的セーフティネット」と言われてい
るものであります。

町といたしましては、今後とも、相談者の心情に十分配慮し、生活状況を正確に把握するよう相談
業務に取り組むとともに、生活に困窮していて支援を必要とされる方が本制度を活用できるよう、民
生委員や公区長などを通じて、生活相談を受けていただくよう周知を行い、制度的確かつ適正に運
用され、セーフティネットとして最大限の効果を発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えており
ます。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 1点目の生活実態についてですけれども、本町の生活保護の受給者、受給世帯と
もに、国全体としても右肩上がりですけれども、本町としてもここ10年間で
2倍に増加している、そういうことがわかりました。

2点目についてですが、不正受給についてですけれども、この生活保護の制度は病気や障害等で働
けない方が当然出てくるわけで、町の考えと同じようにセーフティネットとしてこういった制度、や
はり必要だと私も思いますけれども、ただ、冒頭で申し上げましたように、最近、不正受給が横行し
たり、働けるのに働かないケースなど多々報道されるようになりまして、生活保護の必要のない人も
受給しているケースがあるのではないかとということで、疑問を感じているところであります。ただ、
不正受給といっても、調査権限については町に福祉事務所もないわけであり、道総合振興局が行って
いるわけでありすけれども、それによって町が踏み込めない部分もあるかと思うのですけれども、
実際調査権限のある道のケースワーカーさんですけれども、幕別担当の方は何人いらっしゃるのか、
また、他町村も兼任しておられるのか、幕別専任なのか、それをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 4人いらっしゃいます。

他町村との兼務の実態ということでありすけれども、兼務している方もいらっしゃると聞いてお
りすけれども、どこの地区が担当だとかということについては、ちょっとこちらのほうでは承知し
ておりません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 4名に、以前よりふやしたというふうにははお伺いしているわけなのですけれど
も、この基準というのはケースワーカーの配置基準、国の基準80世帯に1人、それに合わせて増員を
かけたということなのか。

また、ケースワーカーさんは、受給者のところへは定期的に訪問されていると思うのですけれども、
どのくらいの頻度で訪問されているのか、わかりましたらお願いします。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 基準は、議員が言われていましたとおり80世帯に1人という格好で配置され
ております。それで、家庭訪問につきましては、現在、帯広・十勝振興局におきましては1カ月に1
回程度家庭訪問されているというふうには伺っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 最近の報道によりますと、ケースワーカーさんも経験年数が少ない若手の職員が
ついたり、また、大学卒業後にすぐに生活保護担当になったりするようなこともあるようでして、
道のケースワーカーは、その辺経験年数は考慮されているのかどうかわかりませんが、ただ言
えることは、他町村なども兼任しながらの4人体制であり、また家庭訪問も月1回程度ということで、
やはり生活実態の把握といっても十分にできていないというふうに感じますし、仮に不正受給があっ

たとしても、見抜いていくにはやはり少ない体制ではないかと思うのですけれども、町としてはこういった体制、充足していると考えているのか、また増員等の要請はできないものか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内のように、生活保護世帯がどんどんふえていく、それに対応できるだけケースワーカーが増やしていけるかとなりますと、道にしてもあるいはそれぞれの支援にあっても、こういう財政状況の中では対応できない。今、恐らく平均しますと、1人のケースワーカーが大体100世帯ぐらいを持っているのではないかというような新聞報道もあります。100世帯持って毎月1回回ただけでも、毎晩残業していてもなかなか追いつかないぐらい大変な仕事の量だというようなことを言われております。

それともう一つ、不正受給にかかわってですけれども、ケースワーカーといえども、調査権を持っているわけではないわけですから、あくまでも行って実際を見たり聞いたりというところまでがケースワーカーとしての役割であります。したがって、あなたの貯金を銀行行って調べてきますなどということはもちろんできないわけですから、そういった意味では、ケースワーカーの方々も大変難しいもの、厳しいものがあるのだというふうに思っております。

私どもも、町としてはあくまでも協力という段階でありますから、そうしたケースワーカーとの連携を密にしながら、もちろん道のほうへもっとケースワーカーをどんどん増やしてくれというようなことは、今の私どもの立場からではなかなか言いづらい部分もあるのかなというふうに思っておりますので、道段階ではぜひ全道的な立場の中で、いわゆる全道的な範囲の中で、そうした配置について意を用いていただくようお願いはしていきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 不正受給防止ということですが、ご答弁の中にもありましたように、道としては家庭訪問によって防止するように努めているというふうなことでありましたけれども、今そのような対策しかとれていないということで、やはりケースワーカーの役割としてはすごく大きなものがあるというふうに感じております。その不正受給が現在防げるかどうかについては、ケースワーカーにかかっているのではないかなということで、いろいろ財政面でも厳しい部分もあるのですけれども、今後こうした不正受給が横行している状況ですので、増員もやはり視野に入れるべきではないかというふうに私としては考えております。

また、実際、不正受給が平成23年度に本町において、所得調査において所得の申告漏れによって保護費を減額した事例が3件あったということでしたけれども、受給停止に踏み切ったケース、これについてはないというふうに考えてよろしいですか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） ここ数年はないと伺っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 停止するまでに至ったケースはないということですが、このケースについては源泉徴収等で不正受給が容易にわかるケースであると思っておりますけれども、実際、最近横行しているような不正受給については、他人名義に住居や車など、他人名義に偽装して綿密に巧妙にやるような簡単に見抜けないような場合が出てきていると思っております。そして、そういった報道によって、そういった行為を模倣するような人が出てきたり、より巧妙な手口を考えるような人が出てくるかもしれないという、そういったちょっと時代の流れに入ってきているのではないかというふうに考えております。

ですから、その時代に合わせた対策というのを考えなければいけないと思っておりますけれども、道が主体にやっている、また国も最近対策を検討してきている、そういう状況ではあるのですけれども、町にも福祉課というものがきちんと配属されておりますので、町として何らかの対策、これは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたとおり、生活保護の調査等については、振興局、道が担当ということですので、私ども町が与えられた役割、町としての責務を果たしていく、それはあくまでも協力であるというふうに思っておりますので、私どもみずからがこんな施策を講じて実態を調査するとか、ケースワーカーを差し置いて家庭訪問するということには当然なり得ないのだろうというふうに思いますけれども、町としてでき得る限りのことをやっていくことは、これは当然必要であろうと思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 町としてでき得る限りのことはやっていただけるというご答弁がありました。民生委員さんや近隣住民の方から提供される情報によって、実態把握に努めているというふうなご答弁がありましたけれども、こういったケース、近隣の方がたまたま見かけたとか、不正受給の疑いがあるのではないかとといった連絡が町のほうに来たり、民生委員さんを通じて来ることもあるかと思うのですけれども、どういった情報が町に入ってきているのか、何件ぐらい入ってきているのか、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 一般町民から情報が入ってきているのは、内容的には生活保護を受けている方が車を乗り回しているというような情報を、年間1件か2件程度伺っているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） そういった情報が入った場合には、きちんと道に対してしかるべき調査をしていただけるように、早急に連絡のほうの体制はできていますでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） そういう情報が入った場合には、すぐ道の担当のケースワーカーのほうに連絡を入れております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） そういった情報が入ったときには、早急に対応していただきたいと思います。

また、医療機関の受診についてなのですが、生活保護の受給している方は医療費の窓口負担がないということで、無料ということで、最近、過剰診療によって医療費の増大が懸念されているわけですし、国のほうも監視システム等の整備を検討しているということでありましたけれども、滝川市で起きた不正受給においては、滝川市から北大に介護タクシーを使っていた、1回約30万円という高額な額を受給していたそうですけれども、やはりタクシーを利用すると金額が大きくなっていくわけでありまして、本町の受給者のタクシーの利用状況、これについてどういうことになっているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 医療費に関するタクシーの利用についても、町においてはわかっておりません。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 先ほど申し上げましたとおり、医療費に関する事務につきましては、町において一切行っておりませんので、そういう意味で、医療機関へのタクシーの利用についても町では実態はわかっておらないということでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 町としては実態がわからないということでありまして、もしかしたら滝川市のようなことが起こり得るかもしれない、そんなことを今ちょっと心配になりました。

ちょっと質問を変えますけれども、よっぽど体調が悪ければ、ここで言うと帯広の病院にかかる場合は必要性が出てくるというふうに思うわけなのですが、そうでない、重症でない場合は近く

の医院などで十分対処できるというふうに思うわけですが、できるだけそういう近所の医療機関を使ってもらおうということで、そういうような受給者に対してお勧めはしているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 医療費の扶助につきましては、あくまでもこれは北海道が事務を担当して、どこの医療機関にかかったか、どのような医療が行われているかということは町では把握することはできません。すべて道費といいますか、道が事務を行っています。そういった意味で、町のまた医療機関からどんな治療が行われたかということは、これはあくまでも医師法によって患者の内容について漏らすことは医師はできませんので、町に対してそういった情報も一切来ないわけであります。ですから、町としては医療扶助に関しては一切把握できるシステムにはなっておりませんので、どこの病院にかかったか、どういった治療が行われているのかは全く関知することができないというお答えであります。

○議長（古川 稔） 例えば町内の病院を使うとかそういう指導は一切できないということなのですか。民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいまのご質問の中で1点、町が生活指導のような中で、病院の指定をできるかというお話ですが、これについては私どものほうとしてはいたしておりませんし、できないというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） それではタクシーではなくて、通院等で町の車両の外出支援サービス、これを利用されている受給者の方いらっしゃると思うのですけれども、そういったことは極力勧めているようにしているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 外出支援サービスの中で、生活保護者が利用しているかどうかその実態については、今手元に資料がありませんのでお答えできませんけれども、一つのルールの中で、該当する方がいらっしゃれば、それは利用していただいて構わないだろうというふうに思います。ただ、その実態については、私どものほうとしては、今現在把握しておりませんので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 3点目の就労支援などについてに移りますけれども、道内の最低賃金が14円上げて719円にするといった報道が最近されたわけなのですけれども、それでもなお、最低賃金との逆転現象が解消されず、いまだ最低賃金で働くよりも生活保護の収入が多い、そういった現象が起きている状況であります。そういった状況の中で、やはり生活保護を一度受給すると抜け出せないケース、また、一度受給したら期限つきでもないわけですので、生涯死ぬまで受給するケースも多いかと思えますし、またその一方で、低収入でありながら生活保護を受けずに頑張っている方、パートやアルバイトなんかを掛け持ちで朝から晩まで一生懸命働いている方もいらっしゃいます。そういう現状を見ると、本当に不公平だなと感じる部分もありますし、努力する人が報われるような仕組みではない、国の制度ではあるのですけれども、欠陥が多いのではないかとこのように感じました。

そこで実際に、生活保護の受給者が就労して、生活保護を抜け出したという、そういったケースはどの程度ありますでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに、生活保護を毎年申請をいたしておりますのが46件、23年ですね、そういう数字があります。そのうち却下になったのが2件ということですから、申請をして生活保護を受給した方が44件その年であったと。1年間に伸び率を見てみますと、10件ぐらいの伸び率でいっているということは、すなわち差し引きますと30件ぐらいが自立に向かったというような計算になるのかなというふうに思われます、単純に。ですから、いろんな形があります。体を悪くして失業

して、生活できないから生活保護を受けると、体が健康になれば当然働きたいということで、仕事を求めて仕事ができるようになれば当然生活保護から離れていくと、自立していくという方がいらっしゃると思います。ただ、その実態については、私どものほうとしては十分把握しておりませんので、件数等についてはちょっと今の段階では申し上げられません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今、話にありましたように76件相談、申請が46件、却下2件ということで、この状況を見ると、申請をしたらほとんどが通ってしまう状況ではないかというふうに思ったのですが、先ほど申し上げたように、一度生活保護を受給すると抜け出せない傾向にあると思います。扶助としても8種類ものの扶助がありますし、決定権は道にあるわけですが、申請をしたらほとんどが通る状況、この状況は町としては不正受給など多い中、このチェック体制というのはきちんとしてとれているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと誤解があるのかと思いますけれども、別に申請したのが生活保護認定になったから、それが不正受給につながるのか、町のチェックが甘いとか、そういうことは決して私はないというふうに、あくまでも、生活保護を受ける基準を満たしているから生活保護の認定がされるということでもありますので、今言われたように、何十件申請して何十件にもなっているのだから、それがどうだということの解釈にはつながらないのかなど。あくまでも生活保護が必要とされる方が生活保護を受けていると、私はそのことは当然であって、町としてもそうあるべきなのかなど。決して不正受給のためとか、生活保護を増やすためとか、そんな意味のことは町としても考えているわけではありませんし、あくまでも基準に従って申請があり、そして却下なり保護決定が下されるわけがありますので、その点ちょっと決して数値的なものだけでは判断できないものがあるというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

1点目の答弁でありました、その他の世帯という分類の中で、その他の世帯の増加が著しいということで、10年間で3.4倍にもふえているということですが、この世帯については就労できるけれども、失業などによって働けないケース、若年層もいると思うのですが、実際ハローワークに行ったりしますと仕事もあるようですし、特に若い人などは仕事もあると思いますし、地元紙によりますと、毎週月曜日100件以上も求人が出ております。景気の低迷ということの影響を受けているというようなご答弁ありましたが、こういった方々が自立していけるように、就労できるようにきちんと行政側から支援、アプローチ、そういうものはしているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） その他の世帯が増えるということは、本来的によく余りいいことではないのだろうと。これはケースワーカーなんかから言わせると、生活保護の本来は働きたくても働けないでいる人たちが最後の手段として生活保護を受けると。ただ、現に働ける人がいても働けないというのは、これは生活保護法だけの問題ではなくて、いわゆる就労のいわゆる労働問題、あるいは今の景気だとか、国のいわゆる労働者対策、そういったいろんなことが出てきて、この3.4倍の数値になってきているわけですから、それを今、国としては何とか働ける人たちが働ける場をつくっていくことも生活保護の中では大事なことではないか、大切なことではないかというようなことが、今、論議をされているということでもありますので、そうした中で今後どのような方向に進められていくかを、私どもは今注目していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 国のほうでも、社会復帰に向けてさまざまな制度を考えているようですが、帯広市では受給者の社会復帰を促すために、自立支援プログラムというのを実施しております、就労体験を通して自信を取り戻したり、就労意欲を高めて就労につなげていく、そういったことをされ

ているそうですけれども、実際効果としては、すぐに就労できるような受給者は少ないようなのですが、こういった取り組み、本町としては独自に何か考えておられないのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 市がやろうとしておりますのは、市はご案内のとおり福祉事務所を持っておりますから、福祉施策として生活保護費が急増する中で、何とかその対策としてそういったことをこれから進めていこうというわけでありまして、私どもが町独自でそういったことは、なかなか先ほども申し上げましたように難しい問題があるのかなというふうに思っておりますので、大局的な中でそういう働きたい人が働ける場を確保していくと、もちろん町としてはできることはやっつけていかなければならないわけでありまして、なかなか難しい問題があるのかなという、今の段階ではそんな状況かというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 4点目の民生委員さんについてですけれども、最近は生活保護の世帯のみならず、孤独死の問題も出てきておりますし、高齢社会によって独居の高齢者世帯なんかも増えてきております。そういった高齢化によって、高齢者への比重も大きくなっており、だんだんと民生委員さんの役割、重要性というものが高まってきているのではないかと思っております。しかしながら、民生委員さんの待遇面を見ますと、報酬というものは出ていないようで、少ない活動費の中で一生懸命取り組まれている状況でして、ボランティアというか、奉仕の心がないと本当にできない仕事であると頭の下がる思いでいっぱいなわけなのですけれども、その重要性が高まってきている中で、民生委員さんの待遇面、活動費のほうですけれども、もう少しふやせないのか、手厚い待遇は考えられないものなのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内のように、民生委員はいろんな看板をしょってございまして、当然、厚生労働大臣から民生児童委員の委嘱状が交付されるわけですけれども、町としてはそういう人に報酬を払えないわけですから、町として福祉委員という委嘱状を交付させていただいて、これにかかわる報酬を支払っているというのが現状であります。もちろん十分とは言えないのかもしれませんが、民生委員さんの今おっしゃったように奉仕的な心というようなものは、我々も大変ありがたいなという思いをしておりますけれども、できる限りその活動に支障が来さない範囲の中で支援できればというふうには、これからも思っていていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 待遇面で考えますと、やはりある程度待遇の部分も手厚くしていかないと、今後なり手不足にもつながっていくと思っておりますので、少しばかり考えていただきたいと思っております。

現在、民生委員さんは欠員はないというふうに聞いてはいるのですけれども、ただ、高齢化が進んでいるようで、今後なり手不足の傾向にあるというふうに伺っているわけなのですけれども、なり手不足解消のために町が取り組んでいることがありましたら、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 民生委員さんをお願いする段階では、私どもも適任だと思われる方の把握はひとつしておりますけれども、一番わかっているのは地域の公区長さん、そういった方たちにご相談を申し上げまして、そういった形の中でご推薦をいただいて委員さんをお願いをするというような、地域との連携という中で行っております。

民生委員さんの仕事というのは大変難しいものですから、地域の中でいろんな場面で公区長さんをお願いをいたしまして、民生委員をご紹介をいただくとか、民生委員さん自身が地域の活動の中に参加をしていくとか、そのような中で民生委員さんの仕事を理解をしていただいたり、また逆に民生委員さんが退任される場合には、地域の中で次の担い手が育ってくれるように、そのよう形で地域のほうと行政と連携を図って今やっているという状況でございます。

そのような中で、できるだけ欠員が生じないように、町としても努力をしていきたいというふうに

考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） また、民生委員さんの連携についてですが、聞くところによりますと、生活保護の受給額が決まりましたら、受給者の住所、氏名など民生委員さんのところに連絡が来るということですが、どうしても、こういった理由で受給することになったとか、収入状況だとか、そういった詳しい情報は入ってこないのか、少しかかわりづらいといった話がありました。

民生委員さんに情報提供をきちんとしていけないというのは、こういった理由でこうなっているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まず、民生委員さんの担当の区域の中に生活保護を受給する方が生じたと、そういった一報というのはすぐ入れさせていただきます。その段階で、例えばどのような理由で受給になったのかというのは民生委員さんとケースワーカーが面談をしながら、そういった形の中でお知らせをすると、または把握をしていただくというような形をとっておりますので、即詳しい状況まで民生委員さんに連絡が行くという形ではない形があるかもしれません。これは、誤解と色々な別な形の情報が伝わるということは避けたいということで、ケースワーカーと民生委員さんとの話の中でお伝えをしていくというような体制をとっているというふうに聞いております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 情報が伝わるには少し時間差もあるというふうなご答弁でありました。

5点目の質問に移りますが、決算資料によりますと、生活保護世帯を除く生活困窮世帯に対して、年2回見舞品が支給されているということが書いてありましたが、支給額は世帯数で割りますと1世帯当たり2,000円というふうになっておりますが、こういったものがこれ実際に支給されているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 年2回配付しているところでございますけれども、これは8月と3月にそれぞれお米券を2,000円分配付しております。ですから、1世帯2回受けますと、4,000円分のお米券を1年間に受け取るという形になっております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） その対象世帯なのですけれども、平成21年からのデータによりますと、だんだんと減ってきておまして、107世帯から77、平成23年度56世帯とだんだん減ってはいるのですけれども、所得階層別で見ますと100万円以下、200万円以下の減っている状況は変化なく推移している状況ではあるのですけれども、なぜか対象世帯が減っている。これはこういった理由でありますでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 生活物資の支援という関係につきましては、社会福協議会または民生委員協議会、こういった形の中で、各地域の中を見ていただいて、生活保護を受給ではない、それに近い生活に困窮していると、そのような世帯の把握などをいたしまして、その中で認定をさせていただいて渡させていただいていると。また、これは自分から生活が苦しいのだという申し出を受けて、その状況を調査するというか、実態を把握させていただいて認定させていただいている部分もあります。

数が減っている部分というのは、地域の中におきまして、そういった形の家庭の方が減ってきているという部分もあるのだろうと思いますし、また、経済状況の中で生活保護が徐々に伸びておりますから、そういうぎりぎりのところで頑張っている方も生活保護を受給するような形になって、数が減ってきているという部分もあるのかなど。いろんな形の中で毎年変化いたしますので、一概には理由といたしましても言えないのですけれども、そのような状況の中で認定をさせていただいて、そして対応させていただいているというところですので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） また、決算資料の中で所得階層別内訳の中ですけれども、200万円以下が71.1%。
○議長（古川 稔） 済みません、済みません、小島議員。その部分は決算委員会でやっていただければ。

○5番（小島智恵） 生活保護の受給者よりも少ない収入の中で生活をやりくりされている方、いらっしゃると思うのですけれども、そういった200万円以下、特に100万円以下の所得の方については、生活困窮者というのに該当するのかもしれませんが、そういった方々の生活実態の把握はされているのか、また、お米券の支給のほかに何か施策は打っていないのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 所得階層別に生活の実態の把握ということは、特に行っておりません。所得が少ないからといって生活がどうか、例えば年金生活になっている方については、退職金だとか、働いていたときに蓄えを持っているという方もいらっしゃるでしょうし、その生活の実態というのは所得だけでは把握できないものがあるのではないかとこの考え方をひとつしております。

町は全体的に申し上げますと、例えば公共料金、水道料、下水道料が引き上げをした場合については、3年間ですけれども、激変緩和措置といたしまして、低所得世帯等については3年間、その上がり分を調整するとか、または各制度の中で国民健康保険だとか、または介護保険、そういったところについては、保険料等については所得階層別に軽減措置を図るとか、これは制度の中で行っているわけですけれども、特に町のほうとして、細分化できる部分は細分しながら、ご負担を軽減すると、そのような形でできることについてはできるだけ低所得世帯に対する、そういう状況についての軽減措置、そういったものはできるだけとってきているつもりでございますし、これからもそういったところについては意を配してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） その200万円、100万円以下の階層の方が今後生活保護を受給する可能性も高いというふうにも考えられますので、そういった低所得者の方にも目を向けていただきたいなというふうに思っております。

生活保護について、ご丁寧にご答弁をいただきました。

この制度は国としても、いろいろ問題が出てきているので、対策を考えているようですけれども、やはり一番今回思ったのは、努力する者が報われる仕組みづくりが大事であるというふうに感じました。努力する者が報われる仕組みでなければ、やはり人間というのは努力しない、楽なほう、怠けるほうへと墮落していることになりまして、結局、後悔することになりますので、努力する者がどんどん出てくるような制度、そういった仕組みが今後構築されることを願ってやみません。

また、町に福祉事務所がないということで、道の権限も少し強いような感じもいたしますけれども、今後、町としてできることもあると思いますので、精いっぱい力を尽くしていただきたいとご期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:55 休憩

11:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○18番（斉藤喜志雄） 通告に基づきまして、フッ化物洗口の実施と教育現場の勤務条件などの改善について、質問をします。

最初に、フッ化物洗口の実施について、お伺いをします。

一生懸命にぶくぶくうがいをする園児というかわいい子供たちの写真とともに、幕別町が今年度から公立幼稚園と保育所で導入することとなったフッ化物洗口が、8月18日の忠類保育所を皮切りに8月31日までに町内6保育所、1幼稚園で実施されるとの新聞報道がなされました。

これは虫歯予防策の一つとして、2009年6月の道議会において「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」が可決、施行されたのを受けて実施されたものと承知をしているところでありますが、このフッ化物洗口による虫歯予防については世界的にも賛否両論があり、いわゆる先進国と呼ばれる国々にあってもフッ化物による虫歯予防の見直しが検討されるなど、中止の方向に向かっているとも言われているところであります。

なお、道の条例制定に当たっても賛否両論があったことから、集団フッ化物洗口を一律に実施せず、保護者の意向あるいは子供の自主性を尊重して実施されるとの附帯意見が確認されているものと理解をしているところであります。

一方、虫歯予防については、近年、生活習慣の変化や、歯・口腔に対する健康意識が高まったこともあり、子供の虫歯の保有率は急激に減少してきている状況にあるとお聞きをしております。

つきましては、集団フッ化物洗口を推進する立場にある幕別町として、なぜ、集団フッ化物洗口を実施するのか。次に、集団フッ化物洗口の実施により、どのような効果が期待できるのか。さらに、集団フッ化物洗口に危険はないのか、の3点について、その必要性、有効性、安全性の観点から、どのような所見や見解をお持ちか、お伺いをします。

次に、教育現場の勤務条件などの改善について、お尋ねいたします。

長期休業である夏休みが終わり、学びやには子供たちの元気な声と明るい笑顔がはじける2学期が始まりました。その学校には、教職員が児童生徒のあらゆる可能性を見出し、育むことにふさわしい研修の機会が保障されていなければなりません。しかし、その研修の機会が最近では時間的にも範囲的にも限定され、認められなくなってきていると言われております。これでは、保護者の期待に応え、児童生徒の可能性を育てる教師の力量が確保できないのではないかと危惧するところでもあります。

一方、教育現場での業務の多忙化は、これまでもしばしば取り上げてきたところですが、今もって少年団や部活動の指導、あるいは祝休日の対外試合の引率等々に始まり、膨大な事務処理、そしていじめや不登校など、生徒指導への対応や教材の準備など、学校での超過勤務のみならず、家庭に仕事を持ち帰らざるを得ないような状況が常態化している現実にあるとお聞きをします。

教職員が児童生徒との触れ合いの時間を増やし、本務である授業づくりに集中し、健康で子供たちに接するためにも、時間外勤務の縮減は強く求められているものと考えるところであります。

つきましては、勤務環境改善の観点から、最初に、教特法が研修の積極的な活用を目指していることに鑑み、研修機会の拡大、とりわけ校外研修を積極的に進めるべきと考えますが、いかがお考えか、お伺いをします。

次に、教職員の力量、言いかえますと資質向上と子供たちの学力向上のためにも、研修旅費の増額を図るべきと考えますが、いかがなものでしょうか。

最後に、道教委の通知を踏まえ、勤務時間の適正な管理と時間外勤務の縮減など、どのような削減策を講じてきたのか。

以上、勤務条件の改善にかかわって、2課題3点について、所見をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「フッ化物洗口の実施について」であります。

フッ化物洗口は、我が国では1970年代から地域歯科保健施策の一環として普及し始め、NPO法人「日本むし歯予防フッ素推進会議」が行った調査によりますと、平成22年3月現在で、全国7,479の施設の約78万人の児童生徒が実施しているという結果が報告されております。

北海道では本年3月末現在で、道内179市町村のうち90市町村の414の施設で、十勝管内は13市町村の68施設で実施されております。

虫歯は多因子性の疾患であることから、その予防は、好ましい生活リズム、規則正しい食事や成長に見合った食生活、適切な歯磨き、フッ化物による歯質の強化など、さまざまな方法の中から一人一人に応じて取り組むことが効果的であるとされております。

フッ化物による虫歯予防効果については、昭和49年に世界保健機構が勧告を出して推奨しており、平成15年1月には厚生労働省も日本歯科医学会の研究の成果等を踏まえ、「8020(ハチマル・ニイマル)」の達成という国民の口腔保健の向上に寄与するために、フッ化物洗口法の具体的指針として「フッ化物洗口ガイドライン」を都道府県を通じて市町村に通知したところであります。

ご質問の1点目、「集団フッ化物洗口の必要性について」であります。

虫歯の予防は、歯磨き習慣の定着やフッ化物の塗布など、家庭での取り組みが大切であり「基本」であるものと考えております。

しかしながら、虫歯は他の疾患と異なり国民の大多数に認められる国民病であり、一度虫歯になってしまうと、成人になってからも継続して治療が必要となり、幼少期での対策が大変重要であります。

北海道は、都道府県の中でも虫歯の罹患率が高く、この状況の改善に向け公衆衛生的な取り組みを検討し、フッ化物洗口の普及を定めた「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」を平成21年6月に制定いたしました。

北海道はこの条例に基づき、計画的にフッ化物洗口の実施を推進しており、本町におきましても、帯広保健所の支援のもと、本年8月から公立保育所5カ所と忠類保育所、わかば幼稚園において実施いたしております。

歯磨き習慣の励行など、虫歯予防は家庭での取り組みが基本ではありますが、家庭によっては、虫歯予防に取り組むことが困難な状況下に置かれている児童も存在しており、集団で実施することで継続的に虫歯にならない環境を維持することにつながり、その効果は大きいものと考え、集団でのフッ化物洗口に取り組んでいるところであります。

なお、集団洗口の実施に当たりましては、事前に保護者への説明会を開催し、フッ化物洗口の趣旨、目的、効果などを説明した後に、保護者から同意をいただいた児童を対象に実施しておりますが、保護者から同意をいただけなかった児童には、水による洗口を一緒に行い、児童間に違和感を生じないように配慮いたしているところであります。

ご質問の2点目、「集団フッ化物洗口の有効性について」であります。

虫歯予防の基本は、何よりも習慣的な歯磨きであります。ブラッシングの方法や熟達度にもよりますが、歯磨きで汚れを完全に除去することはなかなか困難であり、特に子供は根気よく歯磨きを継続的に行うことが、家庭環境によって大きな違いが生じているのが現状であります。

加えて、子供の生え変わったばかりの永久歯は、歯の質が柔らかく、磨き残しがあると虫歯になりやすいと言われております。

フッ素塗布やフッ化物洗口を行うことによって、そうした子供の歯のエナメル質を強化し、虫歯になりかけた歯を修復したり、酸に溶けにくい歯をつくることから、虫歯予防の効果が高まることを期待できると考えており、フッ化物洗口法は、中でも虫歯予防効果が最も高く、安全性や経済性にも優れていると言われており、町といたしましてもフッ化物洗口に取り組んだところであります。

ご質問の3点目、「集団フッ化物洗口の安全性について」であります。

保育所などでのフッ化物洗口は、保育士や教諭の指導のもとで行っておりますが、子供でありますので、うがいになれていない場合などに誤って飲み込んでしまうことも考えられるわけですが、水に希釈するフッ素の量は、週に5回実施する方法では、1回約0.2ミリグラムで番茶1杯から2杯に含まれるフッ化物に相当し、たとえ、洗口液を誤飲したとしても、身体に影響を及ぼす量ではないと考えられております。

また、世界保健機構の勧告では、飲用水でもある水道水にフッ化物を添加してフッ化物洗口を実施することは望ましくないとされておりますが、真水にフッ素を希釈して実施する方法では、数年にわたりフッ化物洗口を実施した場合においても、身体に影響を及ぼすものではないと言われております。

本町での実施におきましては、フッ化物洗口マニュアルを活用し、フッ化物の薬剤の調合や保管などに従事する職員を対象に研修を繰り返し開催するとともに、子供たちに対しても水を使ったうがいの練習も十分に行った上で実施をしたところであり、安全対策には今後とも十分に配慮して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

「教育現場の勤務条件などの改善について」であります。

「教育は人なり」と言われておりますように、教師の一举手一投足は、教師が意図するしないにかかわらず、その後の子供たちの発達や生き方にどれほど大きな影響を与えるか、はかり知れないものがあると考えているところであります。

このため、先生方には教科の専門的な指導力はもちろんのこと、人生の先輩として、豊かな経験に基づく温かな人間性や確かな人生観も求められているところであります。

このようなこともあり、教職員の身分や勤務条件については、その職務の特殊性から「地方公務員法」のほか、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や「教育公務員特例法」など多くの法令が適用されるなど、他の公務員と比較して特別な位置づけがなされているところであります。

ご質問の1点目、「研修機会の拡大、とりわけ校外研修を積極的に進めることについて」であります。

ご承知のとおり、教育公務員の研修については、その勤務形態から、「職務として命じられる研修」「休日、あるいは年次有給休暇を活用して実施する研修」「職務に専念する義務を免じられて実施する研修」に分けられるものであります。

斉藤議員のご質問の趣旨から、「職務に専念する義務を免じられて実施する研修」のことと判断し、お答えさせていただきたいと思っております。

勤務地である学校を離れての研修、いわゆる校外研修につきましては、教育公務員特例法第22条第2項におきまして、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」とあり、「職専免研修が可能であること」と「職専免研修を実施する際の条件」が規定されているところであります。

また、「授業に支障のない限り」ということから、校外研修は主に夏休みや冬休みといった長期休業日の期間内で行われるとともに、「本属長の承認を受ける必要がある」ことから、教員みずからが研修計画を立てて行われるものであります。

校外研修としましては、図書館や博物館、自然公園などにおける自主的な資料の収集や教科の研究、さらには、教育研究所など教育団体が主催する各種研修や研究会等への参加などがあるほか、従前は、学校にパソコンが配備されていなかったことや、配備されていても必要なソフトがインストールされていないなどの理由により、自宅での研修も行われておりましたが、最近ではこれらも整備されておりますことから、自宅での研修が減少してきているところでもあります。

いずれにいたしましても、子供たちが抱える、いじめ・不登校や心の健康問題の増加、生活習慣や生活リズムの乱れなど、さまざまな課題に対応していくためには、学校の外にも視野を広げる必要があり、教員が社会教育施設などにおいて体験を積み、そこで得た、物の見方や考え方を学校教育に還元していくことは、大変重要なことと考えております。

こうしたことから、北海道教育委員会におきましては、昨年度からの道立青少年教育施設での研修受け入れに加えて、本年度は道立図書館でも受け入れを始めるなど、校外研修の場の拡大、確保が図られているところであります。

また、本町におきましても、町独自の事業として新採用教職員を対象にした初任者研修を初め、昨年度からは特別支援教育支援員に対する研修、さらには本年度は中学校の柔道指導者を対象とした研修を実施するなど、研修機会の拡充と教職員の資質の向上に努めているところであります。

今後も、研修の機会の場の確保・拡大を図るとともに、校長会議などを通して、校外研修に限らず、各種の研修に積極的に取り組むよう啓発いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の2点目、「研修旅費の増額について」であります。

教職員の研修旅費につきましては、道費では道教委や教育局主催の研修会に参加するための旅費のほか、各学校に配当される「校内教職員研修促進費」があります。

この「校内教職員研修促進費」につきましては、各学校が校内の研究課題や地域の教育課題に基づいて行う調査・研究や市町村教育委員会、各種教育研究団体などが実施する研修事業等に参加するために措置されている旅費であり、北海道の厳しい財政状況から、これまで一定程度の削減が行われてきたところでありますが、本年度は前年度より増額となっており、本町への配当額で申し上げますと、前年度より3.3%の増加で142万2,000円となっているところであります。

また、本町の教育予算においては、「学校教育振興会」に対して交付金を交付しており、この振興会の事業として、道内・外での研修に係る旅費の一部助成などを実施しているところで、本年度は前年度より若干の増額を図ったところであります。

自治体を取り巻く財政環境が厳しい中ではありますが、今後も必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の3点目、「勤務時間の適正な管理と時間外勤務の縮減などの改善策について」であります。

最初に、「勤務時間の適正な管理」についてであります。これまで、教職員の勤務時間については、通常勤務日の勤務開始時刻から終了時刻まで同じ時間帯で勤務をすることとなっておりますが、本年5月からは、文化祭や運動会、体育祭など業務上必要と認められる場合は、勤務時間をスライドすることができることとなりました。

また、1週間当たりの平均勤務時間を38時間45分に割り振る変形労働時間制については、修学旅行の引率だけでなく、文化祭や体育祭の実施日と準備業務にも適用できるようになったほか、部活動等の引率業務も含めて、週休日の振りかえ等を前4週後8週の期間内で行うことが困難な場合は、直近の夏休み、冬休みの末日まで変更することができるなど、勤務時間の弾力的な運用が可能になり、業務に合わせた対応がとられたところであります。

次に、時間外勤務の縮減についてであります。平成20年に北海道教育委員会が実施した調査では、教員の勤務日における平均労働時間は、校長が約10時間、教頭が12時間、教諭が10から11時間となっており、長時間に及ぶ時間外勤務が職員の心身の健康などに影響を与えるおそれがあることや、子供と向き合う時間を拡充する観点から、縮減に向けて取り組まなければならない重要な課題であると強く認識しているところであります。

このため、道教委においては、平成21年度に時間外勤務縮減に向けた「取り組み方策」を策定し、各学校や市町村教委において、この方策に基づき取り組みを実施しているところであります。

具体的に申し上げますと、「業務が特定の教職員に集中しないための業務分掌や連携の工夫」「パソコンなどの活用による各種データの共有」「会議資料の事前配付や時間厳守による会議の効率化」「時間外勤務縮減強調月間と定時退勤日の設定」「部活動における週1回程度の休養日の設定」などであり、一定の効果が上げられているところであります。

また、私ども教育委員会といたしましても、「教職員1人1台のパソコンの配置と校内LANの整備」「届出・報告書等の様式の簡素化」「各種委員会や団体の整理・統合」などにより事務の効率化を図ってきたほか、「学校事務補助員、特別支援教育支援員の配置」「小学校体育支援員の派遣」「退職教員の活用」「子どもサポーターや心の教室相談員の配置」「中学校部活動等の外部指導者の活用」などに取り組む、教職員の負担軽減に努めているところであります。

いずれにいたしましても、時間外勤務の縮減については、各学校、教育委員会としても不断の見直しを行う中で取り組むとともに、教職員の給与制度や教職員定数制度など人事制度の根本にかかわる問題でありますので、教委連などを通して、国や道に対して必要な要望を上げてまいりたいと考えて

いるところであります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） それでは最初に、フッ化物洗口にかかわって再質問をさせていただきたいというふうに思います。

私は基本的には、80歳まで自分の歯が20本残っているというこの国民運動については、全く否定するものではありません。大事だというふうに思っております。それぞれが自分の健康を守るという観点から大切なことだと、そういう取り組みをしていくことそのものが、そしてその中の一方策としてフッ化物洗口もある、それも十分承知をしております。しかし、ここからがみそ。集団でという、一たびこの頭に集団とついたときに、集団フッ化物洗口を実施するとなったら、ここは私は極めて課題が多いなというふうに思っております。なぜなら、本来的には歯科医療行為、これ後から、なぜその歯科医療行為に当たるかということについては、私どもの思いを述べさせてもらおうと思っておりますけれども、歯科医療行為というのは、基本的には家庭が責任を持って医院と実施をすべきものであって、一律に集団を、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、私もそのとおりだと思う。基本は家庭だとおっしゃられたところは、私もそう思っています。ところが、一たび集団という冠がかぶってきた時点で非常に問題があるよと。その問題というのは何かといたら、一つは費用対効果、もう一つはリスクマネジメント。途中で先ほど説明がありましたけれども、説明と同意というところでのリスクマネジメント。それから、短期的な中毒症状、長期的障害、そういったところでかなりリスクをしょっている、この方法については。

おまえ、何でそんなこと勝手に言えるのだというふうに、歯医者でもないのにということと言われるとあれなのですけれども、そこで1点目の質問にまず入っていきます。

再質問に入っていきたいと思いますが、先ほどの答弁の中にもありましたように、1970年代半ばをピークに順調に減少して、治療済みの歯を含めても12歳で平均1.54本、北海道は2.2本で全国水準より高いという、そういうお答えでした。そうすると、うちがやったのはいわゆる幼児期ですよ。幼児期でやった。これは幼児期でやるのもう一つは学齢期でやるのと二つあるというふうに私は理解をしているのですが、そのうちの幼児期からスタートしている、ことしはうちはスタートしている。そこで私は、では、統計資料的に幕別は非常に高いのかな、どういう状況にあるのだろうか。直前の子供たちですから、3歳児です。町内3歳児の虫歯の平均保有率は幾らか、その対象とした子供たちの数は幾らか、虫歯の総本数は幾らかについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

22年度統計ですが、3歳児健診における歯科健診における1人の平均齲蝕保有数0.78本となっております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 0.7本、0.7ですよ。言っている意味わかりますか。実は、非常にそういうふうにして保有率0.7本ですよ。これは全国どころか全道、あるいは他県を捉えてもずっと低い、やっていなくてですよ、やっていなくて。ですから、なぜその必要があったのかと、お聞きをしたのはそこなのです。

とりわけ、実は、これはあくまでも虫歯をなくする一つの方法ではあっても、フッ素に頼らなくても可能なですよ、はっきり言わせてもらおうと。

私は今何でそういう質問をしたかということ、平成10年の子供たちのあれでいきました。対象人員は230人でした。総本数が436本でした。1人平均の虫歯数が1.09本でありました。それがやってないのですよ。やっていなくて平成14年度、今から10年前、対象人員が実は250人です。そして総本数は286本、平均虫歯数は1.14ですよ。

そして今、課長からお聞きしたとおり、それもさらにクリアして0.7。実は、非常に先ほど言った費用対効果やリスクマネジメント等を考えたときに、本当に集団をかぶせる必要があるのかと。一生

懸命町がこれまで取り組んできた成果が、実はこういう数字になってあらわれている。そういう意味では、私は必ずしも必要でもないし、フッ素だけが予防ではなかった。きちんと歯磨きをすれば、これは私は以前というか、昔いた学校の中で、非常に歯磨きに熱心な先生が養護教諭でいらっしゃいました。その先生が取り組んでくれて、実は、日本一の本別の小さな学校ですが、全道一、日本の表彰も受けている。

したがって、虫歯の本数というのはいろんな生活環境によって当然違うと、先ほど町長の答弁にありましたようにそのとおりに思っていますが、そういう意味で言ったら緊急度は低かったなど。それ以上あえて言いませんが、ぜひ、そのあたりはしっかり踏まえて取り組まれていくことが大事かなど、そんなふうに思います。

そこで、有効性について、具体的な数字でこういう結果がありますよということを教えていただけませんか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 有効性ですが、厚労省がこの事業に取り組むに当たって、モデル地区を設けて、長い期間におけるフッ化物洗口をした群、全くしない群という形で統計処理を出しております。平均で40から80%の虫歯が減ることが報告されております。具体的に申し上げますと、4歳から中学校までの11年間、フッ化物洗口をした群においては虫歯の1人平均保有率8分の1に減る。要するに80%の効果があるという報告が上げられています。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） そうなのですね。80%なのです。フッ化物洗口ガイドライン、厚労省が出しているのは私の手元にもあります。そういうものをしっかり調べさせていただきましたが、さっき40%から80%とかおっしゃったけれども、私の持っている資料では30%から80%と言っているのですが、それは大した大きなことではないかなというふうに思いますが、そうなのですね。

ところが、そういうふうに効果がありますよというふうに言いつつも、しかし、ある資料では、それも権威あるところで出している資料であります。それによりますと、実は歯磨きをしていけばフッ化物洗口の効果は7%になっているのです。ご存じかと思えます。7%。したがって、一方策であるということ、そのことをやったことによって40%から80%になったりとかという、そんな効果があるよということではないということ、まずしっかり押さえておく必要がある。その上でどうするかということ、町としてどう取り組むか、地域としてどう取り組むか。それは費用対効果も含めてどうするかということとしっかり詰めておく必要は私はあるのだと、こんなふうに思っております。もしご意見があったらお聞かせください。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） もちろん私どもも、各種フッ素に関する取り組みをこれまで何十年にわたって実施しております。その中では、必ずフッ素は歯磨き効果をより強めるものだとこのところを強調してお母様たちと話をしております。というのは、この事業をやることで、たくさんの方たちとフッ素も含めた説明をきちんとして、そのことに意識をしっかりと持ていただくという、その意識づけ、動機づけの重要な効果があるというふうに考えて対策を重ねてまいりました。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） 当然、インフォームドコンセントというのをやっていたらいいということ、それが言いたいのだというふうに思えます。厚労省のこの中にもそのように書いてありますよね。インフォームドコンセント、これをきちっとやりなさいと。

ただ、これもそうですし、道のあれもそうですが、安全性に移ります。安全だ、安全だということは強調してあるけれども、誤飲が続いたり、間違っただけ飲んだり、あるいは長期にわたったときに、こういう障害がありますよということが一言も触れていない。私が持っている資料では書いてありました。まず、そこをお聞きしたいです。

それから、当然説明と同意という観点から取り組まれたとおっしゃいますから、どのようにこの忠

類での実施、最初の実施から含めて恐らく幕別のそこでもあったのかな、わかば幼稚園で、どのような取り組みがなされて、そのところがしっかり確認されたかということについて、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まず急性中毒等々については、議員もお持ちの資料と同じになりますが、現在、幕別町、具体的にうちの町でという考え方で安全性を私たちも詰めてまいりましたが、1カ所、多いところで約40人の実施になります、1回の実施が。そのときの薬液の容量というのが300ミリリットル弱、1人が5から7ミリリットルを口に含むと考えるとそのぐらいですが、例えばこの全量を一気に飲んだとしても、急性中毒が起こらない量であるというところは、保健所のほうから確約をさせていただいております。また、継続的な慢性中毒についてですが、こちらも日常的に口の中に他の食べ物等々から入る量が心配な量ではないというところも確約を得ております。

この公衆衛生的な、医療的なものについては、もちろん当初おっしゃっていただいたとおりの賛否両論たくさん学説が出ていますが、私どももその辺、両方見た上で保健所のほうに確認している中では、たくさんの報告があることは承知していると。その段階でどんな報告に対する疑義がある、疑問があったり心配があったりするかについては、提案していただけたら必ずそれを科学的根拠に基づいてそれに回答し、正しい情報として提供しますよというところも道のほうとは確認させていただいて、この事業を取り組みました。

一番最初に実施しております忠類からどのような経過ですが、たまたま忠類が日程的に最初だったということですが、全体を通して、まず24年度の実施に向けては23年度から職員等々での学習会から始め、会議等々も積み上げた上で、どのように実施するかという実施計画を立てております。24年度に入りまして、忠類に関しては実際に保健所のほうから歯科医師と歯科衛生士に来ていただき、うがいの練習から始めて、薬液の希釈の方法等々も含めて何度も実習を繰り返した上、約2週間の水での洗口を子供たちと一緒に練習をし、実施に至っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 非常に丁寧で、できるだけ誤飲のないように確かな手だてを講じてきたということについては、よく承知をいたしました。

そこで、世界保健機構の中で、うちはこれは何歳から一つは始めたか、何歳から始めたか。それから世界保健機構の中では、何歳から望ましいとされているか、そのところをお聞きをしたい。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 幕別町では、集団なので、年中、年長という4、5歳児からということで実施を始めております。WHOを含め、このフッ化物洗口というところでは、ぶくぶくうがいがきちんとできる4歳児以降を対象とするのが望ましいという形で言われております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 4歳児以上、したがっていわゆるWHOの規定から外れていませんよということなのですね。ところがですね、これは、ここで課長と論議をしてもしょうがないですけども、実は、WHOの出した文章のあれを翻訳するに当たって、禁忌ということが、4歳から5歳というのは禁忌となっている。だめですよと、明確に。もしあれだったら、後ほど資料提供したいと思いますが、そういう形で、しかし訳し方が必ずしも適切ではなかった、日本語の訳し方。か、もしくは都合の悪いところは上手に変えたか。

いずれにしても、なぜ、そういうふうに私がそこまでこだわるかということ、4歳、5歳、6歳までのそういった年齢、WHOは6歳からと言っていますが、そのあたりの年齢というのは、もう丁寧にやってもご案内のとおり誤飲は起こり得る。とりわけ、おなかのすいていたり、身体的条件が水を欲していたり、そんなときにはごっくりやってしまう。これは我々でもそうですよ。体調によっては、大人だって間違っでごくっ飲んでしまうという状況が起こる。ただ、希釈したものだから、ここからがまたみそなの、この厚労省のあれで言うと。希釈したものだから安全ですよと、こうしか言ってい

ない。

しかし、先ほど来言っているいわゆる中毒症状、中毒症状でどんな症状が起こるかということについては、いわゆる急性中毒の場合、慢性中毒の場合というのは、言葉は出しているけれども安全ですよとしか言っていない。そうですね。ところが、誤飲で急性中毒が起こる可能性が非常に高いというのは、これは WHO でも指摘をしている。その症状は何かと云ったら、よだれ、気持ちが悪い、嘔吐、腹痛、下痢、けいれん、不整脈。年端のいかない子供が体調によっては、そういうことが仮に希釈した薄いものでも、なぜなら、フッ素そのものはもともと殺鼠材なんかに使われるそういう毒物ですよ、そうですね。毒をもって毒を制するという言葉もあるからあれなのかもしれないけれども、毒物です。

したがって、先ほど前段私が言った医療行為に該当する行為だということは、そういう毒物を扱うという観点から言えば、私は慎重にされたほうがいいのかと、こんなふうに思っています。しかし、フッ素の塗布によって、虫歯を減らすという、そして 8020 のそのあれを図っていくという意味では非常に有効な手だて。したがって、それぞれがお医者さんに行ってその処置を受けることについては、私は何らあれではないと思うし、はい。

いずれにしても、有効か無効かは情報を必要とする人が判断すると。いろんなこういう害やなんかと、それからこんなふうに歯が守られますよという、そういうところのものをひとしく情報を得た中で、子供たちといっても基本的には小学生だから大人でしょうけれども、保護者が判断すべきことだという。次年度に向かって、ぜひ具体的にこういう状況がありますよ、こういうものもあります。しかし一方で、こういう安全だという考え方で有効だというのも両方ありますよということ、どうか保護者の皆さんに同意とそれから決意をきちっととるための手だてとして、安全だ、安全だと、一説にはこういうことがあるけれども、一方ではいやそれは科学的、先ほどもお聞きしました、科学的データに基づいてこのように心配ないという。いわゆる、それはあくまでもデータですよ。データというのは何も害がなかったという数の上でのだけであって。とりわけ長期的な害毒という点で言えば、これはもう僕らの年齢が来たときですよ。

ですから、そういう意味で言うと、非常に僕はやっぱり何というのかな、子供の健康やそういうもの、もちろんこれは一生懸命町も国も道も子供の健康のことを考えたということをお否定するものではないですけども、しっかり説明と同意を、くどいようですが、次年度から現実の障害を含めたこういう状況にあるというふうに言われていますよというところを、やっぱりきちんと情報を提供して、保護者が正しく選択できる、そういう取り組みを進めていただければなど、こんなことを願っておきます。私の思いですから、あれは結構でございます。

そこで、もう時間がありませんので、わずかですが、教育問題について質問させていただきます。議長の氏名を受けていないですが。

○議長（古川 稔） いいです。斉藤議員。

○18 番（斉藤喜志雄） いいですか。そこでご案内のとおり、きのうの新聞にも載って来たように、道教委の執拗ともいえる不適切な勤務について、過去にさかのぼって調査が行われています。もとより、不適切なことを改めるべきだというふうに私も思っていますが、一方では、教育現場で違法とも言うべき状況が放置されているという観点から、今、前段 3 点の質問をさせていただきました。

そこで、1 点目の研修機会の確保であります。私が持っている資料では、長期休業中の校外研修は 2009 年度から激減したと。激減している、校外研修が。そして、2011 年の夏期休業からは、1 人平均 1 日を切るといった実態にあります。原因は何なのですか。もしおわかりだったら、教育長のお考えを聞きたいと思えます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど答弁の中にもお答えしておりますけれども、全職員にパソコンが配置された、あるいは校内 LAN が整備された。そういう観点からいきますと、自宅に持ち帰って等々、これらについては非常に機会としては環境整備がされたというようなことが一つの大きな原因であろうか

というふうに思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 校外研修というのは、ご案内のとおり、研究と修養、とりわけ長期休業中におけるところの職務のあれに鑑みということで、これは先ほど教育長もおっしゃっていましたように、教特法の第22条第2項のそのこのところに基づいて保障されておりますし、これも釈迦に説法ですから中身は言いませんけれども、この法がいわゆる職務の特殊性に鑑み云々ということからスタートして、給特法でも文部次官通達がなされておまして、しかし、間違いなく今言ったように夏休みの状況が非常に狭められている。それは、単にパソコンが用意されたから、改善されたから校外研修がなくなったのでしょうか。もう一度お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私は物理的なことを申し上げました。それで、実際問題として、いわゆる法の精神、柱とするところの趣旨、これらをそれぞれの現場において非常に精査されるようになってきたということについては事実であります。よしあしは別としましても、精神に従った運用がなされてきた、こういうことも一つの原因ではないかというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） これ以上またあれしても、しょうがないですけれども、現実はそのようなので、法に照らしてという言葉の中で、正しい執行をとるところがあれして、実は研修計画を校外研修の職専免を出しても、現場が認めなくなっている。そうですね。なかなか認めない、法の精神に照らしても。

例えば、図書館で長期休業中ですから、当然もう休みですよ、子供たち来ていないですよ。したがって、いわゆる授業等にほとんど支障がないというやつですね。ところが、それで例えばどうしても調べたい本がありますから、図書館に行きたいと思うのですけれどもと言ったら、入館と退館の証明をもらってこい、なら職専免を認めようかと。もちろん申請するのですよ。校長に上げますよね。そういったような、極めて木で鼻をくくったような、そういう現場実態があって、もう出しづらくなってきて、先生方のほうがだんだんだんだん萎縮してきてしまっている。

教育現場の研修機会がそうやって狭められていって、先生方の行動が萎縮していくというのは、これは現場を大事にされている教育長にとっては、不本意なことだというふうに私は思うのです。フットワークもいい教育長ですから、どうかことしの夏休みの実態について、ぜひ、職専免をもって校外研修にどれだけ町内の先生方がとられたか、行われたか、そういうところを含めて調査していくのも大事だと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 職専免研修、校外研修につきましては、ことしの冬休み1人平均1.33日でありました。夏休みについては1.51日であります。校外研修のうちの自宅研修は除きまして、まず皆減ですから、自宅研修は。いわゆる校外研修という範疇では決して減っているわけではない。しかし、ご指摘がありましたように、長い視点で見ますと6分の1とか、8分の1とかというふうに減少していくことは事実であります。そういう意味でのいわゆる適切な考え方、それに基づく町教委としての、校長は裁量権を持っていますので、指導もしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） さすがです。もう既にこの夏休みの現状集約が終わっているということでもありますので、ぜひそういった方が、先ほども言いましたように、今から3年前から実は現場のそういう状況が非常に窮屈になってきている。時間的にもあれです。しかしそれは先ほど来、教特法の精神から言えば、非常にそのこのところが時間的にも場所的にも制約されてきているということも事実でありますから、ぜひ善処に向けて努力をしていただきたいと、さらなる努力をお願いをしておきたいというふうに思います。

そこで、これもうあと5分しかないかな、5分だね、わかりました。

そこで研修旅費についてお伺いします。なぜお伺いしたかという、これ過去10年の間に、これまでの実績から、2分の1に減額しているのですよ、2分の1に。道のですよ、幕別町の教育長のところがという意味で、幕別町という意味ではありません。しかし、間違いなくそれは町に来て、各学校に行くわけですから、これ2分の1に減額ですよ。さっき、3.何%でしたか、増額になっているということは、それは認めるとしても、まだまだですよ。はるかかなたであれです。一方で、教員の資質だとかというのが非常に強く求められるという今日的な状況を考えれば、町のさらなる上乘せも含めて、道に強く働きかけていってほしいという、そういう意味で私はこのところを質問をしたということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

3番目に少しだけ行かせていただきます。先ほどのデータにも出ておりましたからあれですけども、道教委の調査でも、月間、小学校で57時間、超勤が、中学校で79時間、高等学校が75時間もの時間外勤務が行われていることが明らかになってますね。これは間違いなくお手元に道教委の資料で私やっていますから、お手持ちのとおりだと思います。

そこで、ではその時間外勤務の中身は何かといったら、給特法で定められている給特法で定めている4項、限定4項目を全部超えた別のものですよ、ほとんど限りなく。しかし、特殊性に鑑み4%ということですから、そういうことになると、こんなに五十何時間も月間やっているということですから、そしたらこれはいわゆる超勤手当の不払いという、そういうところにも連動するところであります。ある意味では違法ですよ。違法なことが平然と行われている。

そして一方では、不適切勤務で過去にさかのぼって返戻しなさい、校長先生も教頭先生もですよ、全教職員。余り詳しくは言いませんけれども、それも極めて矛盾に満ちた処分内容が出てきている。私はやっぱりそういう意味で言うと、もう少し何というのかな、血の通った教育行政というのが欲しいなと、そんなふうに思っております。

より具体的に言いますと時間がありませんから、要望だけして終わっておきますが、管理職や先生方の声をしっかり耳を向けて、実効性の伴った改革・改善が勤務条件にかかわってさらに進められていくことは、さっきの数字でも出たように、実態は無報酬の超勤がなされている。こういっただころを含めて、教委連等あるいは幕別町教育委員会として、主体的に道に働きかけていくなり、国に働きかけていくなりのそういうものを強くお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 教育長の答弁は要りませんか。

○18番（斉藤喜志雄） 先ほども答弁の中で聞いておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思いません。終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:04 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 通告に従いまして質問いたします。

ひとり暮らしの高齢者の生活を守る成年後見制度の活用。

本制度は、ドイツの世話法とイギリスの持続的代理権授与法を参考にして、2000年4月に旧来の禁治産制度にかかわって設けられ、権利擁護制度として介護保険法と同時に開始されました。認知症などで判断能力が不十分な人を保護するために援助してくれる人を裁判所に選んでもらう。これにより、自分一人では困難な不動産や預貯金、年金の管理や各種契約が安全に行えるようになります。しかし一説には、本制度の潜在的需要は人口の約1%と言われますが、実際の利用数は平成20年までの累積

で17万件程度であり、認知されているとは言いがたく、難解な法律知識などが邪魔していることもあるが、町民にとってなじみにくいものとなっています。

ことし8月に厚労省は、認知症高齢者は推計305万人になったと発表した。予想を上回る速さで増加し、超高齢化社会を迎えることになり、高齢者の生活の安全を維持するための制度として理解してもらい必要がある。

今までの利用は少ないが、これからの10年先を見据えたならば、私たちすべてに認知症や障害者になる可能性があります。そんなときに気楽に難しくなく利用できる制度になるよう、住民みんなで育てていかねばならないと考え、伺います。

1点目、制度を正しく理解し、活用してもらうため、広報活動などを強める考えについて。

2点目、新任、現任の行政担当者への継続的な研修をどう行うか。

3点目、総合相談窓口と専門的支援機関を設置し、法律実務家の活用を。

4点目、経済的弱者のための後見人等への報酬助成制度を確立する。特に、現在実施されている「成年後見制度利用支援事業」の利用促進と適用範囲の拡大に力を注ぐべきであるが、伺います。

5点目、総合的な後見支援センターの創設を求めます。

6点目、成年被後見人の選挙権の制限の撤廃について。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「ひとり暮らしの高齢者の生活を守る成年後見制度の活用を」についてであります。

成年後見制度は、平成12年度の介護保険制度の実施を契機として、「介護サービスが行政の措置から本人が決定する契約へ」と移行したことにより、認知症など判断能力が不十分な方が、介護サービスを利用する場合に、契約当事者としての能力が欠如していることから契約等を支援する方策が必要となり、介護保険と同時に実施された制度であります。

高齢者が住みなれた地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うためにも、制度周知と利用促進は重要であると認識いたしております。

ご質問の1点目、「広報活動などの強化について」であります。

町では、平成18年度から幕別町地域包括支援センターを相談窓口として、制度の周知のほか成年後見制度に関する事務を行ってまいりましたが、本年度に入り2件のご相談があり、町長から家庭裁判所に後見開始の審判の申し立てを行ったところであります。

従来は、身近に子供や親族がいたことから、関係者が手続を進めていたことなどが考えられますが、近年、認知症状をお持ちの方が要介護認定者の中にも急増しており、さらにはひとり暮らしや親族がいない方などの増加により、制度の活用が必要となる高齢者は、今後、増加の傾向にあると考えております。

町では、幕別町地域包括支援センターの重点業務として位置づけをし、窓口でのパンフレット配布を初め、制度にかかわる講演会や介護サービスに携わるケアマネジャーなどを対象とした研修会の実施、さらには出前講座などでの成年後見制度の周知を図っているところであります。

ご質問の2点目、「担当職員への継続的な研修について」であります。

現在、幕別町地域包括支援センターでは、職員を中心に内部の勉強会を実施しており、制度の内容はもとより、基礎知識の共有を図るよう努めているところであります。

また、十勝管内で行われる研修会や札幌市で実施される研修会に職員を派遣し、資質の向上を図るとともに体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「総合相談窓口や専門的支援機関の設置と法律実務家の活用について」であります。

高齢者の「総合相談窓口」といたしましては、平成18年度より設置しております幕別町地域包括支援センターが中心となり、介護保険や在宅介護などのほか成年後見制度に関しての相談支援事業を実

施いたしております。

また、身近な場所で相談ができるよう、幕別、札幌各地区の在宅介護支援センターとふれあいセンター福寿にも窓口を設置しておりますが、成年後見制度についての相談があった場合には、地域包括支援センターと連携を図り、制度についての説明や申し立て先などの情報提供、申立人がいない場合には、町長による申し立てについての検討をするなど対応をしているところであります。

「専門的支援機関の設置と法律実務家の活用」についてであります。人材の確保、制度利用のニーズ、効率等を考慮いたしますと、町単独での専門的支援機関の設置につきましては課題が多く、現状では困難な状況にあるものと考えております。

町内には、社会福祉士会で組織する権利擁護センター「ばあとなあ」に所属する社会福祉士や、行政書士会で組織する「北海道成年後見支援センター」に所属する行政書士の方々が生住されておりますことから、今後、これらの組織との連携を図っていくことを検討いたしております。

ご質問の4点目、「成年後見制度利用支援事業の利用促進と適用範囲の拡大」についてであります。

本町におきましては、2親等以内の親族がいない方、もしくは親族がいても何らかの事情で申立人になることができない方にかわり、町長が申立人になる場合に後見人等への報酬を助成することを内容とした、「幕別町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を平成22年度に制定し、制度の周知に努めてきたところであります。

この制度の適用範囲の拡大についてであります。最高裁判所の事務総局家庭局の統計によれば、申し立ての6割以上が親族による申し立てであるとの現状であることから、現時点で制度の改正は考えておりませんが、今後の相談や利用の状況等を見守りながら、対応してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「総合的な後見支援センターの創設について」であります。

管内でも設置を検討する動きがあることはお聞きいたしておりますが、その現状は人材の確保、費用対効果、事業の継続等の視点で考えると町単独での設置は難しく、広域での設置が望ましいものと考えております。

また、成年後見制度の広域的対応につきましては、十勝総合振興局が中心となり検討が始められておりますが、議論のたたき台といたしまして、「十勝にセンター事務所を設け介護保険審査会単位に拠点を設置し、センター事務所は、市民後見人の養成研修の開催や後見人バンクを担う」ことなどが示されておりますので、これらの動きを注視してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「成年被後見人の選挙権の制限の撤廃について」であります。

成年被後見人につきましては、公職選挙法の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされております。法の趣旨は、成年被後見人が精神上の障害により判断能力を欠く状態にあることから、行政上の行為を期待することが困難であるとの考えから規定されたものであると認識いたしております。

このことは、民法改正前の禁治産者と同様の取り扱いであり、現行法制度の中では、成年被後見人の選挙権の制限については、やむを得ないものと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、再質問いたします。

まず、今後の世の流れとしまして、少子高齢化が進めば当然その中でも身寄りのないお年寄りのパーセンテージ、その方がふえるというのはもう当然のことであり、また今は親戚づき合いも非常に疎遠になっております。そういう中で、専門の後見人の役割、それがますます大きくなるのではないかと考えております。

そこで、まず1番目には制度の理解をしてもらう、それには当然関係者といいますが、いわゆる社会関係事業者とか福祉の事業関係者、それから医師だとか弁護士、また司法行政書士、それから社会福祉士、この人たちがまず制度をよく理解しなければ進んでいかないのではないのかなと考えており

ます。

町として、こういう方々を対象にしたまずセミナーといいますか、研修会とか、そういうものを過去に何度か実施したことがあるか、まずお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁で申し上げましたけれども、管内にはいわゆる行政書士を中心とした行政書士らの北海道成年後見支援センター、それから今言う社会福祉士会を中心とした研修、窓口、そういったものが現実に設置されております。それ以外、町が弁護士さんを集めているとか何かというような研修は今のところは計画はしておりませんが、パンフレットだとかそういったものによる周知だとか、多くの民生委員協議会ですとか、社会福祉士等に日ごろからかかわってらっしゃる皆さんに対する周知というようなことは、今までもやってきております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） いわゆる非常にこれは法律用語、難解なことが多いです。簡単に理解することもなかなかできないのではないかとすることがあります。特に本制度を利用したいという人にとっては、本当にどう理解して進んでいくか、ただ潜在的には、非常に利用したいということはこれからもふえて拡大していくのだろうと思いますが、やはり、一番には関係者の理解、そのことがいわゆる制度を活用することがどの程度メリットがあるか、そういう説明をやはりこれから活用したい人にしてもらわなければならないな、そう思っております。

そこで、まず利用したいと思う人たちへの説明会、これも非常に大事なだろうと思っております。特に、今は高齢者の集まる地域サロンだとか、老人会、そういうところに出向いて、権利擁護のこれをわかりやすく、そして明快にきめ細かく説明する機会をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 私どものほうといたしましても、いろんな機会を通して住民の方に事前にこういう制度があるということをご理解いただく、そのようなことについてはこれからも一生懸命進めてまいりたいと思います。ですから、サロンだとかまたは老人クラブの研修会だとか、いろんな場面で、そういったようなお話はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それと、やはり担当職員のいわゆるこの制度に対する理解、それも非常に大事なことだと思っております。特にセミナーを開いたときに、なぜ今の状態でいけないのかと、そういう質問、なぜこの制度を利用したらいいのかという、そういう単純な質問が多いのだと聞いております。それをまず担当者が的確に質問できなければならないのだと、そう考えております。そして、特に判断能力が衰える前の、そういう利用をできれば高齢者の方には勧めたい。特に、この制度自体はいわゆる万能薬ではなくて常備薬であるという認識を、役所の担当者の方にはしていただきたいなと思っております。

そして、答弁にもありましたが、職員は札幌等に研修にも行っておりますということを知りました。きのう、私の町の旭町のサロンがありまして、そこで民生委員の方が、実は非常にためになったセミナー、講習会があったと。それは、いわゆる女流講師というのですか、神田織音、この方が今、後見人の制度に対しておもしろおかしくといいますか、非常にわかりやすく解説をしていると。そういうことを知りました。私も少し調べてみたら、本当に女流、いわゆる横浜から始まったようなのですが、今までも200回以上の講演を受けながらやっている。その評価は非常に高く、ぜひまた聞きたい、やりたい、やってほしいという評価を受けているそうです。学者の話よりも楽しく説明を聞いたし、それから講師の話は具体的なことだと。この講師の話聞いた後に、難しい用語で説明を受けても、どんどん頭に入って、この後見人制度に対する興味が非常に湧いたと聞いております。

ぜひ、我が町にも800人という大きな施設を持っております。そこでいろんな関係者を集めてこう

いう新しい形で難しい制度を理解させるということを実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 今ご説明にありました講談師の方のこの研修会については、十勝管内まず私たち勉強しなければいけない者たちも含めた形でご案内が来ており、当施設からも行かせていただいております。ご案内のとおり、こういう難しい用語等々が出てくるものに関しては、私たちの仕事のすべてにかかわるのですが、できるだけわかりやすい言葉で、わかりやすい媒体を使って説明していく機会を持っていくというのは、とても大切なことだと思いますし、今回のこの研修会で私たちも学んだことも多かったので、今後このような形で積み上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 本当に楽しくやはり興味を湧けるといことは本当に大事だと思います。ぜひ、実行していただければと思います。

3点目の総合相談窓口云々ということですが、いわゆる地域包括支援センター、ここでこれからはやっていただくのだろうと思います。ただ、やはりだんだん需要がふえてくれば、後見人のことを求める、そういう内容がふえてくると。そのためには私は法律実務家と言いましたけれども、いわゆるそういう法律上の資格を持っている人ではなくてもいいです。役場の担当者がいろんな経験をした後、退職した後にもこういう場で活躍する、いわゆる再任ということもあるかと思いますが、そういう活用を考えていけないかということ、ひとつ1点伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 現在は、先ほど来申し上げましたように、職員を中心にして、包括支援センターの中で対応しているわけですが、おっしゃるようにこれから対象者もふえてくる、いろんな課題もだんだんふえてくる中で、どういう役場として、機構として体制づくりをしていくか、これは今後の動きあるいは動向を見ながら町としても対応していきたいと思っておりますし、再任の問題も含めて、いろんな対応の仕方も出てくるのだろうというふうに思っていますので、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） あと、いわゆる地域包括支援センターの中で、今4番目の役割として地域見守り推進員、この配置ということも今、提案されているのではないかと思っております。こういう新しい形の配置もすることで、年寄りの現状というものは、違う介護、それから認知、いろんなことでもこの方たちが果たす役割は大きいと思っておりますが、本町としてはこういう地域の見守り推進員、この配置を考えているかどうかを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） きょうの新聞でしたでしょうか、地域見守り隊ということで、新北町の事例が出ておりましたですが、これはもちろん町がどうのこうののではなくて、町内会みずからで活動していただいているわけですが、こういったことがどんどん広まっていただくことが一番ありがたいことだと思いますし、それらに対して町として、どのようなかわりを持っていくか、あるいはどのような支援なり、どのような連携が保てるのかと、そういったことは今後当然考えていかなければならないと思うし、地域を見守り、同じ町内に住む人たちが協力し合って高齢者を助け合っていく、見守っていくということは私は大変重要なことではあると思っておりますし、町としても、十分そういったことを意にとめながら、これからも対応していきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは4番目の経済的弱者のための後見人等への報酬助成制度、このことについて伺います。

今後、本当にふえていく。ただ、今のことで、申請人がいわゆる申請費も負担していくというこの制度だと聞いております。それと、報酬に関しては、ボランティアだとかいろいろ形はありま

すけれども、まだ後見人を求めましたら費用がかかるということ、それがまずどうしてもこの制度を利用しづらくしているのではないかとすることがあります。ぜひ、町としてもこの事業を進めるためのいわゆる予算というものが立てる必要があるのではないかと思います、あらかじめ予算確保するという考えは持っているかどうかを伺います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 後見人の審判を受けるために家庭裁判所のほうに申請をする、これに対する費用というのは町のほうでは措置はしておりますけれども、俗に言います月額報酬ですね、後見人になられた方に対しての月額報酬については、当初から費用化するという考え方については持っておりませんし、また、そのような事態が生まれることとなりますときには、またご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） まだ考えていないということは、成年後見人制度のこの基金を積んでおくとかそういう考えも当然持っていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） この後見人制度というものは、そもそもが本人とその後見人に立つ人のご契約のもとに成り立って、その人の不利にならないための施策としての後見人制度です。町として、今、部長から話がありましたように、二親等以内の親族がない等々で申請することもできない、要するに後見人をつけることもできない不利益があるという方に対する申請については、町が行政的責任を持ってその分は予算化しております。ただし、前段申し上げましたとおり、あくまでもそこから以降発生するものについては、ご本人同士の契約の中で積み上げていただくものになります。その方に財産がある場合には、それを後見人が家庭裁判所等々と責任を持って、その分担の中から支払っていただくという形で持っていくということで考えて、今のところはおります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 理解できたようでできないコメントなのですけれども、なかなかこういうこと自体が非常に難解な言葉なものですから、私も次の質問のほうへ移っていきたくと思いますが、それでは、町が申請したというよりも、まずは経済的弱者に対する救済措置というのはこれは当然必要なのですけれども、今、この申請をした人がいろんな費用を払っていくということですが、適用範囲を広げるといことは、原則本人払いにするということにすれば、これまたちょっと逆説的な言い方なのですが、そうすることによって親族だとか、遠い身内のそういう人たちによろやく後見人になりますよと言ってお願いしても、なかなか費用を立てかえらなったら、俺は嫌だとかという、そういう場面も出てくるものですから、もし弱者に対する救済は当然行うということを前提に行えば、逆説になりますけれども、申請費用というものは、原則本人という考えにしたほうが私は進んでいくような気もするのですけれども、そういう考えというのは今後は起きないのでしょうか、伺います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 成年後見の中の一つの大事な要素として、財産管理というのはもちろんあります。ただ、成年後見には生活の管理ですとか、日常の看護をしていくところが重大な要件でもあります。財産管理の場合には、マイナス財産の場合に、例えば何か費用がかかるというようなものは、ほかの制度で、具体的に言うと、例えば生活保護になってその分をすとかということが可能ですので、財産の、お金がないから成年後見人をつけて管理していけないというところには考えていないのです。むしろ、お金がない人の生活の管理、管理という言葉はちょっと悪いですが、生活がよりよくできるようとか、介護保険等々の契約がスムーズに結べるようとか、そういうことに対しての後見人の大きな役割なのです。そこに派生した費用については、その方が払っていただけるような別制度での対応というのも、お金がない人については例えば生活保護とかも含めてなっていますので、若干でも例えば家があるとかといった場合には、その財産を処分してその方のために

使うというところを一番の基本にしているので、後見するための費用を払えないからというところは、原則よほど何か特例な事情があった場合には私どもも考えますけれども、ないというふうには今のところ考えて実際のところさせていただいております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） わかりました。

では、5番目の総合的後見支援センターの創設ということで伺います。

多分、潜在的な需要としては、総人口の約1%はいるのではないかという想定をしております。当然、そういう方々が成年後見制度を求めれば、後見人である人数というのは必ず不足する。もちろん現在でも不足しておりますけれども、また、今この専門職の人たち、いわゆる弁護士だとか行政書士、税理士、社会労務士、いろいろな形でその人たちも現在仕事を今持っております。その中にこの後見人制度を新たに仕事としてやってくださいということになると、非常に多忙で、なかなかもう場合によっては相談に行っても事務所として受け付けてくれないということも聞いております。

ぜひ、この後見業務をこれから円満に行っていくために、まず第1点には市民後見人、この養成というのはどうしても必要ではないかな、そう考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 町長の答弁の中にもありますように、そういう専門的な人たちが抱える件数が非常に多くなっていくと、本来の業務ができなくなるというようなことなどが言われております。そういった意味で市民後見人を育てて、そうした方たちを登録をしておいていただいて、裁判所のほうからそういった人たちに後見人を指定をしてやると、そのような制度を、今、十勝管内の担当者レベルでは検討しております。たたき台といたしまして、今、十勝総合振興局のほうからは十勝管内に1カ所センターを設けて、その中でやる業務といたしまして、市民後見人の養成、それからそういった人たちのバンク、そういったものをつくり上げると。

あと町村、幕別町がなりますけれども、介護保険の認定審査会、審査会単位にそういったところの拠点を設けていくというような構想を持って、今、検討を進めておりますので、近い将来にはそういった形のものでき上がってくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 市民後見人ということになったら、当然、後見人の質というものが問題になってくると思います。特に、家族の後見人になりますと、いわゆる専門的な知識というのが全くないに等しい。ぜひ、この人たちというのは、いわゆる無報酬というよりは愛情が根幹で多分後見人になっていっているのだらうと思います。そうすると、この後見人の、いわゆる任意の後見人と言いますが、そういう方々の資質を高めないと、本当にいい制度になっていかないと、そう思いますので、このアドバイス、指導、そのことをもっと深める、そういう方針をぜひとっていただきたいと、そう思います。

その後、最近の幕別の今流れとして、高齢者の間で今勉強という機運、これは何があるかといえれば自分の終末の形をどう演じてもらうか、そのこと、いわゆるエンディングノート、この記載について非常に興味を持っている。その中に、やはりあなたの任意後見人はだれにしますかと、いわゆる息子にするとか、娘にするとか、親類にするとか、専門家をお願いする、そういうことも含めて記載する欄があります。いわゆる生きていううちにいろんなことを整理して、生き延びたと言いますか、身内に混乱を生じさせない、この1点だけでも私は後見人制度の必要性がますますこれから高まるのだと、そう思っております。

ぜひ、この制度の理解をさせ進めるために、この支援センター、これをうちの町に創設すべきと思いますが、再度伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 後見人制度はいろんな形で今取り上げられておりますけれども、実は水を差すような話ですけれども、先般の新聞で、いわゆる後見人が不祥事があったと。これは大体親が後見人に

なっているのですけれども、施設に預かった財産をどんと寄附してしまったというようなことがありました。

難しいのは、私が後見人になったのだから、あなたの財産は私は自由に使えるのだ、この辺にやっぱり大きな間違いというか、勘違いがあるのだということも新聞に出ておりました。そして先ほども言いましたように、全国の6割以上が後見人はやはり親族になっているという現状であります。

そういったことから、おっしゃるとおり専門的な知識のある方がある程度の後見人となって面倒見ていただける、そのことが一番大事なのでしょうけれども、まだまだ十分にそこまでは至っていないのが現実だと思います。おっしゃられるように支援センターをつくるということも大事なことだと思いますけれども、まずはこれは町村独自でということになりますと難しい面もありますことから、先ほど来申し上げておりますように、十勝の中でそういったことをつくる、あるいは市民後見人の養成、あるいは養成バンクを実施していくことから始めていくことがいいのかなというふうには思っておりますし、当然おっしゃるとおりふえていくこと、これから需要がますます多くなっていくことだけはこれは間違いのない事実だというふうには押さえております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） では、6点目の成年被後見人の選挙権の制限についてお伺いいたします。

どうしても選挙権が制限されるということになると、この後見人の制度を利用したいという気持ちですが、親戚にもそれから我々息子や娘にしても、どうしても使いたくないなという、そういうことが出てくるのだろうと。このことが今後、非常に利用増にならないネックになるのではないかと私は思っております。そのことについて町長は今国で決められた法律であるからという言い方ですけれども、やはりその点について、いろんな場面で町長はもう少し他の役所というか、国に向かってだとか、制度に対する反対とは言いませんけれども、問題があるという声を大きく上げてもらえないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁で申し上げましたように、選挙権の問題は、いわゆる民法改正前の禁治産者のときからそういうようなことが定められておりました。それはそのまま継続されているわけですけれども、現に今そういった方で裁判を起こされている事例がたしかあるやに聞いております。こういった司法の判断が今後どう出てくるかもひとつあるのだろうと思いますけれども、私はやはりそれなりのいわゆる判断力といいますか、それがあの方、あるいはそうでなくて、まず選挙権だけ与えてもそれだけの実際に実行されるかどうかわからない、その辺の難しさもあるのだろうというふうに思いますけれども、私はやはり本人が選挙権を履行したいというのであれば、選挙権はなくすべきではないというのは思いますけれども、しかし、それとて今言ったようにどこかで線を引くことも必要だという中で、現実の法律があるのだろうというふうに思いますので、そういった推移を見ていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 長い間、投票、選挙するという、この楽しみはずっと積み重ねてきたものだと思います。そこで、この行為を楽しみにしている人からその行動を取り上げるということは、非常に私は重い責任だと思っております。

また、それと同時に他の職種につくこともできないという制度、いわゆる公務員になれないとか、医者になれない、弁護士になれない、会社役員にもなれない、建設業を開くこともできない、それからうちの風俗のこの営業もできないと、そういう厳しい制限があります。当然、それぞれその判断力がないことによって支障が出てくるのだろうと思いますけれども、やはり余りにも多くの制限があると、この制度自体がなかなか利用しづらいのではないかと、どうしてもそれを思うわけですが、町長、再度しつこく伺いますけれども、他の職業についても制限あるということ踏まえて答弁いただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろ制約があると先ほど言いましたように、難しい問題があるのだらうと思います。そのいわゆる判断能力ということのを盛んに言われているわけですが、それ程度で選挙でだれを自分が投票できるか、あるいはいろんな職業上の中でどういった支障があるのか、全くそれが支障があってそういう職につくことができないのか、いろいろなことがあるのだと思いますけれども、私は余りすべてを一律に厳しく規制すること自体は、やっぱり問題はあるのかなというふうに思いますけれども、そうかといって、それでは一人一人にどんな権限を与えていくのかということになるとまた難しい面もあって、正直言って今ここでどう答えたらいいか、どう判断すべきか、ちょっとわからない部分もありますけれども、よりよい方向になることを私どももまたいろんな勉強をさせていただきながら進めていきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 職業の禁止もありました。また、郵便物のことについても、規制が結構強くあるということもお伝えしたいと思います。特に、信書の開封はだれができるのか、それから後見人が決まったとかいろんなことを、住所が変更していない場合は、後見人は開けることもできないのではないかとということもあるようです。ぜひ、そういう郵便物の扱いについても、やはり町長として機会あるごとにぜひ改善して、後見人制度が使いやすくなっていくことを求める、そういう行動をぜひ町長にとっていただければと思います。

私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、岡本眞理子議員の発言を許します。

岡本眞理子議員。

○6番（岡本眞理子） 通告書に基づきまして、防災計画の見直しにかかわる課題についてご質問いたします。

未曾有の大災害と言われた東日本大震災から1年半がたちます。平成24年6月の警視庁の発表で死者1万5,861人、行方不明者2,939人、また東日本大震災復興対策本部の調べで全国の避難者は約33万5,000人に上ります。

また、8月29日には、内閣府から南海トラフ巨大地震が発生した場合、関東以西の30都府県で最大32万3,000人が死亡するとの被害想定が発表されました。その4日前には、十勝地方南部を震源とし、幕別忠類地区でも震度5弱、本町地区で震度3の地震が発生しました。幸いにも大きな被害もなく、胸をなでおろすとともに、私たちが事前にできること、またしなければならぬことは何かを少しでも明らかにしていきたいとの思いで質問をさせていただきます。

①現在の幕別地域防災計画は平成19年8月に、防災対応マニュアルは平成21年3月に改定されたもので、今さらに見直しの作業が進められていることと思いますが、見直しの完成はいつになるのかをお伺いいたします。

②地域防災計画の策定において、防災会議の委員の構成について、我が党の全国の女性地方議員と連携し、自治体の防災行政総点検を行いました。もちろん幕別町にも協力をいただきましたが、防災会議委員が23名、全員が男性であり、女性が1人も登用されておりません。防災には女性の視点が不可欠であります。防災会議に女性の登用を検討し、女性委員の参画について伺います。

③自然災害に備え、防災、減災に欠くことのできない共助のかなめとなる自主防災組織。本町としても組織設立に係る経費10万円限度に全額助成、活動交付金制度を創設して力を尽くしているところではありますが、平成24年現在、設置率は33.9%、決して高い数字ではありませんが、前年より微少に増加しているようです。自主防災組織の出前講座の推進において、どのように努力がなされているのか。そして、町民の防災意識向上のためにHUG（ハグ）を使つての防災訓練、避難所一泊訓練、冬期訓練の実施をすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

④本町において災害が発生した場合、「町民の生命、身体、財産を災害から守る」という責務を果たすため、職員の防災に関する知識、意識向上、日ごろからの訓練等を通じた教育はどのようにされ

ているのか、お伺いします。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「防災計画の見直しに係る課題について」であります。

ご質問にありましたように、昨年3月の東日本大震災での甚大な被害を初め、内閣府が公表した南海トラフ巨大地震による被害の想定、さらには、これまでの想定を超えた豪雨と河川のはんらんや巨大竜巻など、これまでの防災対策では対応することが困難な状況が生じてきております。

これらのことを踏まえ、地震や風水害等の災害から町民の生命と財産を守ることを最優先とし、防災対策を進め被害を最小限とする、いわゆる「減災」を視点に、現在、幕別町地域防災計画の見直しについて作業を進めているところであります。

ご質問の1点目、「幕別町地域防災計画と防災対応マニュアル見直しの完成時期について」であります。

本町の地域防災計画は平成19年8月に策定し、その後、平成21年3月に防災マニュアルの改定を行ったところであります。

市町村の地域防災計画は、国や北海道の防災基本計画等との整合性が求められておりますことから、本町の地域防災計画の見直しにつきましても、これらの計画変更後にならざるを得ないものであります。

国は、昨年3月の東日本大震災を受け、中央防災会議において、内閣官房長官を座長とする防災対策推進検討会議を設置し、今後の防災対策について検討を重ね、本年7月31日に最終報告を取りまとめたいたしました。

この中で、中川防災担当大臣は、法律改正のスケジュールについて「来年の国会には、できることから順次取り組む」と言及し、並行して進められる計画の見直しも来年3月以降になるものと言われており、このようなことから、町の地域防災計画の見直しの完了時期は、平成25年度になるものと考えております。

しかしながら、国や北海道の最終見直しを待つのではなく、現在、防災マニュアルなどを中心に見直し作業を進めているところであり、課題の洗い出しなどの作業については、10月を目途に終了したいと考えております。

ご質問の2点目、「防災会議への女性委員の登用について」であります。

幕別町防災会議は、災害対策基本法の規定に基づき幕別町防災会議条例により設置しているものであり、法律の規定に基づき、条例において委員構成を定めております。

条例第3条第5項において、委員を30人以内とし、警察署長、町職員、教育長、消防団長、東十勝消防事務組合の職員、北海道や陸上自衛隊の職員、町内公共的団体の職員のほか、公募による者から組織すると定めております。

女性委員の登用についてであります。岡本議員が申されますように、実際の災害時においては、女性の役割は重要であり、計画策定時においても女性の視点は望ましいものであると考えておりますが、本年7月に新たな委員26名を委嘱する際に行いました公募委員の募集においては、残念ながら女性からの応募はなく、結果的に委員26名の中に女性がいないという状況となっておりますことをご理解いただきたいと思います。

今後の計画策定作業におきましては、パブリックコメントを初め、住民の皆様説明する機会を設けて、女性を含めたさまざまな意見の反映に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「自主防災組織設立の推進とHUG（ハグ）を使った防災訓練の実施について」であります。

初めに、本町における自主防災組織の組織率についてであります。本年4月1日現在、自主防災組織設立公区は22公区で、その世帯数は4,784世帯に及び、町の全世帯に対する組織率は40.6%

なっております。

災害が発生した際には、地域の初動活動において、自主防災組織の活動が重要であるとの考えから、町といたしましては、公区長会議を初め、さまざまな機会を捉えて、自主防災組織設立の必要性をお伝えするとともに、出前講座の案内も行っていました。

また、本年8月には、札内地区の有志の公区長で組織する札内公区長会の主催によります「自主防災づくり研修会」が開催され、自主防災組織未設置の公区長も含め21の公区から公区長と防災担当者26名が参加し、自主防災組織の必要性を再確認するとともに、避難訓練の実施報告や準備の進め方等の報告があり、活発な意見交換がなされたところであり、地域においても積極的な取り組みがあらわれてきているものと考えております。

今後、地域防災組織や防災マニュアルの策定を予定している公区もありますことから、町といたしましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、防災意識向上のための防災訓練の実施についてであります。

ご質問の避難所運営ゲーム HUG（ハグ）を利用した防災訓練についてであります。現在、本町におきましても、避難所運営訓練のため HUG（ハグ）を購入し訓練を実施する方向で準備を進めており、10月中には購入できるものと予定いたしております。

また、避難所一泊訓練及び冬季避難訓練につきましては、避難所体験訓練が昨年度から一部の公区において実施されておりますが、多くの住民の皆様指定避難所の位置を確認していただく上からも、避難所体験を中心とした避難訓練の実施に取り組んでいただきたいと考えております。

避難所一泊訓練及び冬季避難訓練につきましては、今後、実際に避難訓練等の実績のある公区からのご意見を伺いながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「職員の防災に関する知識、意識向上について」であります。

職員には、町防災計画に基づき、災害の規模等により職員の非常配備体制や業務分担を定めておりますことから、迅速な行動がとれるよう周知を図っております。

また、北海道が主催する各種防災図上訓練や通信訓練に防災担当者を参加させ、研修の機会を持ち、新たな情報の収集、知識の習得に取り組んでおります。

先日、議員の皆様にも参加をいただきましたが、役場本庁舎を初め、各施設において避難訓練を実施するなど、職員個々の防災意識の高揚を図っております。

いずれにいたしましても、災害は予期せぬときに来るものでありますことから、日ごろの心構えと迅速・的確な行動が求められますので、今後とも、災害対応についての定期的な職員研修等を実施するなど、職員に対する意識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員、質問の途中ではありますが、10分まで休憩させていただきます。

その後、再質問お願いいたします。

では、14時10分まで休憩いたします。

13:55 休憩

14:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡本議員、再質問からお願いいたします。

岡本議員。

○6番（岡本眞利子） はい。では、再質問させていただきます。

先ほどのご答弁で、本町の地域防災計画の見直しにつきまして、これから国の計画変更後になるということをお知らせいただきましたけれども、国の防災計画の見直しを踏まえまして、北海道では2012年度に防災計画を見直す方針であります。それができてからでは大変遅いのではないかと思います。

他町村では、その防災計画が変更になった後に合わせまして、随時、修正をしているということでございます。

したがって、本町においても先に防災計画の見直しをすべきではないかと思えます。また、その間にも大きな災害が起きないとはいえないので、早急に進めるべきではないかと思えますが、その点についてはいかがか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 防災計画の見直しにつきましては、この後、増田議員の中にも出てくるのですけれども、道は6月に一部見直しをかけております。この見直しをいただいたものを私たちが今、全編を読んでいるわけなのですけれども、平成19年に計画がつけられて、これまでの地震だとか、津波、そういったものに対するデータ的なことについて見直しをかけた。そして、本文の中にもうたわれているのですけれども、その対応等については今後見直しを行うというような文言になっておまして、道から示されているスケジュールでは、道の最終的な見直しは25年3月というふうに伺っておりまして、私どもとしては最終的にはそういう対応策などについての見直しなどについては、この後、出てくるものというような考え方をしております。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 平成23年度の第2回定例会においても2名の議員、また24年2回の定例会でも1名の議員が質問されております。その後、計画について改善を入れていただいているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 答弁書の中にもありますように、私どものほうで今できる範囲といたしまして、私どもの町の防災対策、すなわち防災本部のあり方だとか、または冬期間だとか、そういう厳寒期と地震との重複するような災害があった場合だとか、そういう体制についての見直しについては、今、課題の洗い出しをしながら、どういう形があるべき形としていいのかと、そのようなところについての見直しを行っている最中でありまして。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、続きまして2問目の質問に移らせていただきます。

女性の登用の件なのですけれども、ご答弁では条例第3条第5項におきまして、委員を30人以内とし、警察署長、町職員、教育長、消防団長等の町内の公共的団体の職員のほか、公募によるものから組織をされると言われております。また、公募について女性の応募がなかったとおっしゃってございましたけれども、公募に女性がいないという状況から、そのままにしていくおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 公募をかけまして女性の方の応募がなかったということは、非常に残念だなというふうに私どもも思っております。できれば女性の方が入っていただければというふうに思うのですけれども、ことしの7月に委員の改選が行われまして、公募委員6人すべて男性だったので、発令をさせていただいた。任期が2年ということでもありますので、委員自体については、この2年間は今の体制26人で行っていくような形になるかと思えます。

ただ、次回に向けましては女性の委員が参加していただけるように、いろいろな各方面のほうにもお願いをいたしまして公募にさせていただくとか、または関係機関の中で女性が参加できるようなところがありましたら、そういったところとも協議をすとか、いろいろな形の中で女性の委員の登用については考えていきたいというふうに思っています。

ただ、これから2年間、そうしたら何もしないかということになりますので、私どもとしては計画の見直しだとか、そういったものができた段階でいろいろな形でご意見をいただくような形をとりたい。そういったところには女性の声もいただけるように、女性の方たちにも声をいただくような仕

組みを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 国の中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用することとあります。地方自治体において女性や高齢者、障害者等の視点を反映させるためには実働する専門の方々を増員する、例えばケアマネジャー、看護師、保健師、助産婦。現在の防災会議の委員にはそういう方がいらっしゃるのではありませんけれども、町の職員の中にも女性の方がたくさんいらっしゃるかと思います。そういう方を委員を30名というところ、今26名ですから、そういう方を登用するという事は考えられないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように防災会議の委員を選定するに当たって、例えば商工会に委員をお願いしたいという文章を出すと、すぐ商工会長がというようなことで返ってくる事例が多いのですけれども、そういったところに、ぜひ、商工会長でなくても女性部長でもよろしいですよとか、いろいろな工夫を重ねればまだまだ女性がふえる。例えば消防団長が、これは1人しかいないですから決まっていますけれども、そうでない分については融通性はこれきくのだと、今、おっしゃられたように、町職員の中でも女性を登用するという事は可能でありますから、今回の見直しの中では、十分その辺は考慮したいと思いますし、私も先日、ほかの町村の話聞きまして、うちはないのですけれども、避難所なんかに行くと、やっぱり女性の視点がなければなかなか難しい。例えば洗濯、物干し場も女性用と男性用と分けなければだめだとか、女性の下着はやっぱり女性が配らないとだめだとかという、そういったことも出ていました。確かにそういう配慮は、我々もこれから必要になってくるのだろうというふうに思いましたので、今お話しいただきましたようなことを十分考慮しながら、次回の開催に向けて進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） これからはパブリックコメントなんかをしながら、また女性のさまざまな意見を反映してまいりたいという答弁をいただきましたので、ぜひそういうところは女性の視点を生かして入れていただきたいと思います。

続きまして、自主防災組織のところなのですけれども、本年4月に22公区の自主防災組織の設立がされたということなのですけれども、前回、委員会で、23年度末で114公区中22公区だったということでお聞きしたのですけれども、前年度から今年度に対して公区は一つもふえていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 数字がいろいろと出ておりますので、整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、2011年ですね、平成23年1月1日段階では22.5%、2012年1月1日で33.9%、ことしになりまして4月末では40.56%というような状況で、震災後、特に公区数が七つ、自主防災組織ができる。この後も、今、お聞きしましたら、忠類地区で四つぐらい、もう策定に向けて、そして印刷に向けて取り組んでいるというお話も聞いておりますので、また札内地区でも幾つか自主防災組織の設立に向けて動いていると。ですから、今後、またさらにこういった数字が大きくなっていくものというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 自主防災組織につきましては、各公区で本当にしっかりと設立していただいて、防災に向けての意識を高めていただくためには必要かと思うのですけれども、防災の出前講座が6公区しかなかったということをお伺いしておりますが、この数の要因はどこか教えていただきたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 出前講座が6公区だったという部分でございますけれども、出前講座という正式な形での届け出をして、町職員、私どもがお伺いした部分というのが6公区だったというところ

でございますが、そのほかに災害の防災避難訓練だとかですね、いろんな形で公区と連携を図りながらやっている部分の中で、自主防災組織のつくり方だとか、いろんな形でのお話もさせていただいておりますし、また、春、秋の公区長会議のときには、ある一つの公区のひな形をお示しをして、自主防災組織を設立してほしいというようなお話をいたしまして、それに基づいて、私どもがお伺いしたという経緯もあります。

ただ、先ほど言いましたように、自主防災組織についての出前講座という形での届け出は6公区だったというところでございます。そのほかにもまだたくさん、私どもとしてはお伺いしているというふうにお答えをさせていただきたいなど。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 公区長が、このように答弁書にあるように、有志の公区さんが組織をつくり、そして自主防災づくり研修会なんかを行っているということなのですけれども、このように公区長がみずから防災会議の向上を図るということでやっておられるところはいいのですけれども、公区長が積極的でないところを積極的にするのを町として考えるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがですか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田市長。

○町長（岡田和夫） 難しいご質問だと思います。積極的でない公区を積極的に組織をつくれというのはなかなか難しいのですけれども、やはりどこの公区もそうですけれども、周りの近隣の公区がそういった組織を立ち上げていくことによって、必然的に自分たちの公区も、そしてやがては公区同士の連携ということにつながっていくのかなというような思いをしておりますので、特に市街地内の公区につきましては、この後、11月にまた秋の公区長会議がありますので、そういった中でお話をさせていただきたいというふうには思っております。

ただ、これ、農村部についてはなかなかそういった組織づくりというのは、今の段階では難しいのかなというふうに思っておりますけれども、特に市街地を中心にしなが、さらに声かけをしながら、積極的に参加してもらおうように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） むしろ農村部のほうが結構団結力があるのではないかと思います。市街地のほうが以外と他人ごときで難しいのではないかと思いますので、そういうところを力を入れて推進していただきたいなと思います。

また、避難訓練のHUGという避難訓練方法なのですけれども、これも我が町では10月には購入していただけるという予定ですので、これもまた使っていただいて、実用的な避難訓練をできるようにしていただきたいなと思います。

また、先日、役場で行われました実践さながらの訓練ではなかったように思えるのですけれども、ただ、町民会館前に移動しただけにすぎなかったのではないかなと私は感じたのですけれども、もう少し実践さながらの訓練をしていただいたほうがいいのではないかと感じました。というのも、やっぱり訓練のときは、震度5の地震が来ましたということによっておりましたけれども、地震がおさまるまでのシェイクアウト訓練なんかも取り入れたり、市街地区にも参加を呼びかけるなどをして、災害時の被害を最小限に抑え、円滑な避難で住民の安全を確保することができ、また新たな課題にもつながり、防災計画にも生かしていくことができるのではないかと思います、その点についてはいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議員さんにもご協力いただいて防災訓練を実施したのですけれども、なかなか実践的でないというご意見をいただきましたので、今後、また議員の皆さんのご意見もいただきながら、さらに方法を考えていきたいというふうに思います。

ただ、次の日でしたでしょうか、保健福祉センターでもやらせていただいたのですけれども、あのときは実際に煙を出したり、デイサービスなんかで来られた皆さんにも協力をいただいたということ

でありますので、そういったことも含め、公共施設あるいは町職員等も、今後もそういった訓練に向けて、さらに研究を重ねていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、訓練のほうは、次のときはもっと実戦さながらの訓練が行われることを期待したいと思います。

続きまして、避難所の一泊訓練や冬期期間の訓練の件なのですけれども、防災計画の中の第9章にも防火訓練ということで、図上訓練と実施訓練があります。その中の総合訓練の中で、あらゆる災害を想定して実施をするということがありますけれども、冬期間にももちろん災害があるということ想定しなければならぬと思うので、実績のある公区からのご意見を伺いながら、実施に向けて検討してまいりたいと答弁をいただきました。もう帯広とかでは、冬季訓練が行われたり、また、大樹町でも行われたりしております。幕別町でもやはり検討するのではなく、実施が必要と考えますが、その点についてはいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 冬季訓練、おっしゃられるように、災害は夏だけではありませんから、いつ来るかわかりませんから大事なことだというふうに思っております。

ただ、その前段として、いわゆるその自分の避難所がどこかもまだ確認できていないというような方もたくさんいらっしゃるのではないかなというようなことから、まずはそういう避難所を確認するような訓練等を実施して、さらにそれから一步進んで宿泊というか、泊まりがけの訓練なり、あるいは冬期間、いわゆる除雪の状況はどうか、足場の状況はどうかといったことを確認しながら訓練、そういったことをまず進めていくことが大事だというふうに思っております、そんなにいつまでもずっと検討、検討で終わるといふようなことではないと思いますけれども、十分そういった公区の皆さん方のご意見もいただきながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 最後なのですけれども、職員の防災に関する知識向上についてということでもありますけれども、職員は防災図上訓練や通信訓練、防災担当者を参加させたり研修なんかを持っているということですが、この研修に幾ら参加をしましても、実際にそれが使われなければ生きた研修にはならないかと思えます。

現実に頭で考えていることと現実起っていることは、やはり考えられないことが起こると思うのです。それで、ただ、机の上だけのものではなくて、実際に生かしていただけるような研修を、ぜひ職員にさせていただきたいと思えます。

この防災というのは、本当に、災害というのはいつ起こるのかわかりませんので、ふだんから本当に行っていなければ、いざというときはできないかと思えますので、そういうことをきちっと踏まえながら、避難訓練等にこれからしていただきたいとことを最後に、終わらせていただきます。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、行政改革の推進についてお伺いたします。

行政改革は、町が最大限効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上を実現するために重要な行政の一つの柱であります。

幕別町は、行政改革大綱（第3次）推進計画について、平成23年度より後期5カ年計画を策定し、このほかにも集中改革プランの策定など、行政改革の推進に取り組んでいます。地方自治体を取り巻く環境は、今後より一層厳しさを増すものと思われまことから、さらなる行政改革の推進の必要性を考え、幾つかの項目についてお伺いたします。

1、事務事業の整理合理化について。文書管理事務の徹底と危機管理の徹底。

- 2、民間活力の導入について。新たな公共空間の創設及び行政のスリム化について。
- 3、職員の意識改革と人材育成について。人事評価制度の導入。
- 4、健全な財政運営の確保について。事務事業評価制度の検討。
- 5、受益と負担の公平確保について。使用料・負担金等受益者負担の見直し。公共施設使用料減免の見直し（基本的廃止）。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「行政改革の推進について」であります。

本町の行政改革につきましては、昭和 62 年度に第 1 次行政改革大綱を策定し、各種事務事業の見直し等に取り組んできたところでありますが、その後、第 2 次大綱を平成 8 年度から、そして第 3 次大綱を平成 18 年度からスタートさせ、現在に至っております。

第 3 次行政改革大綱の中では、厳しい行財政環境を踏まえ、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、住みよい活力あるまちづくりを進めるために、「効率的行政運営システムの確立」「自立型組織への転換と組織の再編」「住民との協働による行政運営の実現」及び「自立可能な財政構造の構築」の四つの推進事項を柱として取り組んできたところであります。

具体的な推進項目については、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の前期推進計画を策定し、取り組みを進めてまいりましたが、平成 23 年度からは必要な検証・見直しを行った上で、後期推進計画に移行したところであります。

ご質問の 1 点目、「事務事業の整理合理化について」であります。

初めに、「文書管理事務の徹底について」であります。この項目は事務事業の複雑化・多様化に伴い増加する文書の管理について、電子ファイルを含めた文書管理事務の見直しを行い、今後の効率的な文書管理を図ろうとするものであります。

文書管理につきましては、庁舎の建設移転にかかわる事項でもありますので、現在、そのあり方や工夫・改善についての検討に着手したところであります。

次に、「危機管理の徹底について」であります。

この項目は、自然災害のみならず武力攻撃やサイバーテロなど、突発的に発生する危機に対応すべく危機管理体制の強化を図るものでありますが、「幕別町地域防災計画」における防災対応マニュアル以外にも、各種の危機に対するマニュアルを作成し、職員の意識の向上と危機管理体制の確立を図っていかうとするものであり、平成 25 年度以降の実施と位置づけております。

ご質問の 2 点目、「民間活力の導入」の中の「新たな公共空間の創設及び行政のスリム化」についてであります。

この項目は、前期推進計画の「各種業務の民間委託」と「指定管理者制度の導入及び公共施設の管理の検討」の二つの項目を統合し、新設したものでありますが、「新たな公共空間」とは、今まで直営管理であった公共施設が、業務委託や指定管理、民間移譲など、異なった管理形態によって運営していくことを表現しているものであります。

民間活力を活用した管理形態のそれぞれの特性を検討し、より効果的かつ効率的な手法の導入を進め、行政のスリム化を図っていかうとするものであります。

この項目については、従来より実施している内容であります。本年度は、その一環として、指定管理者制度導入に関する基本方針の見直しを実施しているところであります。

ご質問の 3 点目、「職員の意識改革と人材育成」の中の「人事評価制度の導入」であります。

人事評価制度につきましては、職員と組織が主要な施策などに関して、目標を定めて事務事業を実施していく過程の中で、職員間で十分なコミュニケーションを図りながら、その達成度等を評価するものであります。職員の資質と組織全体の能力向上を図ることを目的としているものであります。

本町における人事評価制度導入に係る取り組みといたしましては、平成 21 年度に管理職を対象とし

た試行を実施したところでありますが、評価点数にばらつきがあるなど課題もありましたことから、平成 22 年度、平成 23 年度において、アンケート調査による課題の洗い出しや分析などを行ったところでもあります。

本年度におきましては、それらを踏まえ、真に有効な制度となるよう制度設計を行い、平成 25 年度当初からの再度の試行に向けて、準備作業を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「健全な財政運営の確保について」の中の「事務事業評価制度の検討」であります。

事務事業評価につきましては、限られた行政資源の有効な配分や活用を図る観点から、個別の事務事業の必要性や効果、効率性を評価することによって、具体的な改善、見直し等を行うために必要な情報を提供することなどを目的としたものであります。

事務事業評価制度の活用により、予算・決算との連動がなされ、それぞれ作成していた資料を評価資料で統一することができ、事務の省力化を図ることができるものと考えております。

また、住民に対しても、事務事業の目的をわかりやすく示すことができ、事業の成果や要したコストを示すことで透明性が高い行財政運営を行うことできるものと考えており、計画期間内の早い段階で具体的な検討作業に入りたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「受益と負担の公平確保について」であります。

初めに、「使用料・負担金等受益者負担の見直し」については、前期推進計画において、水道料金や下水道料金、へき地保育所保育料など一部について実施済みであります。全体的な見直しや減免基準の見直しが未達成であったため、後期推進計画においても継続して、検討を行っていかうというものであります。

また、「公共施設使用料減免の見直し」についても同様で、町民負担の公平性を確保する観点から、減免基準の見直しを行うものであります。

いずれも平成 27 年度の実施に向けて、今後、庁舎内部に検討組織を設置し、継続的に検討してまいりたいと考えております。

行政改革は、スリムで効率的な行政システムの構築のみならず、住民の視点に立った開かれた行財政運営や時代に即応した行政の確立のために、常に取り組まなければならない重大な責務と認識いたしており、今後におきましても、さらなる推進に意を注いでまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 再質問させていただきます。

前は、行革につきましては、ちょうど 2 年前にお伺いをしておりまして、そのときは前期の進捗状況につきましてお伺いをしておりまして、重なっているところもあることであります。

前回につきましては、先ほどご答弁にありました、効率的な行政運営システムの確立と四つの柱の推進事項についての進捗状況ということで質問をさせていただきましたが、今回は、前は 42 の項目でありましたけれども、今回は 37 の項目になっておりますが、その中の急がれると私自身で思っておりますところの五つの具体的な項目についてお伺いをしたいということで、質問をさせていただきました。

最初の事務事業の整理・合理化につきましては、文書管理事務の徹底ということでありまして、これは前回のものせられてありました。そのところでは、事務文書の効率かつ適正な管理、保存場所の確保、保存方法のスリム化というふうなことで内容が示されてあります。

この間、職員にパソコン 1 台というような形で、非常にそういう形で進められてありますが、この進めてこられたその成果並びに、また具体的に話もあったともあるのですが、紙媒体をどれほどそれが少なくなっていくことができたのか。そして、その保存の方法がどのような形でされているのかということをお伺いします。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 文書の管理事務の関係でございますけれども、文書保存の前期推進計画における成果ということでございますが、前期計画においても同様の趣旨の目標を掲げていたところでありまして、文書保存につきましては、通常の保存方法といたしましては紙媒体でファイリングをいたしまして、ファイルして保存しているということでございます。

それに加えて、今おっしゃられましたように、パソコンの配備に伴いまして、電子化して保存をしている状況にもございます。

どれほどの効果があるのかということについては、ちょっとわかりかねる部分でございますので、お答えはできないのですけれども、あと紙媒体がどれぐらい、紙がどれぐらい減ったかというようなご質問かと思っておりますけれども、それについては残念ながら、今、手元に資料は用意してございませんけれども、紙の購入量でいきますと、昨今の事務量の増などに伴いまして、残念ながら紙の使用量と言いますか、購入量は年々、若干ふえているような状況にございます。

以上であります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 新庁舎を建てられるというふうな中で、やはりこの文書管理事務の徹底と申しますか、電子化と申しますか、そういうことが大変大きな課題になっておるのだらうと思っております。

有意、そのことに取り組み進められていらっしゃると思うのでありますけれども、多くの文書電子管理システム、いわゆる EDMS というふうな形で導入をされまして、配置、ファイリング、検索、セキュリティ、災害対策、維持、保存、配布、作成、認可、認証までですね、そういう管理システムでされるというふうなことで採用されていらっしゃる場所もあるようであります。いろんな方法が今はあろうかと思うのでありますけれども、できるだけ本当にセキュリティも大事でありますけれども、効率的に事務がされますように新庁舎に向けて、その取り組みを早めていかなければならないと思うのであります。例えば保存文書の電子化ということも私は課題になるのではなかろうかと思っております。そういうことも含めて、急ぐべきだということをおもっておりますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今、確かに芳滝議員おっしゃられますように、新庁舎建設に向けての作業が今進められております。

今、現在、庁舎内で検討していますのはファイリングシステムということですが、いかに今ある書類、これをどうファイリングして電子化していったら、どういう管理体制がいいのかというようなことも研究をしている最中でございます。

役所の書類というのは永久保存あるいは10年間だけ、あるいは5年間、保存年限が決まっております。保存年限が3年とか5年とか決まっているものはその都度、入れかえをしていくというようなことになるのですが、永久保存の書類については、これは年々ふえるだけであります。今、現状といたしましては、役場のここの庁舎の地下に書庫がございます。そこに入れてあるもの、あるいは旧商工会館、そこに保存しているもの、あるいは下水道の処理場の一部に保存しているもの等々、かなり分散しながら、永久保存関係の書類を整理をしているわけでありまして、今後、新しい庁舎に向けてのこともありますが、今ある書類あるいは永久保存の書類をどう電子化して、よりコンパクトにして効率的に探し出せるかというようなことも含めて、どういう管理体制がいいのか、これについて今ファイリングシステムという制度の中で研究していこうという段取りになっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） また、後で触れますけれども、今、その重要なそういう資料につきましてのバックアップ体制ということが言われております。そういう意味でやはりそういう電子化ということがやはり急がれていかなければならないのではないかというふうなこととして、大きな課題として早急に取り組んでいただければと思うことであります。

危機管理の徹底ということで、これは25年度よりということで行革の方で示されてあります。

今回、項目として新しく出されました項目でありまして、これはご答弁にありますように、平成16年に国民保護法が出されまして、北海道でも北海道国民保護計画というものが出されまして、我が町では23年5月に幕別町国民保護計画というものが出されております。そのことも含めて、その危機管理の徹底ということを挙げられていらっしゃるのだらうと思います。非常に重要なことではなかろうかと思えます。

先ほど、防災計画の話にもありましたけれども、いわゆる災害における危機管理も含めて、これを徹底をしていくと。一つは、この所管が恐らく国民保護法のほうが総務が担当だと思うのですね。あと防災計画は民生部だと思いますね。その辺の関連と申しますか、恐らく関連はしていくのだらうと思うのでありますが、その辺、これからの作業としまして、どのような関連づけをして対応していくというふうな形で、これも課題だと思うのでありますが、何かその方向性がありましたら、教えていただければと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 芳滝議員おっしゃられる国民保護法の関係におきましては、今、所管部局は総務課であります。これは有事の際の体制をどうするのかというようなことでの計画づくりをしたものでありますが、民生部で所管しているのはいわゆる自然災害との関係の危機管理の部分であります。庁舎の役場組織の機構の中でも、この両方の危機管理に対してどういう連携あるいはつながりを持ちながら体制をとるのがいいのかということがいろいろ論議をされまして、庁舎の組織の今の目標と言いましょうか、あるべき姿としては、やはり自然災害も、それから有事の際の対応も一緒にあって動く方が効率的だらうというようなこともありまして、組織の中では将来的には総務部に一本化するほうがいいのかなというようなことが、今出ておきまして、そういうための組織には、ではどういった事務分掌をもって職員の配置もどの程度が必要かというようなことは、これから具体的に詰めていく段階でありまして、平成27年度ぐらいまでにはその辺の整理をつけられればなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 国民保護法、この幕別町の計画も、余り町民周知と申しますか、なかなかされていない状況だと思います。

ある意味では、自然災害だけではないのだよと。いろんなことがあるかわからないというふうな危機管理について、これから町民周知のほうも何らかの方法でとっていただきたいと。これからでありますから、そういうことも申し上げておきたいと思えます。

あと危機管理の件で、防災計画もまた増田議員もされますけれども、1点だけ私のほうで、それにかかわりまして、危機管理についてご質問させていただきたいのでありますが、この8月14日に政府が防災計画の修正案というものが出されたそうでありまして、新聞紙上で発表になりました。これで防災計画の見直しというところで、いろんな面でのバックアップ体制ということが、今、非常に大事なことだというふうな認識のもとに危機管理をせよと、そういう方針が出された。これは各自治体にそういう通達をしていくというふうな形で書かれてありました。

壊滅的な被害を踏まえつつのバックアップ体制でありまして、それは庁舎も、先ほど言いましたデータですね、住民基本台帳だとか、税務のそれこそ資料だとか、そういう重要な資料だとか、あと人員もそうだと。一つのところでまとまっておって、壊滅的になったときに、今度、バックアップできないというふうなことになる。今、被災地のところでは高台のほうに庁舎を、要するに建てていけというふうな方針も出されたようでありまして、このことにつきましては、いわゆるOBの方々の、いわゆる人員の協力を求めるだとかというようなことも内容に触れられていたと。

このことに関しまして、これから危機管理を徹底をしていく中で、やはりこういうことも、これからの将来につきまして、いわゆる町の危機管理のあり方として重要な考え方ではないのかと、こう私は踏まえるところでありますが、伺いたいと思えます。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 今、お話がありました件につきましては、役場の機能、業務として、役場の業務の継続に関するお話かなというふうに思いますけれども、役場、そういう大きな災害あった場合に、実際問題として、役場の業務を継続して行っていくために、そういった役場業務の継続、業務継続計画というものを策定するようなこともございますので、そういったことも含めて、この危機管理体制の充実の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 新聞にありますように、その業務の継続がそうなのでありますけれども、具体的には首長や幹部職員の職務代理を事前に指名するほか、高台などに庁舎の代替施設を確保するよう検討を促したというようなことが書かれてあります。自治体が管理している住民基本台帳や税務資料などの重要情報のバックアップも進めるように求めた。同時に連続して二つ以上の災害が発生し、災害応急対策が困難になるという事実を定義したときには、多くの人員を派遣し、後の災害の対応がおくられることを回避するために適切な人員配置や外部への支援要請などを盛り込んだ計画を策定するよう、この会議で国や自治体に要請をしたと、こうなっております。だから、具体的に、いわゆる施設であるだとか、あとデータであるだとか、あと人員であるだとか、というようなことが盛り込まれて発表されてあります。

このことも、ある意味では、これからの庁舎を含めたまちづくりにかかわってくることになるかどうかと、こう思うわけでありまして、その辺のことにつきまして、これから 27 年に向けてというふうなことでご答弁がありましたので、このことも申し添えさせていただきたいと。大切に、重要なことだと、こう考えるところでありますので、以後、またお伺いするところがありましたら、お伺いをしていきたいと思っております。

次に、民間活力の導入につきましてであります。

これはご答弁にありましたように、表現が少し変わってきております。新たな公共空間の創設及び行政のスリム化。この公共空間の創設ということが新しい言葉として出されております。恐らくこのところには、最後のところの指定管理についての方針の見直しというふうなことがご答弁にありましたが、そういうことも中に含めた形で、公共空間という、その言葉をお使いになっただけなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 町長の答弁にもありましたが、新たな公共空間というのは、今まで直営で管理していた公共施設を業務委託あるいは指定管理あるいは民間に移譲して運営をしていただくといったような、こういった概念でありまして、地方自治法の改正によって大きく動いたのは平成 15 年以降、指定管理ですけれども、そういう法律の趣旨あるいは現行の日本の今、公共施設の管理の制度、これらも各施設ごとに我々も点検をしながら、どういった形がいいのかということを考えていこうと、こういうことでもあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 指定管理を含めた形で、行政と民間がともにそこで協力をし、取り組んでいくというふうな意味で、公共空間というふうにお使いなさっていたのだらうと、こう私は踏まえさせていただいたところであります。

今、ご答弁にありましたように、国では指定管理につきましては平成 15 年、幕別町では平成 19 年 6 月にその基本方針を出されてありまして、今回、それが見直されるということでもあります。

その方針の中に、公共分野における民間のサービス提供能力の向上、拡大を踏まえ、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくためには、民間事業者の優れた経営ノウハウを活用することが極めて有効であることから、この制度の活用により、適正な管理を確保しつつ、一層の住民サービスの向上を進めるものでありますという概要を示してございます。

今回、この計画に基づきまして、我が町では 100 年記念ホール、アルコ、そして青葉保育所、具体

的に指定管理が導入をされております。

私は、それぞれいろいろな課題があるのだらうと思いますけれども、今、うたわれました、いわゆるその方向性、その方針につきましては、そういう方向でこの三つの施設につきましては進められているのだらうと、高く評価をさせていただいております。それぞれにそれぞれの課題があって、いわゆる運営上、財政的に厳しいというふうなこともあるところもあるようではありますが、民間のノウハウ、そして前向きな取り組みで一生懸命頑張っていっていらっしゃるのだらうというふうには、こう私は評価をさせていただいております。

今までの取り組みにつきましての、いわゆるその評価につきまして、どのような評価をしていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、ご質問の指定管理についての評価手法については、実はこの後、中橋議員さんの質問の中にも同様なことが出てくるものですから、もしご理解いただけるのであれば、そちらのほうへ回していただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 基本方針の見直しをされると。どういう観点でそれをされているのかということも、後で出てきますか。わかりました。では、それは後ということさせていただきます。

私はできるだけ、その民間の協力をいただくところは協力をいただいて、そして町の責任のもとに適正にそれを運営していくということが基本的な進め方ではなかろうかというふうに考えております。

急ぐべきものとしましては保育所であったり、例えば総合こども園がなくなりましたからね、認定こども園といったふうな格好のこともあるでしょうし、前回、忠類の問題だとか、またスポーツ施設の問題だとかもお尋ねさせていただきましたが、できるだけできるところはやっぱり早急にその方向で取り組んでいくと。

これから恐らく地方分権というふうな格好になりましたら、物すごく事務が多くなってきて、これは大変な時代を迎えていくのだらうと思います。そういうことを見越したときに、できるだけ民間の協力をいただきながら、そしてその行財政につきまして、適切なその管理のもとにまちづくりを進めていくという方向性をきちっと出していく必要があるのではなかろうかと。

そういうその踏まえないと、事務量はふえるわ、大変になってくる。お金はかかるわというふうなことに陥っていく必要、そういう方向になるのではなかろうかと危惧されるわけではありますが、そういう意味で行政のスリム化、そして民間と協力することによって民間が活性化されていく、民間に仕事ができる、これがふえる、大事なのですね、これが非常に大事なことであります。そういうことが、いわゆる公共空間の創設ということにつきましては、一番視野に置いていかなければならないことであろうかと思うことであります。

そういうことも踏まえて、これから見直されるということでもありますから、取り組んでいただきたいなど申し上げておきたいと思っております。

次に、職員の意識改革と人材育成につきまして、人事評価制度の導入、これも以前にお伺いをしたことがございます。

これ、前回のご答弁では、やっぱり人材の育成だと、職員の育成だということが主眼だというふうな方向で、それは意を同じくするところでありまして、そのためにはやはりその職員の能力を伸ばして、本当に精いっぱい仕事を町民のためにしていただくということにつきましては、そういう意味で評価制度の導入ということですね、必要なのだらうと私は思っております。

この研修、決算事業にありましたけれども、いわゆる研修の中で、以前は人事評価制度というのは非常に多かったですね。20年度は131名、21年度104名、22年度は31名で、23年度はゼロでありますと、こう確認をさせていただくのでありますが、それちょっとわからなくて、23年度ゼロというのはわからなくて、一応、表にはそのようにあったのでありますが、その、いわゆる研修の成果がどのように生かされているのか、生かしていこうとしているのかということをまずお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 職員研修の成果というのでしょうかね、ということかなと思うのですが、今の行政改革の推進項目で、私どもがこういったことで職員研修を進めていきたいということで項目を並べておりますが、一つには勤務年数に応じた研修、これは比較的若い職員から中堅職員。それから専門研修、これは一定程度の専門職、税ですとか、保険業務ですとか、そういった専門的な研修をする、あるいは自主研修、職員みずからが自分で課題を見つけて、そしてその中身についての研修を行う。それからあとは民間研修、人事交流等々があるのですが、いずれにしてもこの研修というのは、行ってすぐ次の日に結果が出る、成果が出る、こういったことではないような性質かなというふうに思っております。ですから、それぞれがいろいろな研修を受けて、そして、その後、いろいろな意識を高めながら、またさらに別な研修を受ける中で、さらに職員としての意識、そして人材として育てていくというふうに思っておりますので、すぐその次の日に研修の結果が出るというようなことではないということを前提に、我々としては継続的にこれからも職員の研修を、今あるカリキュラム以外にも、また、新しいカリキュラムといいたいでしょうか、それらもどういうものが必要なのか。こういった観点で、職員研修を今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 再度の試行が平成 25 年度当初からというご答弁がありました。ぜひ、その研修、たくさんの方が、いわゆるこの評価制度につきまして研修を重ねていらっしゃるようでありますから、生かしていただきたいと思いますと思うことであります。

21 年度に管理職のその評価制度で試行されたということではありますが、それにつきましてはこれからまたアンケートをとられて、分析をしていくということではありますが、今のところで見えてきた課題なんか、具体的に二、三ありましたら、お知らせいただければと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 課題ということでございますけれども、まず一つには町長の答弁にもございましたように、評価点数にばらつきがあるということがまず一つでございます。それと、一番最初に、組織の目標を設定するのですけれども、この目標設定の難易度にもばらつきがあると。ある課ではかなり困難な目標を設定しているようなところもあったり、あるところは比較的簡易な、安易なというか、比較的取り組みやすい目標を設定しているというような、その目標の難易度のばらつきもあるということでございます。

それともう一点、事務がかなり煩雑になりまして、そういったものにとられる時間がかなりかかるような状況にございまして、通常業務に多少こう支障を来すような場面もあるということで、そういったことも課題の一つではございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） ご答弁にもありましたけれども、真に有効な制度になるよう、制度設計を行いたいと、こうご答弁をいただいております。私、これは一番大事なことなのだろうと思いますね。一度、試行もされて、いろいろな課題が上がってきたと。いろいろな自治体でも試行を繰り返されまして、その課題について研究をしながら、一定程度の、その町その町、その自治体における制度をつくって進めていらっしゃる所が多いようであります。

基本的に評価というのは実績だとか、能力だとか、勤務態度だとか、いろいろなことがあるのでしょうけれども、難しいのはその公平性の確保だとか、あと行政の説明責任の確保だとか、単年度ではなくて長期にやるだとか、あと例えば職員の庁舎内の公募制度を活用していったというふうな形のものも踏まえていかなければ、能力をそろえていくということにはならないだろうと、そういうふうないろいろなその課題があるのだろうと思います。ばらつきがあったり、今、事務が煩雑で大変だったということにつきましては、やはり公正で客観的なルールを、我が町のルールをつくって、そしてそのところでそれに基づく評価をしていくというふうな体制を、まずつくっていくことが大事だ

と思うのでありますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 前段、総務課長からも、一度取り組みした中でいろいろ課題が見つかったということで、それをどう解消することが一番いいのかなというような研究はさせていただいております。さらに、今、管理職職員だけを対象にして一度試行を行いましたけれども、また、管理職職員を対象にしながら制度の内容について問題がないのかどうかという手法がいいのか、あるいは一般職員を含めたもので試行してみるのがいいのかというようなことも含め、他市町村の実例などももう少し研究をさせていただいて、新たな試行に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 結構、いろいろな自治体を見させていただきましたら、全職員の評価についてしていらっしゃるというところがあります。そして、非常に簡潔な方法で、その全職員の評価のその制度をつくってされていらっしゃるというところもあるようでありますから、ぜひ、その研究をさせていただいて、これは管理職さんだけでなく、やっぱり全職員の評価ということが、これが大事になってくるわけありますので、その方向を目指して取り組んでいただきたいなと申し上げておきたいと思っております。

次に、健全な財政運営の確保につきまして、事務事業評価制度の検討。これも新しく出てきました項目であります。これはPDCAサイクルというふうな格好でよく言われたり、計画、実行、評価、改善、これは一つ一つの事務事業につきまして評価をしていって、そして、その評価の結果、進めていくのか、改善をしていくのか、廃止をしていくのかというふうなことで、次の事業に対する予算の配分等にかかわっていって、町のその事務事業の活性化、また方向づけにつきまして、非常に大切な制度だと、私はこう踏まえさせていただきました。

これからこの中身につきましては、検討をされていくのだらうと思うのですが、基本的には庁舎内で自己評価をされていくのだと思うのであります。自治体によりましては、その客観的なそういう視点をということで、外部の有識者とか、あと町民を入れて、そういう評価体制をつくっていらっしゃるというふうなことも伺っているところでもあります。これから立ち上げていく方向なのでしょうけれども、その辺のその一つの方向性づけは、どのように踏まえていらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） これも目標として、今、研究を始めたところであります。財政担当の職員には、ちょっと研修も行かせて中身の勉強もさせていただいております。あるいは管内町村におきましても、隣の池田町がこの事務事業評価については、予算・決算、これらをうまく整理されてきているものもあるかなというふうにもお見受けしております。ですから、こういったものも参考にしながら、今後、うちの町の財政規模からいって、どういった内容で整理をするのがいいのか。企画と財政部門とがうちは分かれておりますので、そこで事務事業の評価をする際の整合性と言いましょうか、これらも考えた中でどういった形がいいのか、これからちょっと研究させていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） これからのことではあります、いわゆる事業の必要性だとか、有効性だとか、あと効率性だとか、基本的なその評価制度の内容があることであります。これは町の発展、いわゆるこれから本当に地方分権で、自分たちで選んでその事業を取り組んでいかないとならないという観点に立ったときには、私は非常に大事な評価制度であろうかと思っております。これを懇切丁寧にやることによって、いわゆるその町民のニーズがきちんと受けとめられていき、また、社会の情勢に対応した一つの行政というのが進められていくのだらうというふうに踏まえるところでもあります。ぜひ、ひとつ力を入れて検証していただいて、取り組んでいただきたいなと思うことであります。

最後に、受益と負担の公平確保につきましてであります。

これは前回も少し触れさせていただいておりますが、そのときも積算根拠などの調整だとか、利用者等の協議というふうなことを行って取り組んでいきたいというご答弁でありました。

今回、27年でしたか、その試案に入れていらっしゃる。集中改革プランの中では22年なのですね。その中にはもう効果額も書かれているのですね。そういう意味では、私も取り組みが非常におくれているのではないのかなというふうに思うのでありますが、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 芳滝議員おっしゃられます計画は、公営企業、水道事業関係なんですけれども、これの健全化に向けた取り組みの中で、水道料の会計について、議会の皆さんにもお諮りをさせていただいたという経緯がございます。

今、行革の計画にのせておりますのは、公営企業のみならず、一般会計サイドでもいろいろな施設の使用料等が定まっておりますが、これらについて使用料の減免の規定も含め、使用料の額もどういった形がいいのかということさらにもんでいきたいと、こういう内容でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 集中改革プランが出されまして、22年で一応終結ということでありまして、この後に、例えば水道料金の見直しなんか、例えば音更町なんかは終結をして見直していつているというようなことがあろうかと思えます。幕別町はそのままなのですね、ということもあります。あと、それにかかわって全体の財政についての集中プランでありまして、そのところにはいわゆる公共施設の使用料も盛り込まれてあります。やはり全体としてそういう見直しをかけていくという方向で進められているのだと、私は踏まえさせていただいております。全体的におくれているのではないかというふうなその思いがあります。

今ご答弁にありましたように、集中して取り組んでいかれるのでありますが、私は、その公共空間の創設、例えば指定管理の問題だとか、これはやはりいわゆる使用料の見直しがなくて、それをしないで入っていくことはできないと思うのです。一体化となって進めていくのでないと、これはまた難しい問題に、これは当然のことなのでありますけれども。だから、これから見直しをかけられて、そうして進められていくということですが、おくれればおくれるほど、やはり行政が進まないということがあろうかと思えます。だから、この見直しは、その見直しなのですから、ほかの施策にかかわっていく、そのいわゆる見直し作業でありますから、ぜひおくれしないで、早く取り組んでいただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、15時35分まで休憩いたします。

15:21 休憩

15:35 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

昨年、3月11日の東日本大震災を経験して、幕別町地域防災計画の早急な見直しが迫られています。

昨年6月定例議会で町長は、国や道から対策指針等が示されると思われるので、まずは現計画の課題点などの洗い出しに着手し、対策指針とも整合性を図りながら現計画の見直しに取り組みたいとしておりました。

昨年8月には、災害対策基本法が改正・公布され、道においても東日本大震災の教訓や国の防災基本計画の修正を踏まえて、地震・津波対策を中心とした防災対策全般を拡充する北海道地域防災計画の修正を行ったところであります。

この間、北海道防災会議地震専門委員会は、十勝・釧路沖の千島海溝を震源とする地震の規模をマグニチュード 9.1 と予想し、津波の高さは地区によっては従来想定定の 2 倍前後になるとしておりまして、広尾町でのそれは 29.4 メートルになると想定されております。

本町においても、忠類晩成地区に 3 戸の農業者と町営晩成牧場があり、津波対策を急がなければなりません。

東日本大震災における巨大地震は、日本列島を不安定な状態にし、南海トラフを震源とする地震はいつあってもおかしくないとされており、関東地方を震源とする大地震の確率も修正されているところでもあります。

千島海溝における 500 年周期の巨大地震は、1600 年代前半以来起きておらず、近々発生する可能性がより大きくなったことが心配されています。

こうした状況を考えますと、本町の住民の生命、身体と財産を災害から守る真剣な取り組みが求められているところであります。

以上のことから、幕別町地域防災計画の見直しの方針、進捗状況等について伺いたいと思います。

一つは、現計画の課題点の洗い出しを実施したのかどうか。主な課題はどのようなものになっているか。

2 番目として、地震規模、災害内容など地震被害想定はどう変更していくのか。

3 番目、津波の規模や被害想定と対策はどうか。

4 番目、津波ハザードマップの作成と、洪水、地震ハザードマップの見直しをすべきではないか。

5 番目、自主防災組織の強化はどう進んだか。

6 番目、幕別町のホームページに、防災関連情報を掲載すると同時に各家庭に周知し、防災意識の共有と向上に資するべきと思うがどうか。

7 番目、計画には「減災」の考え方をしっかりと取り入れ、災害時の被害を最小とする計画となるようにすべきではないか。

8 番目、いつまでに見直しを完了するのか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町地域防災計画見直しと津波対策について」であります。

岡本議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、町民の皆さんの安全と安心を確保し、災害から生命・財産を守っていくことは優先して取り組んで行かなければならない重要な課題であると認識いたしております。

ご質問の 1 点目、「現計画の課題点について」であります。

地震や風水害等の災害から町民の生命を守ることを最優先とし、防災対策を進め、被害を最小限度とする、いわゆる「減災」を視点に、現在、幕別町地域防災計画の見直しについて作業を進めているところであります。

見直しに係る主な課題につきましては、大きくは、防災対策組織体制の見直し、冬期間の災害発生など悪条件下での災害を想定した対策の見直し、夜間並びに休日における大規模災害時の災害対策本部の設置場所の検討、情報伝達機器の導入や備蓄資器材などの見直し、住民組織体制拡充に向けた取り組みの強化等を課題として洗い出しを行っているところであります。

ご質問の 2 点目、「地震被害想定の変更について」であります。

地震の規模、想定内容につきましては、北海道が、ことし 6 月に北海道防災計画の一部を見直しておりますが、これによりますと、見直しの視点は、「既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果から」となっており、「地震動による被害についての詳細な想定は今後行う」としてあります。

今回の北海道の見直しで、新たに追加された項目といたしましては、十勝沖の海溝型地震や 500 年

間隔地震、十勝平野断層帯などの内陸型地震でのデータに関する部分であります。

被害想定につきましては、町独自で被害想定をすることは困難であり、北海道地域防災計画におきましては、今後発生するであろう場所と規模等の内容は想定してはおりますが、現在のところ、具体的な人的被害や建物被害の想定は行われておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の3点目、「津波の規模や被害想定と対策について」であります。

本年6月に北海道が想定を見直した津波浸水予想図により、忠類の晩成地区の一部が浸水すると示されたところであります。

町内の晩成地区に到達する津波は、大樹町晩成海岸において19.6メートルの津波がきた場合に、低地部分であります下当縁川流域で8メートル程度、また上流の沢地部分でおよそ1メートルの浸水が想定されます。

被害といたしましては、海岸に近い位置にあります町営の晩成牧場周辺では最大10メートル以上の浸水となり、一部草地などにおいては塩害が想定されます。

また、浸水予想図では同地区に在住の3軒の住宅付近まで到達すると予想されておりますが、幸い居住されている3軒の住宅そのものは、予想図においては浸水区域には入っておりません。しかしながら、津波が想定を超えることも考えられますことから、なお、万全の対策が必要と考えております。

対策といたしましては、まずは人命の尊重が何より大事なことと考えており、地震発生により大津波警報が発令されたときは、直ちに情報の伝達を行い、住民の皆さんにはすぐに高台に避難していただくよう、先般、説明をさせていただきご理解をいただいたところであります。

ご質問の4点目、「津波ハザードマップの作成と、洪水、地震ハザードマップの見直しについて」であります。

津波ハザードマップにつきましては、今般、北海道が作成いたしました津波浸水予想図を活用したいと考えております。

また、洪水ハザードマップにつきましては、現在、河川管理者である国土交通省及び北海道建設管理部が策定したハザードマップを活用しており、現時点での見直しは考えておりません。

また、地震ハザードマップにつきましては、平成22年に発刊いたしました「幕別町防災のしおり」に揺れやすさマップ及び建物被害想定マップを掲載しており、最大震度については「震度7」で想定済みでありますことから、現時点での見直しは考えておりません。

ご質問の5点目、「自主防災組織の強化について」であります。

自主防災組織の設立状況につきましては、現在22公区で組織され、世帯数に対する組織率では40.6%となっております。

防災組織の必要性や設立の推進につきましては、公区長会議等においてお話をさせていただいているほか、未設置公区には自主防災マニュアルのひな形を配布するとともに、協働のまちづくり支援事業等の活用についても説明をさせていただき、自主防災組織の設立を推進しているところであります。

現在、設立準備を進めている公区もあると聞いておりますので、町としても積極的に支援させていただき、組織率の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、設立済みの自主防災組織の活動といたしましては、本年度新たに避難訓練を行った公区が3公区あったほか、札内の鉄南地区のあかしや南1公区、あかしや南2公区、みずほ町公区、文京町公区の4公区では、合同の避難訓練及び避難所体験訓練、避難所運営訓練が実施され、地域防災組織の自主的活動は活発となってきており、組織間の連携強化も進んでいるものと考えております。

また、札内公区長会主催により「自主防災づくり研修会」が8月10日に開催され、地域住民による自主防災組織の必要性や避難訓練の実施報告などがあり、活発な論議が行われ、地域においても積極的な取り組みが行われております。

町といたしましても、自主防災組織の組織率向上に向け、今後とも必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「ホームページへの防災関連情報の掲載など、防災意識の共有と向上について」

であります。

本町のホームページにおきましては、「緊急情報」のコーナーを設け、緊急時の災害情報を初め、一時避難場所や夜間・休日医療機関、AED 配備施設等の情報をお知らせするとともに、幕別消防署のページへリンクするよう、わかりやすい情報の提供に努めております。

本年度、町のホームページシステムを更新し、平成 25 年 2 月から運用を開始する予定としており、現在、その準備作業を進めているところであります。

新たなホームページには、防災の専用ページにおいて、防災への日ごろの備えや心構えなどのほか、本町の災害関連資料を掲載するとともに、災害発生時にはホームページメニューの切りかえを行い、防災に関する情報をトップページに据えて、随時、災害情報を提供できるよう取り組み、防災意識の共有と向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、新たなホームページではスマートフォンにも対応し、携帯電話の画面上でも町のホームページが見やすくすることができるよう対応を図ることとしており、多くの町民に的確な情報が伝達できるものと思っております。

ご質問の 7 点目、「災害時の被害を最小とする計画となるようにすべき」についてであります。

災害の中でも水害につきましては、堤防のかさ上げや排水機の整備などである程度は被害を防ぐことは可能と考えるところではありますが、地震や津波による被害を完全に防ぐことは非常に難しいことであると考えますことから、被害を最小限にとどめる、いわゆる「減災」は大変重要なことと考えております。

北海道の地域防災計画においても、災害時の被害を最小化する「減災」を基本とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重点項目として考えているところでもあります。

本地域防災計画では、防災は「自助」「共助」「公助」の理念を広く住民に周知するとともに、地域と協働により一層の防災対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の 8 点目、「見直しの完了時期について」であります。

岡本議員へのお答えの中でお答えいたしましたように、見直し作業の完了時期につきましては、本町における課題点の洗い出しを終え、国及び道の計画との整合性を図るべく見直しを行いますことから、平成 25 年度になるものと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきます。

どこの町村でも、今、防災計画の見直しが行われているわけでありましてけれども、ここでやっぱり防災計画そのものをどのような視点で見直していくかという、やはり共通の認識を持つべきではないかという思いで、ここに 30 の学会の人たちが共同声明をまとめまして政府に提出しているものがあります。地震学会でありますとか、地盤工学会でありますとか、こうした災害に関する 30 の災害学会のその声明でありますので、今の日本の英知の結集された提言だということで、ちょっとご紹介したいと思うのですが、政府に対する提言、要望でありますので、我々が参考にできると思われる 3 点についてでありますけれども、今後、相当されるハザードについて、常に柔軟性を持たせ、想定を上回る規模のハザードも起こり得るという前提に立ち、国土計画・都市計画・防災減災計画を検討すること。産学官の英知を結集し、国民が検討の経過や結果を広く共有するための基盤を整備し、継続的に維持・更新していくこと。

もう一つは、数十年から百数十年に一度の頻度で起こる大災害には、構造の強化・施設の整備による防災政策で対処すること。数百年から 1000 年に一度の頻度で起きる巨大災害には、人命の犠牲を最小にするべく、避難設備の整備と避難教育の充実を組み合わせた総合的な減災政策で対処すること。

もう一つは、災害の多い我が国の歴史と東日本大震災の教訓をもとに、古来の災害履歴を踏まえたリスク分析を行うことによって、より安全な場所への居住や産業の立地誘導を図ること。地域の歴史・風土・自然環境を踏まえたハザードマップと地域減災計画を立案し、継続的な教育や準備により、日

常防災を実現すること。

このようなことが含まれているわけでありませう。

そうした今、現時点でのその認識を共有した上で、いろいろな点について再度質問したいというふうに思うわけですが、現計画の課題点についてということで、五つほど挙げられておりました。こうした課題点を今検討している最中であるというふうに思いますけれども、そうした課題点も踏まえて、さらに留意すべき点を幾つか申し述べたいというふうに思うわけですが、例えば地震の被害想定、これはなかなか道も具体的な数字として出してきていないので現時点では難しいのだと、こういうお話であります。やはり私たちの町の地域防災計画を作成していく上で、非常に重要なことが先ほどの提言にもありましたけれども、産学官、そうしたいろいろな人たちの協力を得ながら、やっぱりつくっていくことが非常に重要ではないかというふうに思うのですよね。

したがって、我が町の防災計画にも専門家の計画への参画を仰いで、そして後で道のほうからこういう災害想定だというようなものが示されるとは思うのですけれども、やはり地域の実情に合った災害の想定をやはり独自にも追求すべきだというふうに思うわけです。

そこで、これから地域防災計画を立てていくわけですが、どのような体制でなされるのか。そうした専門家も含めた計画、被害想定も含めた計画にしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、増田議員からいろいろと専門家等が提言をしたことを教えていただきました。こういったところもありますけれども、今、道のほうでいろいろと示されている資料ですね、これによりますと、津波被害、これについては1000年、5000年、1000年というスパンでの地層調査だとか、そういったものを行いながら、その中から導き出した今回の提言であります。

ですから、これまでの津波の想定は2倍になる、広尾町でしたら29メートル60ぐらいですか、これぐらいの被害想定が出るような1000年に一度ぐらいの津波を想定している。すなわちマグニチュードでいくと9.1ということが言われております。このような資料が道のほうから出ておりますので、専門家についての調査という、ご提言をいただくというような形のものについては、これを超えるものというのはなかなかあるのかどうかということも心配されるところです。

また、私たちの町に対しての防災の部分でしたら、例えばハザードマップだとか、そういったものについては国土交通省とか、北海道などからのデータをもとにしてつくっているというようなことになっていくと、これらをベースにして、我が町として何ができるのかというような想定になってくるのかなというふうに思うわけです。

ですから、今、ご質問がありました専門家の参加ということについては、大変必要なことなのだろうというふうに思うのですけれども、一方ではそのようなデータと同様のものが示されるのではないかなというような可能性も考えているところであります。

見直しの体制なのですが、まずデータの物的なものとか、国・道から示されるそういうハザードマップ的なもの、津波ハザード的なものについては、そういった国の資料などを使いながら、また町の防災会議の町民から出ている委員、そういった人たちの声を聞きながら、まず、うちの町としての考え方の整理に向けて取り組んでいきたいなというふうに思います。

当然、想定される震度、こういったものについても、津波ではマグニチュード9.1ということですから、これをやっぱりベースにしなければならないだろうと。また、震度につきましては、震度7というのが示されてきております。東日本大震災のときにも震度7というのが出ておりますので、これは、今、示されている震度の中では最大級の震度ということになります。これを想定した中での計画の見直しというものに取り組んでいくということになりますので、まずひとつご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） マグニチュード9.1ということで、今まで、例えば忠類の防災計画では、十勝沖

の千島海溝沿いの地震はマグニチュード 8.1 の想定なのですよね。この 9.1 と 8.1 は 1 の違いですけども、これはエネルギーとしては莫大な違いがありますので、当然、ここの地域の揺れですとか、そういうもの、津波の想定も 2 倍になったように相当の開きがあるわけですよね。だから、そのことも考えて、これからの対策をとらなければならない。やっぱりそうした点を考えると、やはり地域、この地域の狭い範囲の計画であっても、いろいろな専門家の意見も聞きながらやる必要があるのではないかということも考えるわけで、その点もぜひ検討していただきたいなというふうに思うわけです。

そうした中で、津波も晩成地域、その海の中のその地形だとか、いろいろありまして、広尾が 29、何ぼであっても、それが押しなべてそういうふうにはならないというのはわかるのですけれども、それにいたしましても、町長の答弁にあった津波の高さは、それに比べると割と低い値になっているのですが、そうしたハザードマップもきちんと示して、住民にぜひ周知をしていただきたいというふうに思います。

心配していたのは、そうした 3 軒だけでなく、当縁川をさかのぼって、どの辺まで迫ってくるのかというような心配もしておりました。広尾の 29 メートルに比べると、10 メートルとか、8 メートルとかという低い値ですので、それほどにはならないと思いますけれども、その辺についても早急にハザードマップをつくりまして、みんなに披露して、周知してほしいというふうに思うのですけれども、答弁の中では、洪水だとか、揺れやすさの、そうしたものについては見直さないというようなことでありました。

しかし、新聞報道などでもご承知と承知と思っておりますけれども、道では農業ダムの決壊が心配されて、貯水量 100 万トンを超えるダムがどうも 15 カ所あるということで、それがうんと以前につくられたものといろいろあって、耐震性もいろいろあるとは思っておりますけれども、そうした心配もしているのです。そう古くはないですけども、本町にも幕別ダムがあって、これも心配がされるのと、この十勝川水系で言えば、糠平のダムがあります。こうしたものもやはり直下型の地震でありますとか、いろいろなことで決壊しないという保証はだれもできないわけで、そうしたものに対応する、もしものときにはどうなるのかというようなことは、これは洪水のハザードマップでありますけれども、こうしたものもやはり準備すべきではないか。考えておいて、もしものときにはこうした対処をするということ、やはり住民と共有しながらいかなければならないと思っておりますけれども、そうしたハザードマップの見直し。

震度 7 を想定しているのだと、こう言いますけれども、しかし、揺れやすさを見ましても、震度 7 の揺れのところが、さらにマグニチュード 9.1 の地震の中では広範囲になっていく。今のマップよりももっと違った形になるということも予想されるわけで、そうした点では見直さないということにはならないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 農業ダムの関係につきましては、きょうのたしか新聞だったのかなと思っておりますけれども、十勝管内でいきますと、札内川ダムあたりなのかなというふうに思っております。

確かに、今、増田議員が言われるように、私どもも幕別ダムがありますし、それから糠平、それから十勝にはたくさんダムがこうあります。それが決壊した場合にどうなるのだと。そういった想定のもとで、実は開発のほうにお聞きしたというのでしょうか、どういった想定をされているのかというようなことを聞いたことがあります。その段階では、いろいろな形のものに耐え得る構造にはなっているのだというような話で、ニュアンス的には国自体が今そういったダム自体の見直しも含めて検討が行われているのではないかなというふうに思います。

ですから、これから国のほうから示される部分、今回、道のほうから示された部分も 500 年と言われる、過去の 500 年周期での津波だとか、そういったものを含めて出てきていると。こういうデータが出てきているということは、そういったところについても、今後、示されてくるものだというふうに思いますので、当然、そういったところについても計画の見直しの中には視点を置きながら、見直しは行っていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田委員。

○17番（増田武夫） いろいろなことが想定されます。今度の東日本大震災で東北の150万トンを含めたものが地震の20分後に決壊して、そして多くの犠牲者を出したという、そういうこともあります。そうしたことを考えますと、やはりあらゆる可能性に対応して、そしていざというときの災害に備えようと。これが減災の考え方だと思いますので、ぜひそうしたハザードマップの見直しについても、真剣に検討してもらいたいというふうに思います。

さて、自主防災組織でありますけれども、23年3月の時点から七つの自主防災組織が新たに誕生したわけでありまして、ご承知のように、この防災・減災のいざ起きたという、災害が起きたという中で、自主防災組織の果たす役割が非常に大きいというのは、議論の余地がないわけでありまして、そうしたところで、先ほどの方の議論にもありましたので、多くは述べないのかもしれませんが、しかし、この自主防災組織が地域防災計画の中で占める役割が相当大きいわけですよ。そうした中では、以前の質問で私は言っているのですけれども、この防災会議の中に自主防災組織の代表が入る形になっていないのですよね。そうしたことを考えますと、やはり大きな災害が起きたときに、まず一番機能しなければならないのが自主防災組織で、周り近所の人たちと助け合って、そして減災のために、そして命を救うためにも努力してもらわなければならないのですけれども、やはりこうした重要な部分を担う組織が、やはり防災会議の中に入っていないというのは、大きな落ち度ではないかなというふうに思うのです。だから、やはりそれぞれの地域に自主防災組織をつくって、そして日常的に防災訓練などを通じて、意識を高め、そして防災に備えていくわけですが、やはりそうした人たちにも防災会議に加わっていただいて、そしてより充実した防災計画なりになっていくことが必要だというふうに思います。

先ほど、女性の参画ということもありましたけれども、ぜひ自主防災組織の代表を防災会議の中に入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今のご提案のように、今後、防災会議自体の見直しを行いますので、防災会議の組織状況ですね、その中にそういった方が入っていただけるような体制、これはぜひとも考えていきたいというふうに思います。

また、今、私どものほうで見直しをかけている中に、自主防災組織の部分が入っておりまして、できれば、これ公区の公区長さんともご相談しなければならないのですけれども、各公区の中に防災委員というような形の方を位置づけをしていただいて、年に1回でもそういう方たちの会議を持てるような、そのようなこともあったら、横の連携をつくったり、自主防災組織ができていないところは自主防災組織の設立に向けて研修を積んでいただくとか、そのようなことができるのではないかと。今、見直しの中では考えとして一つ持っております。どちらにしましても、地域で守る共助の部分がどうしても先に出てきますので、そういったところの体制については、これからも一生懸命積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） ぜひ、そのように実態にふさわしい計画にしていっていただきたいというふうに思います。

そうした自主防災組織を通じたり、いろいろな形で住民の防災意識を高め、共有して、そしてこれからの災害に向かっただけでいかなければならないわけですが、そうしたこの防災意識のその高揚という意味でも、ここでホームページなんか積極的に活用をすべきだと。次のホームページの中には、そうしたものを入れたいということでもありますので、ぜひそうしてほしいと思いますが、近隣のちょっとホームページなんかを見てみますと、帯広にしても、音更にしても、池田にしても、やはり直接ホームページの最初の画面にそうしたものにすぐ入って行かれる形になっているのですよね。やはり常に住民がそういうところに入って行けるようにしたいということはおっしゃっていただいておりますので、ぜひそうしてほしいと思うのですけれども、さらに、やはりそうした帯広ですとか、池田などでは

防災マップにもすぐたどり着けるといような形にもなっておりますので、ぜひそうしたホームページの充実のために努力していただきたいというふうに思います。

幕別町も、先ほど答弁にありましたけれども、生活情報というところから、避難所はここだよという、AED はどこに備えてあるよというようにもたどり着けますけれども、やっぱりこれではちょっと寂しいといいますか、今の防災の状況にはふさわしくないとしますので、ぜひそれは充実していただきたいと思います。

次に、地震に強い減災と言いますか、減災という考え方をしっかりと入れていくべきだということで、先ほどの 30 の学会のその提言にもありましたけれども、50 年に一度とか、百何十年に一度というように大きな地震などは、やはりその町を地震だとか災害に強いまちづくりにいかにしていくか、ふだんしているかで、やはりその災害の大きさが決まってくるのではないかというふうに思うのです。

そうした点では、我が町の防災計画を見ますと、地震編が前回の見直しで入れられたわけですがけれども、地震編の中に、2 ページにわたって、地震に強いまちづくり推進計画というのがあるのですけれども、やはりこれではまだまだ不十分ではないかというふうに思うのです。全体の計画から見て、そうした面が 2 ページしかないということには、非常にもっと真剣に取り組むべきだというふうに思うのです。

それに基づいて、幕別町耐震改修促進計画、21 年の 3 月につくられたものがありまして、これには相当具体的にされております。これもやはり例えば民間住宅なんか、平成 27 年までにはどれぐらいまでするのだよというようにも書かれておりますけれども、しかし、なかなかそういうものが達成される方向にあるかといえ、やはりそうも言えないのではないかというふうに思うのです。だから、こうしたものについてもしっかりと防災計画の中にしっかりと組み込んで、そしていかに災害に強い町にしていくかという、そういう筋道をしっかりと示してほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今のお話のように、町でいろいろな計画を持っております。そういったものが防災計画ときちんとリンクして、そして一つの機能を果たしていくように、全体的な計画とも整合性を合わせるように見直しをかけていきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） それと同時に、数百年だとか、1,000 年に 1 回というように超巨大地震、これについてはやはりいかに避難を早くするかだとか、やはりそういう命をどうやって守るかというように、そういう視点が非常に重要になってくるというふうに思うのです。やはりそのためには日常からの、子供たちも含めた住民の意識向上のための取り組み、いろいろな訓練だとか、いろいろなものも含めて、やはり日常的にやっておくことがどうしても必要だと。

東日本大震災のときのその教訓でも、やはり日常的にそういう訓練をしていた保育園では一人も死者を出さず全員が避難したとか、そういう経験が幾つも生まれているわけですね。この問題については、前の議員、岡本議員も質問されておりますけれども、やはりそうした日ごろからの訓練をしっかりと行うようお願いしたいと思います。これは岡本議員にも答えておられますので、その程度にしたいというふうに思います。

さて、こうした我が町の地域防災計画。これをなるべく早い、スピーディーな計画の作成が求められているわけでありまして、前回の平成 19 年の見直し、これでは忠類と合併した後の見直しでもありまして、そうした部分もあるのですが、この一番大きな特徴としては地震編を別に分けて、そして新設したということがあるわけなのですけれども、やはりそうした必要なことはやはり補充してやっていくべきだというふうに思うのですが、津波の計画の扱いをどうしていくか。これは津波編としてやるかどうかということは別にして、それはもちろん加えられると思いますけれども、いろいろなどの防災計画を調べてみますと、例えば山梨県の韮崎市というところの計画では、住民編というものを設けて、そしてここでは住民レベルで行う対策の内容をも記して、そして家庭と地域の項目

別に、家庭では災害前に家庭内で行う取り組みとして、家具の転倒防止対策でありますとか、家庭内の連絡簿の作成など、そういうものもきちっとその計画の中に盛り込んで、地域では自治会などを単位とする自主防災組織と地域減災リーダーを設けて日ごろから訓練をするというようなことで、そういう、ひとつ、前回、地震編を設けたように、どういう名称にするかは別にして、住民編というようなものもその計画の中に入れて、そしてこの計画がやっぱり住民と一緒にこの地域の防災・減災に活用していくのだという、そういうものになっているわけです。

やはり今のように地域のコミュニティーがまず最初に機能しなければならないと。また、住民がきちんとそのことを日常的に自覚して、そして地域の防災・減災に住民挙げて取り組んでいくのだというような防災・減災計画にしていくためには、そうした配慮も必要ではないかと、そのように考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、見直しをしている中では、現計画の課題の洗い出しは当然といたしまして、先進自治体の防災計画、そういったものも参考にしたいということで、项目的なことだとか、そういったものの洗い出しも、今、順次進めているところです。先進地の計画の中で、うちの町にも取り入れたほうがいいのかと思われる部分、これは積極的に取り入れていきたいというふうに思いますので、できるだけ今の時代に合った形の計画になるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そうしたこの防災計画が本当に日常的に役立つ計画、なかなかこの防災計画のこの厚い、何百ページになりますかね、ああいうものを脇に置いて、日常的に意識していくということは、なかなか大変ですが、やはり防災計画自身がそういう身近な問題も含めて、この町民全体でつくり上げていくのだよという、そういう姿勢の中で、やはりそれを、去年、おととしですか、防災のしおりを配布いたしましたけれども、そうしたものに簡略化して、見やすいようにして、そして防災計画を具体化すると、そういうことのためにもぜひしてほしいと思うのですが、やはりそうした中で、やはり地震だとか、災害に強いまちづくりの中では、こうした、それを実現するための促進計画なんというのは別にあるわけですが、この地域をどうやって地震なりなんなりに強い町にしていくのだという、そういうものはなるべく防災計画の中に具体化して、そしてみんなで共有して、町自身も、例えば民間の住宅をいかに耐震化していくかだとか、そういうことについても明確な目標を持って、そして計画はつくった方がいいけれども、そのままこの枠に置いておかれることのないように、ぜひ有効な計画にしていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 当然つくったものがどこかに置いておかれるというものでなく、やはり職員も自分たちの手の届くところに常に置きながら、防災に向けて住民もみんなで取り組めるような内容のものにしていかなければならないと、そういう思いではおります。ですから、そういったような方向に向けて、これから取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 我が町のその防災計画というものが、国や道の、確かにそういうものが出て、それが地域に当てはめられることも確かに必要だと思うのですが、それを土台に、やはり地域の特性をきちんとそれに盛り込んでいくという、それはやはり地元でなければできないと思うのですよね。そういう点では、先ほども言いましたけれども、そういう防災計画をつくる、その人員というものが、やはり専門家なんかも含んだ、そうした中で、本当に地域の防災に役立つ計画になるように、やはり頑張っていってきたいなど、そのように思います。

以上で、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたしたいと思えます。
なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16：28 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第3回幕別町議会定例会
(平成24年9月13日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
12 田口 廣之 13 前川 雅志 14 成田 年雄
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第52号 幕別町営牧場条例の一部を改正する条例
（産業建設常任委員会報告）
- 日程第4 議案第51号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第53号 平成24年度幕別町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第54号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第55号 平成24年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第56号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議事の経過

(平成24年9月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番田口議員、13番前川議員、14番成田議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

幕別町におけるいじめ問題の対策について。

滋賀県大津市立中学校の男子生徒の自殺事件を契機に、今、いじめ問題が改めて国民的問題となっています。いじめによって子供がみずから命を絶ってしまう事件が相次いで発生しています。

本来、子供たちにとっては楽しいはずの学校で守られなければならない命が亡くなっていることに、多くの国民が胸を痛めています。子供たちが命をかけて投げかける重い課題を真剣に受けとめ、本気でこの問題に取り組み、子供が安心して生きられる学校、地域、家庭をつくっていかねばなりません。

それに加えて、大津市の事件ではいじめを目撃している生徒が複数いるにもかかわらず、学校や教育委員会が当初「いじめは把握していなかった」「自殺といじめの因果関係は不明」と説明されたことに、これまでも同種の事件で同じような報道がされてきたこともあって、多くの教育現場に隠蔽的な体質があるのではと疑念の声が上がっています。事実を明らかにし、二度とこのような事件が起きないようにしなくてはなりません。

幕別町においては、いじめの未然防止と早期発見、児童生徒の心身の健全な成長を図ることを目的として、平成7年に「幕別町いじめ問題等対策委員会」が設置されました。また、平成22年には「幕別町子どもの権利に関する条例」を施行し、「安心して生きる権利」を初め四つの権利を定め、その中で子供は「あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られる」ことを保障しています。町民憲章でもうたわれている「未来をつくる子どものしあわせな町」に向けてさまざまな取り組みがされているところです。

よって、以下の点について伺います。

①いじめの認知件数とその内容について伺います。

②未然防止・早期発見のための対策と、いじめ認知後の対応について伺います。

③教員が子供と向き合う時間を十分確保できるような環境づくりが必要と考えるが、教育現場はどのようになっているか、伺います。

④学校評価や教員評価といった評価制度をやめるべきと考えるがどうか、伺います。

⑤いじめ根絶に向けた地域社会づくりをどのように行っていくか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町におけるいじめ問題の対策について」であります。

ご質問にもありますように、昨年10月に滋賀県大津市において男子中学生がみずから命を絶った事件があり、「いじめ」が大きな社会問題となったところであります。

このような悲惨な事故は、決してあってはならないことであり、とりわけ教育相談やアンケート等から、いじめに苦しんでいることが明らかな場合には、自殺に追い込まれる可能性があることを念頭に置き、児童生徒にしっかりと寄り添い、迅速かつ適切に対応することが強く求められているところであります。

ご質問の1点目、「いじめの認知件数とその内容について」であります。

本町の小中学校におけるいじめの認知件数は、平成21年度は2校3件、22年度は5校13件、23年度が2校6件となっております。

いじめの内容につきましては、さまざまなものがありますが、平成23年度分の6件で申し上げますと、「冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる」が4件、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が1件、「ランドセルの中に石を入れられるなど、嫌なことや恥ずかしいことをされる」が1件という状況でありました。

なお、現在ではこれら認知されたいじめのすべてが解消されております。

次に、ご質問の2点目、「未然防止・早期発見のための対策といじめ認知後の対応について」であります。

最初に、「未然防止・早期発見のための方策」についてであります。いじめは「どこの学校でも、どの子にでも起こり得る問題」であるという認識を全教職員が共有するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体を通じて児童生徒一人一人に徹底していくことが大切であると考えております。

このため学校では、これまで以上に教師自身が子供から相談を受けやすいような信頼関係づくりを図ることや、多くの教員で子供を見守ることなどを意識した教職員間の連携、教育相談体制の見直しや相談技術の向上、アンケートやネットパトロールの実施などに取り組んでいるところであります。

また、教職員には不正義に対する毅然とした態度や子供たちの小さな変化を見逃さない感性・洞察力が必要であるとともに、相手を受け入れ、認め合える学級づくりや道徳や総合学習を活用するなどして、人間尊重や命の大切さを学ぶ学習を深める必要があります。

さらに、保護者や地域との連携という面では、情報を共有し相互に協力できる体制の構築が必要であるとともに、子供たち自身に自浄力をつけるという観点からは、児童会・生徒会活動や学級会活動、部活動を通していじめを見過ごさない意識や実践力の育成など、「いじめ」を常に意識しながら取り組むことで、未然防止や早期発見につながるものと考えております。

次に、「いじめ認知後の対応」についてであります。いじめが発生したときには、いじめられた子供、いじめた子供、双方の保護者と学校との連携を密にし、場合によっては、カウンセラーなどの専門家も活用しての相談に当たるほか、必要に応じ、当事者だけではなく、周囲の児童生徒や学級、学年、学校全体に対して指導を行っているところであります。

教職員としては当然のことながら、いじめられた子供から目を離さず、不安感を払拭するなど、身体的・精神的な安全の確保を最優先にするとともに、校長を中心に組織的に対応することといたしております。

いじめへの対応につきましては、一度の指導によって事象が完全に解消したと安心することなく、

いじめ解消に向けて注意深く徹底した指導と見守りを継続することといたしております。

次に、ご質問の3点目、「教員が子供と向き合う時間を十分確保できるような環境づくりについて」であります。

複雑多様化する社会環境に加え、いじめ問題など教育に関する課題が山積している中、教員の多忙化が指摘されており、子供と向き合う時間の確保が求められているところであります。

平成20年に道教委が調査したところによりますと、教員の勤務日における勤務時間7時間45分の業務内容のうち、授業を除く業務では、生徒指導が10%を占め、時間にしますと約45分という状況になっております。

この時間が子供と向き合う時間として適切かどうかは別として、多くの教員が、1日平均約2時間とされます時間外勤務や自宅への業務の持ち帰りが行われているのが現状ではないかと考えております。

教員が子供と向き合う時間を確保できるような環境づくりにつきましては、昨日の斉藤議員のご質問への答弁と重複いたしますが、各学校においては、「業務が特定の教職員に集中しないための業務分掌や連携の工夫」「会議資料の事前配付や時間厳守による会議の効率化」「部活動の週1回程度の休養日の設定」などに取り組んでおり、一定の効果が上げられているところであります。

また、教育委員会といたしましては、これまで「教職員1人1台のパソコンの配置と校内LAN整備」を初めとして、事務の効率化を図ってきたところであります。

さらには、「学校事務補助員や特別支援教育支援員の配置」などの人的配置と「相談体制の充実」などにも取り組み、教職員の負担軽減に努めているところでもあります。

次に、ご質問の4点目、「学校評価や教員評価といった評価制度をやめることについて」であります。

今、各学校では、「いじめ問題」を初め「児童生徒が安全で安心して通うことができる学校づくり」や「基礎・基本の確実な習得」など、多くの課題に直面しております。

その解決に当たっては、何といたっても直接子供の指導を担っている学校職員の資質の向上が欠かせない要件であるとともに、みずから学校が運営状況を評価し、その情報を積極的に公表し、保護者や町民の理解と参画を得て改善を図って教育の質を保障していくことが求められております。

学校評価につきましては、学校教育法第42条などに基づいてすべての学校において実施しているものであり、各学校が、みずからの教育活動その他の学校運営について、学校として組織的・継続的な改善を図ることや、評価結果の公表・説明により説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることが目的とされており、学校の設置者は、学校評価の結果に応じて学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ることを目指しているものであります。

また、学校職員評価制度につきましては、学校職員の資質能力の向上及び学校の活性化を図るため、地方公務員法や地方教育行政の組織と運営に関する法律に基づき実施しているもので、その成果を児童生徒に還元することを目的としております。

これら評価制度につきましては、今般求められている学校改善や教員の資質向上に役立つものと認識しているところであります。

次に、質問の5点目、「いじめ根絶に向けた地域社会づくりについて」であります。

いじめの問題は、学校だけで解決することは困難であり、家庭や地域社会、関係機関との連携が重要であると言われていたところであります。

このようなことから、本年8月の町広報紙において、幕別町の子供やその保護者、さらには地域や関係団体をイメージしながら、いじめ根絶への願いを込めて沖田委員長から「いじめ緊急メッセージ」を発信させていただきました。このメッセージでは、いじめが自分や自分の身の回りでも発生する可能性があることを知ってもらうとともに、地域みんながいじめから子供たちを守っていこうとの思いを込めたところであります。

現在、平成13年度から取り組んでおります「子ども110番の家」は、子供が不審者との遭遇や災害に遭うなどして、身の危険を感じた際に、駆け込み場所を提供するもので、町内370カ所の個人や商店・事業所のご協力をいただいているところでありますが、今後は、いじめの発見やいじめの情報提供なども視野に入れることで、新たな協力の呼びかけを計画しているところであります。

また町内には、子ども会や少年団を初めとして、健やかな子供の成長を願い、活動している数多くの団体がありますが、これら団体の活動が活発になることが、そこに参加する子供のリーダー性を育むとともに、仲間づくりや思いやりの心を育てることにもつながるものと認識しております。教育委員会としましても、今後も、これら団体への支援を図ることで、地域全体でいじめの根絶と健やかな子供の成長につなげてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

ご答弁いただきました中身については、おおむね理解のできる、そういうご答弁いただいたのかというふうに思っておりますけれども、何点かについては質問や、あるいは意見をさせていただきたいというふうに思います。

一つ目のいじめの認知件数、その内容について、それから2番にかかわる中身になってまいります。

直近のデータのある平成23年は、小学校で4件、そして中学校で2件といういじめの認知件数ということでありました。小学校、中学校、別な資料では、1校ずつからこういう数字が上がっているということもちょっと見せていただいたところであります。

本当に、このいじめの問題では、たくさんの対応策が国や道から風雲急を告げる形で出されているところでありますけれども、9月5日文科省が、「これまで以上に学校、教育委員会、国さらには学校や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめや学校安全等の問題に取り組んでいく」、そのための指針「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」を策定したところであります。

いじめは決して許されない、ご答弁にもありましたけれども、そのとおりで、兆候をいち早く把握して迅速に対応することが必要だということの中の指針であります。その中には、こういう文言も含まれています。「学校や教育委員会におけるいじめの兆候の把握や対応が不適切であったものも見られるところであり、また、国においても、いじめについての実態把握や対応について、学校や教育委員会の主体的な取り組みに期待して受け身であった」という反省が述べられているところであります。そして、さらに、これはおととい10日に公表した、文科省の問題行動調査においても、いじめの把握件数については地域差があるという指摘がされていたところであります。

いじめの件数、そのように4件、2件ということでご報告いただいたわけでありましてけれども、どのような手段でこの件数をカウントされているのか。それから、学校間によるこの認知の仕方の格差はないのかどうか、そのことをまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いじめの認知件数につきましては、平成19年度に、本人が物理的・精神的な打撃を受けたと思われるものについては該当すると。ただ、それに加えていじめであるのか、けんかであるのかみたいところが、実は判然としない部分があります。これらについては、教職員や学校全体で協議をし、まさにいじめに相当すると思われるものについて報告がなされ、私どもも報告しているところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

アンケート調査、年2回やる、それですとか「子どもサポーター」相談の窓口などもある、そういった中ではいろんな認知の仕方があるのだと思うのですけれども、どういった形での、教育委員会が4件、2件というふうに認知しているのか、そのことについてもう少しはっきりと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） いじめの認知の状況でございますが、今、議員おっしゃられましたように、主にアンケート調査、年2回実施しております。この調査に基づきまして、子供からのアンケートでいじめが出てきたと、それに対して今度担任なり、また学年担当等で本人からの聞き取り、また周りの友達からも聞き取り、それがいじめに当たるかどうかという判定をいたしまして、いじめと認知したものがこの2校6件ということでございます。

また、アンケート以外でも保護者からの訴え、また子供からの担任に対する訴え、これらについても今申し上げたような手段で判定しているということでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 先ほど、教育長のご答弁にありましたように、平成17年の滝川市での小学校6年生の女子のいじめによる自殺の問題で、これもまた大きな社会問題となって、いじめの定義が変わったということであります。これまでは「自分よりも弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」というような定義がされていたものが、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」というふうに変わったわけでありまして、ですから、新しい定義は幾つか注釈もつきまして、より具体的になったわけでありまして。相手との、いじめる側、いじめられた側の相対的な強弱にかかわらず、攻撃的という言葉の内容も、直接手を出すといった暴力行為以外にも範囲を広げて、それからまた攻撃が継続的でなくても、いつきのものであっても、そしてその度合いが深刻でなくても、深刻か、そうでないかに関係なく、いじめられた側が精神的な苦痛を感じたものということで変更になったところであります。

この数字について、いじめの件数について、どこにでもあるということ、そして非常にその概念も、とはいってもまだ曖昧で、まだ隠れて見えづらいものがあるのではないかと思うのですけれども、教育委員会、教育長の見解はその辺についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今ご指摘もありましたけれども、全部を把握しているかどうかについては、私どもも全くないということは言い切れるものではないと思います。きのうときょうの状況が変わるといっても含めてですね。そういう意味では、年度方式で一定の集計の中では、数字は申し上げますが、そのことが全部を把握し、そして的確なものであるのかについては、それ以外にもあるであろうという前提に立った思いで私どもはおります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。

潜在している、私も今回のこの質問をさせていただくに当たっては、実際、教育の現場に立っている方との懇談もさせていただきましたけれども、例えば中学校2件という数字がある。しかしながら、実際この10倍ぐらいは潜在してあるだろうと、そういう言葉も、繰り返しになりますけれども、現場の先生から聞いている。だから、どんなことがこれからあるかわからないということの中では、今、教育長が言われた、そういうまだまだあるぞと、そういう構えがやはり求められてくるのではないかなと、そのように思います。

3番目、教員が子供と向き合う時間を十分に確保できるような環境づくりが必要ということの中で、状況をお尋ねしました。

この10年、20年で、大きく学校を取り巻く環境が変わったぞと、教育現場の方から言われた言葉であります。子供同士の関係が希薄、帰宅後も学校の中でも、塾や少年団、そういった中で忙しくて、子供同士接する時間が少なくなっている。そして、先生はどうか。学力向上のためのさまざまなことを求められる。例えば、朝学習、それから宿題、子供の提出物の丸つけの作業、これだけでもう精いっぱいなのだと。例えば、給食の時間、子供と一緒に、例えば各班を回りながら給食を楽しむ、

語りながらしゃべるなんてことは考えられないと。自分だけ先に食事を済ませてしまって、そして丸つけの作業に入るのだと、そんなことも訴える方もいたところでもあります。仕事量が多くて、教育現場で補えなくなっている、そんな現状が浮かんできます。子供との接触、会話が少なく、子供からのサインを教室の中でつかめない、そんな状況が生まれているのだと。こういったことの実態、教育委員会のほうでは把握されているのか、そういった努力をされているかどうか、そのことを確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確かに、ご案内のとおり、学力向上等が求められて、先生方に対する時間の余裕というものが非常に少なくなってきたというふうには、私どもも感じます。そうした中で、子供を見ておる時間が非常に少ないということも、私どもは一般論としてお聞きをいたしておりますし、現状、先生方のお話を聞きましても、そのようなことは常日ごろから言われているところでもあります。

確かに、サインがつかめないのだと、これ時間だけで語れるものではありません。先生方の資質、能力によりますけれども、その個人差がという部分は否めない事実ではないかというふうに思いますので、そういった道にたけている先生方が、いわゆる新任職員、初任者も含めていろんな校内研修などにおいて伝達をし、洞察力を深めるような研修をもやっているところでもあります。いずれにしても、朝の学習、あるいは丸つけなど、本当に現場は大変であるという認識は持っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そういう現実ですので、解決のための手だてを、やはり検討していただかねばならないのではないかなというふうに思います。やはり教職員の体制のことが重要になってくるのだというふうに思います。

いじめの問題の対応のために、少人数学級の推進や特別な指導を行う学校への支援など、教員が子供一人一人と正面から向き合える、そういう体制を整備する、そのことがやはり私は教育委員会の一つの大きな仕事なのだというふうに思っています。

4番目、学校評価、教員評価についてでありますけれども、まあ、これ、先ほどのご答弁は法に基づいてどちらも行われているのだということでありました。それはそのとおりで、ちょっと私も質問が言葉足りなかったかなと思っているのですけれども、これもそうは言いながら大きな問題点があるのではないかなというふうに感じているところでもあります。

学校教員評価制度であります。年度の初めに目標を設定して、年度の終わりに評価がされる。道教委は5月にこの年度目標を設定して、2月1日をめどに評価をするというようなめども出されているところでもありますけれども、この制度の目的が、学校職員の皆さんの努力や、成果を評価することによって、資質の向上と学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元することとされているわけがあります。この目的が本当に果たせる内容かなというふうに思っています。というのは、結局、学校教員評価、一人一人の教員がどうかということで評価を、ランクづけをされるわけでもありますけれども、児童生徒に対して先生が1対1で一人で、一人の先生が対応しているわけではないと。教員同士の連携の中で教育現場は成り立っているということ。個人個人に対して、5ランクですね、自己責任等のあるAからEまでのランクのD、Eは仕方がないにしろ、こういう評価制度があるということは、私は問題だと思っているのですけれども、まあそれは置いておいて、AからCの、まあ普通に学校の現場で教壇に立って頑張っている先生方を、相対的な評価でランク分けをするわけでもあります。その目標の設定の際に、それから評価の際に、学校長との簡単な懇談はあるけれども、自分がそのどのランクに評価されたかということを知るには、道教委に対して開示を求めなければだめだと、そんなやり方なのです。

私も、若いときに民間企業にいる中では、人事考課ということの中で、年2回の賞与の前に評価を受け、それがまた賞与や昇級にもいろいろと同じ職場の中にも差がつけられるような、そんな経験はありますけれども、結局、夏の賞与、冬の賞与で、このランクによって先生方も差をつけられるわけですけれども、この評価の時期、例えば、校長先生が新たに赴任されてきたとしたならば、4月

に着任されるわけです。そして、その賞与の前ですから、6月ぐらいには評価がされることになるのでしょうか。でも、それではその先生との付き合いの期間が、一緒に学校の中で活動する、そういう期間が短い、冬も2月に実際に評価をするわけですから、結局、中途半端なそういう評価であって、そして自分がどの評価になったということが、結局、賞与が下がったと、では前よりも低い評価だったのだなということで、自分の評価をそういった形でうかがい知る、そんなものになっているのだ、そのように聞いたところでもあります。

そうであれば、当然、教職員の中でも足並みが乱れる、足並みが乱れるというか、お互いの感情的な問題でうまくいくものもうまくいかない部分が出てきたり、職場をうまくまとめるには余りにも十分ではなくて、そして、先ほども言いました目的にも達せられるような、そんな仕組みでもないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の評価はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確かに、この評価制度そのものに問題があるのではないかという声はお聞きいたしますが、私はそうは思いません。なぜかと言いますと、今までは学校目標、教育目標というものがあります。それに沿って、いわゆる学校として組織的に、継続的にその目標に向かって進むと、このことは私どもの願いでありますし、町民に対する責任であります。そういった観点からいいますと、何を目標にし、評価をするのか、これは先生方個々が意識をしながら取り進めていかなければならないものであります。したがって、先生方には、いわゆる年度当初にその目標をつくっていただいて、そこには校長先生と、もしくは教頭先生と、コミュニケーションがあるわけです。目標に対するいろんな指導もあります。等々のことを含めて考えますと、何もしないよりはしたほうが有効であるという、私はそういうふうに思います。

ただ、前任校からの引き継ぎ等について、多少問題があるのではないかというご指摘でありますけれども、これらについては、評価は3年程度の部分を前任校から引き継ぐということになっていきますので、異動になったからといって、教育目標を定めることができたのであればいいですが、そうでない場合については、前任校の物の考え方も含めて、トータルベースで校長裁量権のもとで判断をするということになっていると理解しております。

あとランクづけによって、職員間の統率とか、あるいはその人間関係含めて、崩れるのではないかと、当初そういう心配もありましたが、そういう実態はありません。むしろそのことによってお互いに意欲を持ち、資質の向上につながっていると、私はそのように思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） その教員評価の中の資質の向上をどうやってしていくかということの中で、その現場現場の長と、それから実際教壇に立つ教員が目標を設定し、それを確かめ合って向上していくと、その点については私は問題は感じていないのです。ただ、そのことによって起きる、今お話ししました、発生することが教育現場にとってよくないのではないかということをやっぱり懸念せざるを得ないのですよね。教育長は、今、この賞与に差がつく件、かえって団結が深まるというふうに言ったけれども、私が実際に現場の中で何人かの先生方と懇談する中では、例えば、いろいろとクラスによっても、大変なクラスとそうではないクラスがあったりもする。大変なクラスのほうに回らなければいらない、そんなようなことなども横並びの中ではあってということがあられるわけでありまして。そのことをお伝えして、この教員評価、学校評価のあり方について、教育長にもまた研究していただきたいなというふうに思いますし、いじめの、これは幕別町のケースではなくて、全国的に紹介されるケースの中で、隠蔽的な体質ということで私は質問させていただきましたけれども、この学校評価や教員評価がこのこととやっぱり関係があるのだということを、文科省も認めているわけでありまして。

先ほど、お話ししました9月5日の「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」、この中でいろいろとこれからの教育問題の来年度以降に向けた概算要求のことなども出てくるわけでありましてけれども、その中でこういう文言がある。「いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促され

引き続き教委連などを通して、要請を続けていきたい、実現するように努力したいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩いたします。

10：42 休憩

10：55 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、次の2点について伺います。

安心して子供を産み、育てられる町に。

2011年の出生率は1.39で前年から横ばいですが、出生数は前年比2万606人の減の105万698人と、過去最少になったことが厚生労働省の人口動態統計で明らかになっています。出生率が変わらないのに出生数が減少した一因に、出産する女性の数が減少しているためと分析されています。

また晩婚化が進み第1子出生児の平均年齢は上昇し、女性の身体の仕組みから高齢になると受精しづらくなり、受精しても育ちにくく不妊に悩んでいる方もいます。男性も環境ホルモンなどの影響で不妊が増えているという報告もあります。今、十勝の産院は減少し、不妊治療のほとんどが札幌などの管外で行わなければなりません。

また、異常の可能性の高い出産に対応する新生児集中治療管理室（NICU）に指定されている病院は1カ所であり、医師不在などの不安を抱えています。住んでいる地域で安心して出産できる手だてを講じる必要があります。

したがって、次の点について伺います。

①不妊対策について。不妊治療費助成者数の推移は。不妊治療は保険適用にするよう、国に求めていくこと。子供を産むための健康な体づくりを学校教育で行うこと。

②安心して出産できる体制の確立を。救急隊医院の出産支援として、妊婦登録制度の導入を。管内の自治体と協力して、周産期医療体制の支援対策などを。

2、町民の交通手段の拡充を。

町民から要望の強かったコミバスの試験運行が7月に行われました。1カ月の短期間のためコミバスの運行が周知され始めた中で終わっていますが、障害のある方や自動車の運転をやめた方などは、本格運行を心待ちにしています。試験運行は幕別・札内の市街地でしたが、忠類や農村地域からも交通弱者の手だてをという要望が出されています。

①コミバスの11月試験運行に向けて。7月の試験運行に対する町民意見の反映を。停留所に椅子の設置を。高校生が通学に利用するときは50円などに、さらなる改善を求めます。

②忠類・農村地域の対策として。タクシー代の助成を。デマンドタイプのバスの運行などを、です。以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「安心して子供を産み育てられる町に」についてであります。

幕別町の出生数は、この5年間、年平均200人前後で推移いたしております。

これまで町民が出産の際に利用している病院・医院は、帯広市内の3病院1医院と芽室町の1病院でありましたが、今年度に入り市内の1医院が出産の取り扱いをしなくなったため、現在は市内と芽室町の4病院のみとなっております。

この減少傾向は、出生数の減少だけではなく、出産時における医療体制の確保や施設整備に対する負担が大きな要因にあると考えられており、国と北海道においては、周産期医療体制整備指針に基づき、体制整備に取り組まれているところであります。

ご質問の1点目、「不妊対策について」であります。

初めに、「幕別町の不妊治療助成者数の推移」についてであります。

平成21年度は7人、延べ8件、平成22年度は3人、延べ3件、平成23年度は11人、延べ17件に対して助成しており、平成21年度の助成開始から21人の方に延べ28件の助成を実施いたしております。

次に、「不妊治療は保険適用にするように国に求めていくこと」についてであります。

不妊治療の費用は、排卵誘発剤などの薬物療法など一般的な不妊治療で医療保険が適用になる検査や治療法であれば、保険診療の3割の自己負担は1回数千円から1万円程度であります。高度生殖医療などの特定不妊治療は保険が適用とならず、人工授精は、1回につき1万円から3万円程度、体外受精は約20万円程度、顕微授精は約40万円程度を要し、大きな負担となっているところであります。

こうしたことから、北海道は国の支援のもと、「特定不妊治療費助成事業」を実施しており、町も上乗せ補助として、1回7万5,000円を限度に1年目は3回まで、2年目以降は年2回まで通算5年間の助成を行い、負担の軽減に努めているところであります。

我が国の医療保険制度においては、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療を保険適用としているところであり、不妊治療のうち、ホルモンの異常や子宮の機能障害等の身体の異常に対する治療については、治療と疾病の関係が明らかで、治療の有効性、安全性等が確立していることから保険適用の対象とされております。

一方で、体外受精等の不妊治療は、不妊の原因となる疾病の治療を目的としたものと言えるかどうか、また成功率が必ずしも高くなく有効性が確立していると言えるかどうかなどの点から、厚生労働省においては保険適用とすることは困難であるとの考えを示し、特定不妊治療費助成事業に取り組まれているものとお聞きをいたしております。

また、日本産婦人科学会では、高度生殖医療がその実施に当たって事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意文書を保管するなど、非常に個別的要素が多く、また倫理的観点の熟慮も必要とされることから、一律に医療保険の適用とするという考え方にも慎重にならざるを得ないとの見解を示されているところであります。

今後、社会の成熟とともに、この問題も検討が重ねられ、方向づけが見出されていくことを見守りたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、「子供を産むための健康な体づくりを学校で行うこと」についてであります。

町内の小中学校におきましては、さまざまな学習機会を捉えて、男女の違いを認識した上で、男女の別なく常に健康な身体づくりを心がけるよう、体力づくりや食育等に取り組んでいるところであります。

また、平成16年度から幕別高校で、23年度からは札内東中学校においても、命の大切さをテーマに赤ちゃんやお母さんの協力をいただいて、「赤ちゃんふれあい体験」を教職員と連携し授業として取り組んでまいりました。

生徒たちが身近な生活の中で経験することが少ない赤ちゃんとのふれあいや子育て期の母親の声を聞くことで、命の大切さや自分の大切さ、生きることのすばらしさを実感し、理解していくことを目的として実施いたしておりますが、今後も、学校教育はもとより、地域社会の中でも健康を守り、命を大切に作る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「安心して出産できる体制の確立について」であります。

初めに、「救急隊員の出産支援として妊婦の登録制度の導入」についてであります。

出産は、疾病ではなく適切な検診と管理を行うことで通常の日常生活が可能であります。本町の場合

合には自宅から病院までの所要時間は10分から50分程度であり、妊婦さんや家族が、自覚と責任を持って出産を迎えられるよう、出産を迎えるに当たっての具体的なアドバイスなどを中心に、担当課や通院している病院が個々に事前指導や相談を行っております。

しかしながら、緊急対応が必要な場合もあり、過去の実績でも、平成18年からの5年間に妊娠出産に伴い12件の救急搬送がありました。

妊娠している方は、基本的に出産予定の病院で検診を受けておりますことから、受け入れ病院がはっきりしており、妊娠中の経過も本人から確認できるため、ご提案の登録制度を導入しなくても、救急要請があれば速やかに出動し、救急搬送に支障はないことを消防署とも確認をしているところであります。

次に、「管内の自治体と協力して周産期医療体制の支援対策を」についてであります。

冒頭申し上げましたように、管内では、産科のある医療機関が4病院となり、総合周産期母子医療センターである帯広厚生病院と地域周産期母子医療センターである社会事業協会帯広病院の負担は増してきているものと推察されます。

北海道医療計画においても、優先的に産婦人科医を確保するセンター病院を指定しておりますが、道内では医師が足りない地域が多く、十勝管内の病院は現在指定されておられません。

十勝圏活性化推進期成会では、十勝地域の住民が安心して暮らせるよう、自治体病院の医師確保対策などを柱に「地域医療の確保」を要望しているところでありますが、今後においても、次期北海道医療計画策定時には、周産期医療体制の充実などの地域課題の解決に向けた取り組みの展開について、町村会とも連携し訴えてまいりたいと考えております。

次に、「町民の交通手段の拡充について」であります。

我が国は、急速な少子化と高齢化の同時進行により、人口減少社会というかつてない大きな社会経済構造の変動期を迎えるとともに、過疎化の進行も伴って地域の状況が大きく変化いたしております。

こうした中、地域に住む人々の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備し、地域の持続可能性を確保するための一つの方策として、利便性の高い公共交通機関の確保は重要な課題であると認識いたしております。

このことから、本年1月、北海道、帯広運輸支局、関係する交通事業者や住民代表からなる幕別町地域公共交通確保対策協議会を組織し、地域の生活交通の実情やニーズを把握し、地域にとって必要な公共交通のあり方などを内容とした「生活交通ネットワーク計画」の策定に向け、検討・協議を進めているところであります。

ご質問の1点目、「コミバスの11月試験運行に向けて」についてであります。

初めに、「7月の試験運行に対する町民意見の反映を」についてであります。

7月1日から31日までの31日間、幕別・札内の両市街地をそれぞれ片回りで循環する路線方式により1日各5便、運賃無料で試験運行いたしました。その際には全便に調査員が乗車して利用者の方々からアンケート調査を実施いたしました。

試験運行の概要は広報9月号でもお知らせいたしましたが、7月の利用者総数は1,301人で、1日平均42人、1便当たり4.2人という結果でありました。

10年前の平成14年度は、10月から1月にかけて幕別・札内間を両回りで各3便試験運行いたしましたが、利用者総数が2,493人で、月平均623人、1日平均24.7人、1便当たり4.1人でありましたので、このたびの試験運行は、14年度に比べ、1月当たりの利用者総数が2.1倍、1日平均が1.7倍という状況でありました。

路線ごとで申し上げますと、幕別線は総数543人で、1日平均17.5人、1便平均3.5人に対し、札内線は総数758人で、1日平均24.5人、1便平均4.9人と幕別線の1.4倍の利用となりましたが、札内線は7月20日以降、認知度が高まるにつれ利用者が増加する傾向にあった一方で、幕別線は、始発便の幕別高校生の利用を除きますと305人で、1日平均9.8人、1便平均2.0人と一般住民の方の乗車が少ない結果でありました。

このたび実施いたしましたアンケート調査で、利用者からの要望のうち最も多かったのは、「両回りの運行」、次いで「運行間隔を短く」「バス停の変更」などとなっております。

11月の試験運行に向けましては、お寄せいただいた意見に加えて、民生委員児童委員協議会や老人クラブ連合会からも意見・要望をお聞きをするとともに、住民代表の方々と構成している協議会、分科会で協議をいただき、安全性の高い道幅の広い道路への路線変更や札内線において逆回りの運行を加えることなど、運行経路や時刻表の見直しを行い、より利用しやすいコミバスの試験運行に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「停留所に椅子を設置すること」についてであります。

7月の試験運行時の停留所は、幕別線31カ所、札内線64カ所で、その多くは、歩道上にそれぞれの道路管理者から占用許可を受けて設置をいたしておりますが、道路管理者は、道路占用物が道路本来の機能をできる限り阻害しないように、良好な道路環境の確保・保全に努めているところであります。

バス停に椅子を設置しようとする場合にも、同様に占用許可を受ける必要がありますが、歩道幅員が狭いことに加え、強風時の対策や冬期間の歩道の除雪に支障を来すことが想定されますことから、歩道上に設置することは困難な状況にあるものと考えております。

しかしながら、利用者の方々からは、「始発時に待つ場所が欲しい」といったご意見もいただいております。また分科会においても、待っているときの対応策を講じるべきとの意見もありますことから、その対策の一つとして、札内線の起終点を札内駅から札内支所に変更する方向で検討を進めております。

前段申し上げましたように、歩道上の停留所に椅子を置くことは事実上困難ではありますが、停留所をできる限り公共施設等の近接地に配置することにより、利用される皆さんの利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、「高校生の通学時の利用料金」についてであります。

このたびの幕別線の試験運行では、始発便に幕別高校の多くの生徒の皆さんにご利用いただきましたが、アンケート調査では、回答された生徒の約半数が「有料ならば利用はしないと思う」という意見が寄せられました。

また、朝の通学時間帯には、同時刻帯に幕別駅から幕別高校まで100円の運賃で十勝バスによる路線バスが運行されております。こうしたコミバスと、これらが競合している状況にあったわけであり

ます。コミバスは、国の運行費補助事業においても「駅や路線バスまでの足の確保」を目的の一つとしており、路線バスとの競合は避けるべきとの考え方が示されておりますことから、11月の試験運行においては、競合しないようダイヤの変更を検討いたしております。

7月の試験運行は、コミバス運行の認知度を高める目的から無料といたしましたが、11月の試験運行においては、「中学生以上は1回100円、小学生は50円、乳幼児は無料、ただし通学のために利用する小中学校の児童生徒は無料」と協議会で決定がなされたところでありますことをご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の2点目、「忠類・農村地域の対策について」であります。

初めに、「タクシー代の助成について」であります。

現在、忠類地域と農村地区においては、十勝バスの路線バスのほか、スクールバスの住民利用と町営バス駒島線が運行しているほか、福祉施策として対象者を特定しての外出支援サービスを実施いたしております。

本町のスクールバスは、ジャンボタクシーの2路線と大型バスの10路線、合計12路線で運行しており、すべての路線におきまして、児童生徒の乗車に支障のない範囲で、無料で住民の方々にご利用をいただけるよう対応しております。

住民の方々の利用につきましては、スクールバス運行時間帯の、登校時の上り便と下校時の下り便

に限定されておりますが、平成 23 年度は、延べ 364 人の利用実績を得ており、有効な手だての一つであるものと考えております。

ご質問の「タクシー代の助成」についてであります。近年、市町村においては運転免許証を自主返納された方を対象に実施している例のほか、管内におきましては、高齢者のみの世帯で自家用車を有していない世帯などを対象とした制度が豊頃町で、要支援または要介護の認定を受けている方を対象とした制度が新得町で実施されております。

本年 8 月末の本町の住民基本台帳人口で 65 歳以上の方は 7,505 人を数え、また平成 22 年の国勢調査結果においては、65 歳以上のひとり暮らし世帯が 899 世帯、2 人とも 65 歳以上の高齢者のみの世帯が 1,315 世帯 2,630 人という状況であり、対象者の範囲や交付金額、さらには申請や決定、交付にかかわる事務を考慮いたしますと、本町の人口規模でタクシー乗車券交付事業を交通弱者対策として、実施していくことには限界があり、困難であろうというふうに考えているところであります。

現在、本町の交通費助成は、障害者福祉サービスとして人工透析患者の通院交通費や特定疾患患者等の通院交通費等に対して助成を行っております。

また、公共交通機関の利用が困難な方などを対象に「外出支援サービス」を実施いたしております。平成 23 年度の実利用者は 171 人を数え、ワゴン車の利用実績が 1,834 回と前年度に比べて 18.4%増加しておりますことから、外出支援サービスの拡充を含めた制度のあり方について、検討すべき課題であると考えております。

次に、「デマンドタイプのバス運行について」であります。

現在、幕別地区と札内地区においてコミュニティバスの試験運行を行っている段階であります。今後、11 月の有料での試験運行を行った後に、コミュニティバス導入の妥当性を検討していかなくてはならないものと考えております。

おおよその利用者数を想定し、コミュニティバスの運行が適切かどうか、車両の規模はバスが適切かどうかなどを総合的に判断し、運行の適否を地域公共交通確保対策協議会においてご検討いただく流れとなっておりますが、その際には「費用対効果」の点を十分に考慮した上で進めていかなくてはならないものと認識いたしております。

ご質問の「デマンドタイプ」であります。デマンドバスやデマンドタクシーとは、ルートや停留所、ダイヤのいずれかあるいは全部が特定しておらず、利用者の要望に応じてルートが変わったり、利用者の呼び出しに応じて随時運行されたりする運行形態の総称で、道路運送法上の区分では、「路線不定期運行」や「区域運行」とされているものであります。

デマンド運行方式は、ルートやダイヤを決められないほどニーズが少ない場合に有効であると考えられておりますが、一方で、そのような状況下にある地域に、多額の経費を費やしてのバスやタクシーの運行サービスが適切かどうか、他に実施すべき手段はないか、そうしたことを十分に検討した上で判断していかなくてはならないものと考えているところであります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） まず、一つ目の不妊治療は、保険適用にするよう国に求めていくというところなのですが、今お答えありましたように保険適用になる治療は、もちろん今 3 割負担なのですが、特定不妊治療ですが、これも答弁にありましたように、本当に金額がかさむのです。保険適用になっておりませんので、今では大体 20 万円から 50 万円ぐらいかかるのではないかとと言われております。そのほかに検査費用ですとか、薬代、交通費、そういうものも考えますと、本当に高額な治療というか、対応になります。

そういうふうになりますと、それとまた帯広ではそういう治療を行える病院もありません。非常に高額になりまして、その不妊治療に対する費用の高額化が足を引っ張ってしまう、そういう状況もあります。ですから、そういう点では、今、病気ではないというようなお答えでしたけれども、そういう点では、本来若い世代、そういう子供を産む世代では、そういう何らかの疾患がなければ正常に子

供を産める、そういう状況だと思うのですが、何らかの欠陥があって産めないという、それですから治療が必要でということになると思いますので、今、確かに産婦人科学会では、そういうものは該当しないのではないかとというような答弁もいただいたのですけれども、これだけ少子化が進んでいく中で、出生率は変わらなくても、子供を産む世代が少なくなっているということで、子供の数そのものが減ってきていますので、これは本当に対策が急がれると思うのです。

そういう点では、この治療費、その体外受精ですとか、顕微授精ですとか、そういうところに助成が行われれば、もっと出生率は上がるのではないかと思います。ですから、これはしっかりと国にそういうこともきちっと現状をお知らせしながら、保険適用にしていく、こういう声をもっと上げていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁で申し上げましたように、保険が適用にはならない、その代替ということではないのでしょうか、いわゆる助成制度を設けて、幾らかでも負担を軽減しようというのが今の制度でありました。

ですから、我が町で今7万5,000円ということですが、国、道なら15万円と合わせますと22万円です。それからいきますと、1回、2回の負担は大きなものではないのだろうというふうには思っておりますけれども、ただ先ほど言いましたように、我々行政のみではこれはなかなか解決できる問題ではありませんし、一番肝心の日本産婦人科学会なるようなところでも、なかなかその保険適用については、二の足を踏んでいるといいますか、まだ問題点があるというようなことを言われていますので、我々としては、今のこういった状況を踏まえながら、今後町村会あたりで取り上げていただけるかどうかは、もちろん機会があれば話したいと思いますけれども、そういった状況を見た中で、今後対応していくことが必要であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 確かに、国・道と町と助成しております。金額から見れば、これですと22万5,000円ですか、それでも、今、前段お話ししましたように50万円以上のこの諸経費を考えますと、1回にかかるということでは、本当にそういう子供を産む年代の収入から見れば、大きな金額だと思うのです。ですから、そういう点では、確かにこの助成額を引き上げていくということも大事な一因ではあるのですけれども、それだけでは対応できない部分もあるということで、保険適用をとという声も今強まっておりますし、そういう対策も、幕別町だけでは対応できない部分もありますので、町村会などでそういう声をもっと上げていくことが必要ではないか、そういう立場で質問をいたしました。その点も、これから機会があったらということだけではなくて、積極的に声を上げていっていただきたいと思います。その点は、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話と前段で答弁申し上げましたように、もちろん我々も勉強もしなければならぬのだろうというふうに思いますけれども、十分動向を見ながら対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 次に、子供を産むための健康な体づくりを学校教育などで行うという、この点から質問をいたします。

今、学校教育の中で性教育もされているということは、いろいろ町の資料なんかでも承知しているところなのですが、こういう中では、もちろん女性、男性の体の仕組みですとか、それから避妊のことですとか、そういうことを教育の中で取り入れていると思うのですが、今、不妊の女性、男性もそうなのですが、ふえているということなので、特に女性の中でもそういうことは学校とか家庭で学んではいるのですけれども、女性の体の仕組み、例えば高齢になると卵子の関係で、だんだん妊娠しづらくなる、そういう状況など知らなかった、学ぶ機会がなかったという、そういうこともある情報、テレビですとか、ラジオですとか、そういうところでも報道されているのです。ですから、そういう

ところでは、やはりしっかりと教育の中でそういう学ぶ機会を広げていくということが大事だと思うのです。

今、皆さん、働く女性もふえていますし、晩婚化も進んでおりまして、そういう知識があるとなんかとは、その出産に対する意識が変わってくると思いますので、そういう教育をしていくことが大事ではないかというふうに思います。

また、よく生理痛やなんかは当たり前であって、病気ではないという認識も少なからずあるのですが、生理痛ですとか排便痛などは、早目に受診することによって、病気を発見することができますので、そういうことも教育の中でしっかりと知らせていくことが必要だと思っております。

こういうことが子宮内膜症につながる可能性もあるということで、今、子宮内膜症は、不妊やがん化の引き金になると言われておりますので、そういうところも教育の中で行っていくことが、今、必要だと思っております。これは、時代の流れとともに、そういう教育の内容も変えていくことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 子供を産むためのという、そこに視点を当てた健康な体づくりという、それを学校でいかに指導といいたいまいしょうか、勉強しているかという観点からのご質問だというふうにお伺いいたしました。

特にそういう意味では、中学校の保健体育がそういうところにはスポットが当たるのかなと思っております。中学校の保健体育、保健の分野の中でありましてけれども、一例を申し上げますと、思春期、まさに中学生ですね。思春期においては、その生殖にかかわる体の機能が成熟してくるということも教えているところでございます。裏返せば、思春期を過ぎて、だんだん成人になり、高齢になりということにおいては、そういう成熟の度合いも、もちろん体の状況も変わってくるということも教えているところであります。

また、そのほかにつきましても、いろんな体の、女性特有、それに男性特有のそれぞれの体の器官、これからの発達とか、あるいはそういう発達の時期には、同じ中学生であろうとも、それぞれ個人差があると、あるいは年齢差があるということも十分に教えているという状況にあります。

そういうようなことを踏まえますと、この中学生の段階においては、私たちこれから大人になる段階においては、そういう体のつくりや、あるいは健康には留意しなければならないのだろうなということも意識づけといいたいまいしょうか、学習しているものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 中学の中で、そのように女性の体の仕組み、男性の体の仕組み、そういうこともしっかり学んでいるということのお答えであったと思います。

それと同時に、高校の中でもこういうことをきちっと教育の中で知らせていくということが大事だと思っておりますので、その点も対策として考えていただければと思います。その点は、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 高等学校でもというお話であります。私どもにおきましても、その答弁に限界はあるかとは思いますが、趣旨は十分理解できますので、何かの機会にそのような話があったことについて、お伝えしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 次、救急隊員の出産支援なのですが、幕別ではそういう支援対策をとらなくても救急搬送されているということですね。これは、よかったというふうに思うのですが、これは正常分娩の場合は、そのまま搬送されてということだと思っておりますが、そういう対応はしていますということなのですが、距離が忠類なんか遠く離れているですとか、それから例えばそういう救急車の中で出産が始まったりですとか、そういう点では、今お答えの中では、妊娠中のそういう方から今までの病院の経歴などをお聞きすることができるということ、ですから大丈夫だというお答えだ

ったのですけれども、そういうことができない場合、もしもそういう場合があったときには、救急隊員が対応しなければならないと思うのです。

ですから、そういう点では、経過やなんかをきちっと把握した上での搬送、もう念には念を入れてということも大事だと思うのですが、なぜこういう制度がつけられているかということでは、十勝の状況では今10町村がそういうことを導入しているというのです。その中には、近くの音更町ですとか、そういうところもそういう体制をとっているというのです。それは、もし救急車の中で、そういう陣痛やなんかが始まって、お産やなんかが始まったときに、消防隊員がきちっとそういう個々対応ができるということと、消防隊員の中で、そういう制度をとることによって、もしそういう出産やんかが起こった場合に、きちっと教育を受けて対処できるという、そういうこともありまして、こういう制度を導入しているということだったので、今まで搬送して大丈夫だからこれからも大丈夫だということにはならないのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁で申し上げましたのは、今、妊婦さんが、私、今、妊娠中で何月ごろが予定日だと、それをたとえ消防署に登録していてもしなくても、いざ何かがあって救急車を呼ぶ場合には、もうとりあえず救急車が来て搬送するわけですから、そういう意味で別段登録制でなくてもいいのかなと。

ただ、救急車の中で陣痛が起きてどうかなったときに、いかに救命士でも果たしてどこまで対応できるかとなると、私もちょっと正直聞いてはいませんが、これだって普通の人ができるわけではない。当然一定の勉強なり資格なり研修なりを済ませた方であれば、できないのしょうから、この辺ちょっと消防のほうにも確認はしますけれども、なかなか難しいのかなと。

ただ、今、救急車は絶えずその病院と連絡をとり合いながら搬送をしておりますから、その中で病院側の先生からどういうことをやれというようなこの指示は、その場で受けることができると思いますので、そこで救急救命士としてやれることがあれば、やっていくということにはなっていくのだろうというふうには思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そういう中で、連絡をとりながら搬送されると思うのですけれども、事前に登録していると、その妊婦さんの経歴とか、どういう状況でいるのかということが登録されていれば、よく、きちっと対応もできるのではないかと、そのための登録制度だというふうには私は認識していますので、やはり消防署で登録した場合には、その妊婦さんのこの経過などがしっかりと把握しているほうが、より適切な対応ができるのではないかと、そういう点からも登録制度が必要だというふうには思いますので、その点はいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田田町長。

○町長（岡田和夫） 本人の状況にもよると思いますけれども、先ほど来言っていますように、早ければ10分か15分で病院までつくわけでありますから、どんな経歴で今まで来ているのか、そして今回どういう状況なのか、その点は先ほど言いましたように救急車内での連絡、それから今言うようにどの程度その救急救命士が勉強されてお産に立ち会うようなことができるのかどうかは、ちょっとわかりませんが、登録制の必要性が、どうしてもそういった面で必要であれば別ですけれども、そういうことも十分ちょっと研究させていただければというふうには思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） これから研究していただくということなのですが、例えば新得の消防署では、通常の搬送では情報ゼロの状態から始まるので、その妊婦さんの状況を事前に把握していたので、対応が大変できてよかったということもありますし、やはりどこもそうなのですが、妊婦さんは、病人ではないために、基本的には救急搬送の対象外だけれども、より安全に搬送するために妊婦の事前登録が有効だということ、こういう結果がこの十勝管内でもあるのです。そういう意味でも、やはり登録しておいたほうがより安全に搬送できるのではないかと、そういう立場から登録制度が必要ではない

かということなのですが、これからも研究していただくということなので、そのことも含めまして、これから対策を考えていただければと思います。その点はいかがですか。いいですか、では、よろしくをお願いします。対策を今後検討していただきたいと思います。

それでは次に、周産期医療の支援ということでは、これは十勝管内で医師確保に努めているという答弁もいただいております。

確かに、今その周産期医療の中では、芽室町もそうなのですが、産科医ですとか小児科医の医師の確保が大変困難だということで、その対策も講じていらっしゃるということなのですが、そういう中で、これからも医師確保に努力をしていただきたいと思いますが、また、今、小児科医の本当に過重負担、勤務時間が過密だということも報道されております。

そういう中で、一つの提案といたしましては、やはり今、核家族化の中で、若い世代が子供が生まれたときに、ちょっと熱が出たりですとか、本当にちょっと病気に対する不安が大変大きいのではないかと思います。そういう中で、少し援助していただければ、病院に夜行かなくても次の日行ったり、そういう対策を講じることができるのではないかと思います。

そういう中で、今、「パパママ教室」の中で、子育てについて、食事のことですとか、どういうふうに子供の対応していただくとか、そういう研修もされていると思うのですが、そういう中で、子供の医療を知るといことで、親が我が子供と向き合うことになったときに、このぐらいの病気だったら大丈夫ですよとか、子供の病気に向き合うようなそういう研修も必要ではないかと思うのです。そうすれば、子供の病気に対して、安心して向き合っていき、そして小児科医の負担も軽減する、そういう対策も講じていくことができると思うのですが、そういう対策も必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 今ご質問いただいたとおり私どももそこが非常に重要だということと、あと管内的にも、その急病対策とか、子供のこんな症状のときはどうかというところを、3カ月健診、7カ月健診、その他個別相談等の時期に、その時期に合わせた子供の対応、または予防接種を受ける際に子供の体調をどう判断するかということも含めて、お母さんたちときちんとした形でお話しさせていただきます。

道のほうから、それに伴うパンフレット等もいただいております、その活用をしながら、救急対策等の対応ともさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 今パンフレットとおっしゃったのですが、子供の病気に向き合う、そういうふうなパンフレットでしょうか、それとも子供の病気を知らせるパンフレットなんでしょうか、ちょっと細かいことなのですが。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 例えば、ヘルパンギーナとはこんな病気ですよとか、こんな症状がありますよと書いた最後のページとかに、これぐらいの症状は経過を見ましょうとか、午前中のうちに病院に受診しましょうとか、具体的な受診方法についても掲載されております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 次に、交通手段の拡充ということで、質問をさせていただきます。

11月に向けて、7月の試行運行に対して町民意見の反映をというところでは、両回りの問題ですとか、停留所の問題、そこは改善していきたいという答弁をいただいております。この答弁の中で、路線の変更とか、それから逆回りの運行を考えていくということでしたが、答弁の中では、札内線においては逆回りということが答弁されております。ここで、幕別のほうでもその逆回りの運行を考えているのか、お聞きしたいと思います。

また、椅子の設置ですが、これも高齢になると、バスが来るまで待っているのに、全部ではなくていいのですけれども、ところどころ設置できる場所は設置していただきたい、そういう要望も強く

出されております。ここは、道路の占用許可をとるためにちょっと大変だというお答えでしたけれども、そういう対策が、これから必要になるのではないかと思います。ですから、そこもぜひ検討をしていただきたいと思います。

それと、利用者の拡大ということなのですが、7月1カ月の利用状況も報告されております。こういう中で、なかなか利用がふえないという一面もあるのかなと思うのですが、この1カ月の中で、周知がなかなかされていなかったのではないかとこのことを、高齢者の方とお話したときうかがえるのです。ですから、担当の方も努力されているというふうにお聞きはしているのですけれども、老人会ですとか、いろんな集会に行つてこういう制度がありますよということを、易しい、わかりやすい言葉で周知していくことが必要ではないかと思うのです。お知らせとか、そういうものを見ても、なかなか理解できないとか、あとコミバスって何なのだろうとか、高齢者の方おっしゃるのです。ですから、もっとわかりやすく町民の中に出ていって、周知することによって、利用がふえる。それがこういう制度の継続につながっていくと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） まず、逆回りの検討は、札内という話をさせていただいておりますけれども、幕別町はなぜしないのかということですが、幕別の場合は、コンパクトな市街地なわけでありまして、今、現状駅を出発をして、旭町方面を回つて、それからもう一度駅に戻つてきて、ですから駅近辺にご用のある方は、そこで1回おりられるわけです。その後は、緑町方面に向かつて、またぐるっと回つて駅に戻つてきて、また緑町方面の方は、そこでおりることができるわけです。今度は、寿町、南町方面にぐるっと回つて駅で回る。三つ葉のクローバーのような形態になっておりますので、ここについては、幕別地区においては現状のままで逆回りを実施しなくても、十分サービスとしては大丈夫ではないかという判断をさせていただきました。

その背景には、協議会の中に分科会、民生員の方ですとか、それから老人クラブ連合会の方ですとか、そういう方々が入つて、実際にも試乗していただきまして、幕別線については、乗車している時間も、ずっと乗つていても35分程度ですから、本当にコミバスとしては最適な路線で、最適な時間かなというふうにご考へておりまして、その分科会の中からも特段、逆回り必要ではないかというご意見はいただかなかつたということも一つあります。

それと、停留所に椅子を置くですね。これ、道路に、歩道に置くというのは、やっぱり現実的に難しいわけでありまして、そうはいつても実際に私もたまたま実家が、家の前がすぐ停留所があるのですけれども、椅子を置いてあります。それは歩道ではなくて、私の土地と隣の方の土地の間に置いているというような、そういうような事例で置いているケースはあります。でも、それは当然、そういう方々が、雪が降つたらよけるとか、そういう管理のもとにやつているということから、行政として、一律に歩道に置くということは難しいものですから、そういう点について、何かいい方法はないかということは考へてまいりたいと考へております。

それと、周知の仕方、これ、私たちも広報でお知らせをしたり、あるいは地元紙でお知らせをしたり、また出前講座も実施しております。それから昨日も民生委員協議会にもお邪魔しております。なかなかそうはいつても周知されていないというのが実感しましたので、途中で、駅で担当の職員がチラシを配つて周知をしたのですが、そのときもやはり野原議員おっしゃるとおり、あら、そんなの知らなかつたわというような方が多かつたということから、やっぱりそういう地道な広報活動が必要だということは感じております。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 幕別方面でも逆回りという意見もあるということをおし添えておきます。

次に、タクシー代の助成なのですが、お答えの中で、高齢者人口が多いと云々ということがあつたのですが、例えば忠類地域では、人口も本町、札内から比べれば少ないですし、そういう中でも、やはり高齢者、それから障害者の対策として、コミバスにかわるような対策が必要ではないかと思うの

です。そういう中で、一番有効なのは、タクシー代の助成かなと思ひまして、忠類地域に対する対策も必要ではないかと思ひます。本来タクシー代の助成は、幕別、札内方面からも出ているのですけれども、当面、忠類地域での対策として、タクシー代の助成が必要ではないかというふうに思ひます。

また、デマンドタイプのバスの運行、これもいろいろスクールバスの運行ですとか、経費がかかるですとか、いろいろな答弁をいただいたのですけれども、スクールバスの場合やなんかは、夏休み、冬休み、春休み、ありませんよね。そういう点では、やはり農村地域の対策といたしまして、デマンドタイプというのは有効ではないかと思ひます。帯広などでも、このデマンドタイプの運行もして、大変有効だという、その運行の仕方には、いろいろ考えもあるのですけれども、この運行も農村地域の対策として必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） タクシー代助成も、前回、昨年でしたでしょうか、ご質問いただいております。ただ、なかなか検討を進めるという答弁で終わったのですけれども、全般的には、まずはそのコミバスのことで、今、担当のほうもやっていますのですけれども、デマンドについても、例えば幕別一駒島間を走っている町営バスのデマンド化なども考えられているし、また忠類地区については、実はあそこはタクシーのあれがないのです。それで、恐らくタクシーを利用するとすると、大樹町からのタクシーの要請ということになるのではないかなと。恐らくタクシーも範囲が決まっているのです。幕別のタクシー会社が恐らくぼんと乗り込んでいって、そこで運行というのは、恐らくできないのではないかというふうに私は思っていますのですけれども、そんなことなどもろもろあるわけでありまして、忠類地域の方々がタクシー助成をした場合、どんな利用方法があるのか、どんなことを求めているのかと、そういったことは、これから十分把握をしていきたいというふうに思ひます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 今この公共交通情報網の充実をさせていくということは、高齢者だけではなくて、障害者、そういうなかなか外出困難の方々が、こういう外出するということは、その人の心のケアにもなりますし、それから買い物ですとか文化行事に参加するですとか、そういう地域の活性化にもつながる、これから本当に重要視される交通の手段だと私は思っておりますので、さまざまな対応が必要だと考えております。そういう点での研究も、これから十分に行っていただきたいと、そのことを質問いたしまして、終わりにいたします。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時00分まで休憩いたします。

11:54 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 通告に従ひまして、2点について質問を行います。

初めに、「公共施設の長寿命化計画策定と対策について」であります。

道路、橋梁、下水道、上水道、公園、公営住宅など、今日整備されています社会資本の多くは、高度経済成長時代に整備されており、老朽化が進んでおります。計画的な補修を行っていかねばれば損傷が進み、多額の費用をかけなければ維持できない施設をつくり出してしまふこととなります。

老朽化対策として、2005年、国土交通省は、「長寿命化修繕計画策定事業」を実施し、地方自治体にも事業の推進を行ってまいりました。しかし、実施した自治体は、2008年度末で11%と少なかったため、2009年度からは点検費用の半額を補助する制度が設けられています。

幕別町では、幕別町公園施設長寿命化計画や幕別町浄化センター長寿命化計画など、既に実施されており、また公営住宅ストック計画なども作成されておりますしかし、まだ計画が立てられていない施設もあります。損傷が顕在化する前に対策を講ずることは、住民生活の安全のためには欠かせず、また費用負担の軽減からも急がれる課題であります。

そこで、次の6点についてお伺いをいたします。

初めに、「長寿命化修繕計画」策定の状況であります。

二つ目は、計画に基づく修繕の取り組み。

三つ目は、地元企業への発注状況。

四つ目は、今後の「長寿命化修繕計画」の策定予定。

5点目は、計画ごとの費用の概算。

6点目は、国の補助事業など、財源の対策についてであります。

次、2番目、「指定管理制度の見直しについて」お伺いいたします。

2007年6月に指定管理制度に関する基本方針が定められ、百年記念ホール、青葉保育所、さらに既にアルコ236、忠類・道の駅などが実施されておりました。

また、実施を予定していたコミュニティセンターなど、直接管理に見直された短期的、これは平成20年から24年度と定められておりましたが、これらの計画は、見直しされたまま終了期間を迎えています。

今後、中期的、これは25年以降となりますが、この計画で68施設を予定しておりますが、この中には図書館や学童保育、常設保育などが含まれています。子供の教育などに大きく影響を与えるこれらの施設については、直接管理することが望まれます。町民の評価、経済効果、事業者の実施状況など、指定管理にふさわしい施設であるかどうかも含め、再検討と見直しが必要と考えます。

次の4点をお伺いします。

短期的計画の実績と評価。

2、中期的計画の見直し、見直し。

3、図書館、学童保育など、直接管理に。

4、基本方針の再検討と見直し。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「公共施設の長寿命化計画の策定と対策について」であります。

現在、町において整備されている道路、橋梁、上下水道施設、公園、公営住宅などの多くの社会資本施設は、高度経済成長期以降に整備され、経年とともにこれらの老朽化が進行している状況にあります。

また一方で、国・地方ともに財政的な制約が厳しくなるなど、効率的かつ計画的な維持管理・更新が重要な課題となっております。

こうした社会資本施設の適切な保全・更新、いわゆる長寿命化の取り組みは、住民生活の安全・安心を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減と維持管理の効率化を図る上で欠かせないものと考えております。

ご質問の1点目、「『長寿命化修繕計画』策定の現状について」であります。

項目が多岐にわたっておりますので、ご質問の項目に沿って経過と現状について申し上げます。

道路につきましては、長寿命化修繕計画とは呼称してはおりませんが、平成21年度に道路の新設を含めた整備全般について、土木課を中心とした庁内組織による交通ネットワーク研究会により、2次改築や補修を計画的に実施できるよう「道路整備計画」を策定いたしております。

橋梁につきましては、平成20年、21年度で町内の橋梁169について簡易点検を実施し、長寿命化修繕計画は平成23年度に延長15メートル以上の83の橋梁を、今年度に残りの15メートル未満の86

の橋梁について策定中であります。

下水道施設につきましては、国土交通省において平成 20 年度に下水道長寿命化支援制度ができましたことから、浄化センターの全体計画を 21 年度に、実施計画を 22 年度にそれぞれ策定いたしました。

全体計画は平成 24 年度から平成 53 年度までの 30 年間、実施計画は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の具体的な修繕計画を内容といたしております。

水道施設につきましては、平成 20 年 3 月に水道施設の技術的基準を定める省令が改正され、耐震性能の明確化が図られましたことから、水道管路耐震化等推進事業として「配水管路耐震化計画策定業務」を今年度発注したところであり、これに基づき漏水危険度の高い配水管や老朽化により耐震性の低い管路の整備を計画的に進めることといたしております。

公園施設につきましては、平成 22 年度に、平成 22 年度から 31 年度までの 10 年間の計画期間として、都市公園 90 カ所の「公園施設長寿命化計画」を策定しており、ベンチ、照明、通路、駐車場などの一般施設と遊具施設の維持管理及び改築更新計画を内容といたしております。

公営住宅につきましては、平成 20 年 3 月に「公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、改修整備手法などを定めております。

ご質問の 2 点目、「計画に基づく修繕等の取り組みについて」であります。

道路につきましては、道路整備計画における計画年次を本町の 3 カ年実施計画に位置づけながら実施しているところでありますが、日常生活に大きくかかわるインフラ施設でありますことから、災害や突発的な事故などによる損傷など、危険箇所の回避・解消を優先しつつ取り組んでいるところであります。

橋梁につきましては、今年度中に町内の橋梁 169 についての修繕計画を策定し終えますが、今後 10 年間に必要な事業費の見込み額をもとに、老朽度、危険度、耐用年数と修繕内容などを考慮しながら計画的に実施してまいりたいと考えているところであります。

下水道施設では、浄化センターについて平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の実施計画に基づき、機械設備、電気設備などを中心に計画的に更新事業を進めております。

水道施設は、各施設の状態を踏まえ、重要度、緊急度の高い施設から順次計画的に取り組んでいかなければなりません。水道事業の厳しい経営状況から、今後の財政収支等を慎重に勘案しながら事業を進めなければならないものと考えております。

公園施設は、長寿命化計画に基づき、北海道の事業計画と連動して、改築更新を要する施設について実施しておりますが、現在は都市公園 90 のうち 57 の公園を対象として平成 21 年度から 5 カ年計画で改修を進めているところであります。

公営住宅につきましては、現在、計画に基づき桂町東団地、忠類白銀町団地の全面的改善に取り組んでおります。

ご質問の 3 点目、「地元企業への発注状況について」であります。

道路や公園の新設事業などと長寿命化に係る維持改修事業とを明確に分けるのは困難でありますことから、建設部で所管する工事請負費についての契約額をもとに申し上げます。

平成 23 年度の実績で申し上げますと、工事請負費の契約額は、建設部以外で発注している少額工事を除き、全体で 11 億 4,300 万円であり、このうち町内に本社または営業所、出張所などの事業所を置く企業の受注額は約 10 億 3,800 万円、90.8%を占めております。（町外は約 1 億 500 万円、9.2%）

また、委託業務では、事業の測量・設計などを含めた契約額総額は、約 1 億 9,700 万円、このうち同様に町内企業の受注額は 1 億 2,900 万円、全体の 65.6%を占めております。

ご質問の 4 点目、「今後の『長寿命化修繕計画』の策定予定について」であります。

道路につきましては、常に安全性の検証が必要であり、緊急的な改善以外の 2 次改築や大規模な修繕工事は、3 カ年実施計画の中で優先度を考慮しながら計画的に実施してまいります。

橋梁につきましては、一定の方向性を今年度中に明確にし、計画的に実施することと考えております。

下水道施設につきましては、浄化センターの長寿命化計画に基づき当面整備を続けてまいります、施設本体の耐震化についても検証が必要と考えており、加えて市街地における汚水・雨水管路についても耐用年数の観点から老朽化が一定程度進んでいると考えられますことから、これらについても計画を策定する必要があるものと考えております。

水道施設につきましては、「配水管路耐震化計画」により、漏水危険度の高い配水管や老朽化による耐震性の低い管路の整備を計画的に進めることとしておりますので、当面はこの計画に基づき長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

公園施設につきましては、現在の計画に建築物や土木構造物等の長寿命化計画を追加する作業を行っております。

公営住宅につきましては、今年度「公営住宅等長寿命計画」として現計画の見直しを進めているところであります。

ご質問の5点目、「計画ごとの費用の概算について」であります。

道路につきましては、恒常的な維持・修繕費用として、ここ3カ年では交付金なども充当しながら、平均で年8,000万円程度を費やしてまいりましたが、2次改修や大規模修繕的な工事は、個々の道路の損耗状況が異なりますことから、特段、事業費を確定しているものではありません。

橋梁につきましては、現在、計画を策定中でありますので概算になりますが、平成25年度からの10年間で2億円程度になるものと考えておりますが、その年度ごとに修繕を必要とするかは、その都度、現地の検証が必要と考えておりますことから、5年ごとの橋梁簡易点検の結果などにより全体額が変わる可能性もあり得ると考えております。

下水道施設につきましては、計画を策定している浄化センターの長寿命化については、平成24年度からの30年間で総事業費を約15億1,000万円と、平成23年度から5年間では約2億3,000万円と見込んでおります。

なお、浄化センター以外の下水道施設につきましては計画を策定しておりませんので、現時点では事業費をお示しすることはできない状況であります。

水道施設につきましても、今年度配水管路の耐震化計画を策定しているところであり、現時点では事業費をお示しすることができない状況であります。

公園施設につきましては、現計画に建築物や土木構造物等を含めたもので、平成22年度から平成33年度までの12年間の総事業費で、約11億2,000万円を見込んでおります。

公営住宅につきましては、桂町東団地、忠類白銀町団地の総事業費で約4億1,000万円ですが、その他の団地については、計画に基づいた事業計画を別途作成し算出してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「国の補助事業など財源対策について」であります。

それぞれ事業の財源が異なりますので個々に説明させていただきますが、道路事業につきましては、2次改築の場合は通常は起債事業で対応できるものと考えておりますが、団地内道路のオーバーレイ舗装や通常の維持補修などにつきましては単独費となりますことから、極力、手戻りのない方法で補修するなど、効率的な維持補修に努めてまいります。

橋梁につきましては、大規模な修繕やかけかえについては補助メニューがありますが、一般の維持修繕については単独費となっております。

下水道事業におきましては、長寿命化実施計画について、北海道開発局長の同意を得た後、下水道長寿命化支援制度、いわゆる社会資本整備総合交付金により整備を行っております。

また、水道事業におきましても一部管路に補助制度がありますので、補助制度を有効に活用し、耐震化を進めてまいりたいと考えております。

公園施設につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金や社会資本整備総合交付金を活用し、整備を行っております。

公営住宅につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、整備を行っております。

いずれにいたしましても、公共施設の老朽化は避けては通れない課題であり、公共施設の長寿命化は、住民生活を支える基本的な社会資本投資として欠くことのできない施策であると認識いたしており、今後も最大限有利な財源を活用しながら事業に取り組み、住民生活の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、「指定管理制度の見直しについて」であります。

ご質問にありますように、本町の指定管理者制度につきましては、平成 19 年に策定いたしました「指定管理者導入に関する基本方針」に基づき、制度の導入についての検討を進めてきたところであります。

基本方針では、当時、既に導入済みでありましたアルコ 236 と道の駅・忠類を除き、町内の公の施設を各施設の管理運営の状況や特性に応じて、「短期的に指定管理者制度の導入を進める施設」「中期的に指定管理者制度の導入を進める施設」「引き続き町が直接管理する施設」の三つの区分に類型化し、方向性を示したものであります。

また、短期的に導入を進める施設についての計画が平成 20 年度から 24 年度までの 5 カ年で、本年度が最終年度でありますことから、本年 6 月、基本方針の検証作業を行い、見直しをいたしたところであります。

今回の見直しの中では、既に導入した 4 施設を除き、類型の区分を変更し、「今後導入を検討する施設」と「引き続き町が直接管理する施設」の二つの類型に再編したところであります。

ご質問の 1 点目、「短期的計画の実績と評価について」であります。

短期的計画の期間中に指定管理者制度の導入を実施した施設、あるいは基本方針策定時、既に導入済みの施設は、アルコ 236、道の駅・忠類、幕別町百年記念ホールと札内青葉保育所の 4 施設であります。

それぞれの施設の指定管理者との基本協定書には、指定後の事業報告書の提出や実地調査などモニタリングに関する定めを盛り込み、毎年、実績評価を行っているところであり、いずれの施設においてもおおむね良好に管理運営がなされているものと認識いたしております。

施設ごとに申し上げますと、アルコ 236 と道の駅・忠類の両施設の指定管理の評価につきましては、両施設ともおおむね協定書や事業計画書に定める水準どおりの管理ができているほか、地元からの物資調達や地元の雇用促進など、地域経済への貢献度も高いものと考えているところであります。

近年の不況の影響や昨年の東日本大震災の影響などにより、経営収支については苦戦を強いられているところではありますが、新たなサービスの展開や商品開発、あるいはさらなるランニングコストの削減など、経営改善にも取り組んでおり、その経営姿勢についても評価をいたしているところであります。

幕別町百年記念ホール事業につきましては、ここ数年の利用者数も 10 万人を超えており、順調に推移しているところであります。

また、生涯学習文化講演会、学校芸術鑑賞のほか、平成 21 年度からは「燦燦ミュージック」、平成 22 年度からは「クラシックの杜」といった自主事業にも積極的に取り組まれており、生涯学習講座の講座数の増設等、文化・芸術に触れる機会の提供に努めるなど、利用者のニーズを取り込みながら意欲的な運営がなされているものと評価をいたしているところであります。

札内青葉保育所につきましては、町が指定する特別保育について、「保育時間の延長」や「病後児保育」の実施等、保護者ニーズに柔軟に対応した保育を行うなど、充実した運営がなされているものと考えております。

また、保育内容につきましても、「キッズスポーツ」「キッズイングリッシュ」や「キッズサイエンス」といった新たな取り組みを実施し、保育サービスの向上を図っている点など、保護者アンケートからも好評を得ているところであります。

ご質問の 2 点目、「中期的計画の見直しについて」であります。

見直し前の基本方針における中期的計画においては、平成 25 年度以降に導入を進める施設として、

近隣センターなどの集会施設、常設保育所などの児童福祉施設、幼稚園や図書館など 68 施設を位置づけておりました。

見直し後の基本方針においては、常設保育所や幼稚園など民設民営の検討や国の制度変更などの関係から、当面は直接管理が望ましいものを移行したほか、短期的計画の中で引き続き導入を検討するものに加えるなど、必要な加除を行った上で、継続的に「今後、指定管理者制度の導入を検討する施設」として 71 施設を位置づけたところであります。

また、今後の見通しといたしましては、利用者の満足度、運営の効率性のほか、受け皿となる団体の成熟度など、さまざまな観点から施設の管理運営のあり方を検討し、導入の適否を判断してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「図書館、学童保育所などの直接管理について」であります。

図書館につきましては、見直し後の基本方針の中では「今後、指定管理者制度の導入を検討する施設」として位置づけております。

日本図書館協会の調査によりますと、平成 21 年度までに公立図書館で指定管理者を導入した例は全体の 7%程度であることが報告されており、また現時点で十勝管内での導入実績がないことや、受け皿となる事業者の確保など課題もありますことから、先進事例の研究も含め、今後さらに検証していかなければならないものと考えております。

また、学童保育所につきましては、今回の見直しの中で、町が直接管理する施設に移行したところであります。

ご質問の 4 点目、「基本方針の再検討と見直しについて」であります。

基本方針につきましては、前段申し上げましたとおり本年度所要の見直しを行ったところであります。

見直しの内容といたしましては、「短期的・中期的に導入を進める施設」を「今後、導入を検討する施設」に再編するとともに、個々の施設についての類型の変更を実施し、あわせて今後の制度導入については、それぞれの施設の管理のあり方や経費の縮減、制度導入による住民サービスの向上への期待度などをさらに検証していくこととしたところであります。

いずれにいたしましても、指定管理者制度は、その導入以降、住民サービスの向上や管理運営コストの縮減などに一定の効果があつたものと考えておりますが、適切な指定管理者制度の導入と運用を行うためには、さらなる検討を続ける必要があります。今後も他の自治体の状況等を注視するとともに、基本方針の内容についても継続的な検証を行い、必要に応じて見直しを行っていくよう考えているところであります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

長寿命化計画につきましては、これは定められた国の事業でありますから、政策的にうちの町が特別力を注ぐといえますか、そういう個別の政策のものとは思っておりません。

ただ、こういう事業が決められましたときには、それに沿って期限内に計画を立て、実施していくことが、その後の財政的な国の補助なども含めまして受けやすい、そういった運用ができるものからきちっと位置づけていくことが大事だろうと思っておりました。もちろん、町が位置づけをされまして、早くに公園の長寿命化計画であるとか、それから幕別町の浄化センターのことにつきましては、その文書もいただいております、その推移を見守っていたところです。

ただ、前段申し上げましたように施設がたくさんあるだけに、全部の施設をきちっとやっていくというのは相当のエネルギーが必要だろうというふうに思いました。そこで、できているのはわかっていたのですが、それ以外にこれから何を手がけて、そしてどんなふうに事業を進めていくのか、そのためにはどのような予算計画を持ち、最終的にはローテーションでやっていくわけですが、どんな到達を見ていくのかというところが見えた中で事業が進められていけば、私たちがいろんな点で

提言もそれから助言といいますか、そういうことも行いやすい、そういう思いで質問をさせていただいたところです。

確認しながらお尋ねしていきますが、今のお答えの中では、私はこれ、自分の思うところを。戦後整備されました公共施設につきまして、道路、橋梁、下水道、水道、公園、公営住宅等を挙げたのですが、このうち明確に長寿命化計画が策定されて進められているのは、まずは今申し上げた公園と、それから上下水道、あとそういう名称はとっていませんが、道路につきましては、町独自で道路整備計画を持ち、また公営住宅については、ストック計画を持ってやっているということでありまして、残りはそれ以外ではないかなというふうに思うのですが、まずこれを確認させてください。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 町長のほうから説明をさせていただいておりますけれども、「長寿命化計画」と名前がついて実施しておるものは、橋梁、下水道の浄化センターに限ってはございますけれども、その策定、それから公園の長寿命化というところでもその名称で対応しております。

公営住宅につきましては、今お話あったとおり住宅ストック計画、活用計画という考え方は長寿命化ということと非常に同義で使われておりますけれども、そういった形で実施しております、水道については、先ほど説明したとおり現在策定中ということで、耐震化をまず目指すという、耐震化そのものが長寿命化につながるという前提で、このことについては、今年度発注をしております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 橋梁につきましては、先ほどのお答えでは 15 メートル以上と 15 メートル未満というふうに分けられまして、未満のほうは、まだ策定中ということで、残っていらっしゃるのではありませんか。そうですよね、そうですね。わかりました。

いずれにしても、国の事業に乗るために必要な計画、いろいろ見てみましたら、2013 年度、来年まで期限というのが多いのではないかと思いますけれども、後ろのほうの質問ともかぶってきますけれども、比較的公園ですとか目視でやれるものというのは、計画というのは早く持ちやすいのかなと思うのですけれども、見えないところにあるもの、水道管なんかは地面の中で見えないものですから、そういうものについては、結構その費用と期間がかかるのではないかと思います。

町長のお答えでは、この水道施設については、耐震化とあわせて計画的に整備を進めますということなのですが、これはその計画そのものがいつ完成される計画でいらっしゃるのか伺います。

○議長（古川 稔） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 今年、耐震化基本計画というものの策定を委託業務として発注させていただいております。その中で、今の管渠、配水管路等のすべての施設についての建設された年代からとか、そういうことをすべて調査の上、段階的にその重要度、緊急度からあわせて順番にその年度計画を立てていくということで、想定される年度は、かなり長期間になると思っておりますが、そのうちの重要度、危険度の高いところについては優先的に進めていくという形で進めようという形で考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 計画は今年度完成されるということですね。

幕別町は、水道事業早かったですよ、昭和 28 年でしたか。ですから、60 年も経過するような施設もあろうかと思っておりますので、そういう点ではこの事業そのものは、それぞれそのボリュームの度合いというものはいろいろあると思うのですけれども、中でも水道事業というのは、相当なその計画と、それからその短期、長期を含めてやっていかなかったらならない、なかなか達成し得ないものではないかというふうに思います。今年度中に計画が出されるということでもありますから、それから事業が手がけられていくということなので、相当長期にわたるのかなというふうに思いますけれども、そうでしょうか。といいますのは、もう一つ、その水道に限りましては、今、町長のお答えにもありましたけれども、耐震化にかかわって厚生労働省が予算をつける、国土交通省のほうでも別枠でつけるというようなことも聞いておりまして、特にこの厚生労働省のほうは、これ震災予算というのが、一体

私たちは、普通震災予算といいましたら震災の地域に使われるかと思うのですが、そうではなくて、このメニューの中に入るというような情報も入っておりまして、こういったものが今の計画に合わせて活用することが可能なかどうか伺いたい。これは後段の財政の確保にもなりますが、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 今の質問のとおり、そういう形の中での補助制度ができているということで考えておりまして、ただ配水管路すべてが補助の対象になるということではなく、もうちょっとある意味漠然としている中で、主要な幹線とか、そういうような位置づけですので、この計画の中で、それが補助対象になるかどうかというようなことも含めて検討していかなければならないと考えています。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） すべてではないと書いてあります。補助率が2分1だとか、3分の1だとか、全額というのはなかなかないのですよね。それでも、ないよりはあったほうがいいというのを思いますので、こういった活用が、計画がずれることによってこういうのに乗れないということが生じないとは思いますが、そうであっていただきたいとお話をさせていただきました。

さらに、下水道の長寿命化もあるのでありますが、幕別の浄化センターの施設に対する総額で2億幾らの長寿命化計画ですね、これは私たちがまだ30年しかたっていないけれども、建物そのものなどについても、やはり計画が必要なのではないかというふうに見た目で思うわけですが、そういったことは、建物とその設備とは、全部切り離してやっていかなければならないのでしょうか。でき得るならば、そういうものも長期な展望を持って取り組まれることが財政的には計画的にやれると思うのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 今のご質問のとおり、今の5カ年の実施計画に立てている部分につきましては、機械設備、電気設備のみで、その本体の躯体については入っていないという状況にございまして、それについても急ぎやっていかなければならないものというふう考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。

あともう一つ、橋のことですが、橋も単なる補修であれば、そんなにお金はかからないのだろうと思うのですが、大がかりになってしまうと難しいと思います。

以前、町長が町の橋としてはそんなないのだというようなこともおっしゃっていたように思うのですが、先日、新聞報道で帯広市の状況の報道がありました。幕別よりは、やはり3倍ぐらい施設が多いのですが、全部で321ある中の実際に検査をして、結果としては、そのうちの8%が緊急を要する、急いで直していかなければならない。あとの7割は、ずっと検査が必要だと。大丈夫なのは20%ちょっとだったというようなことで、大体同じ年代に道路が作られ、橋がかけられてきておりますので、幕別でも同じようなことが言えるのではないかと思います。これにかかわっても、うちはまだ計画が工事分、15メートル未満のもの、これについては、まだできておりませんので、こういった点でも急いだ対応が必要と申し上げたいと思います。

それともう一つ、私3点目の質問で、実際に計画を立てられて、工事を進められる、その工事がどのぐらい地元が発注されているのだということをお尋ねいたしました。お答えは、この長寿命化だけでは難しいので、全体の公共事業の中でお示しをいただいたわけですが、この長寿命化計画が出されましたときに、地域の仕事が生み出される役割も果たすというようなことがありました。といいますのは、同じようなことを言うのですが、ひどくなって大がかりな工事をしようと思えば、当然地元の業者ではできない面が出てくると。だけれども、先々に手がけていって、そして分割して細かい仕事にしていけば、物も長持ちするし、そういう仕事であれば幕別の方たちにもやっていただける。50万円、100万円、150万円、委託も含めてやられると思うのですが、そういった利点、お金

の動かし方もあるということもありまして、それで実は地元の発注はどのぐらいになっていますかとお尋ねしたわけです。これは難しいということでもありますから、今後はどんなふうを考えておられるのか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町が発注する工事、もちろん地元を優先することを前提としておりますので、長寿命化にかかわっての事業もそう多くは町外には行かないのですけれども、ただ例えば今、具体的に言いますと、下水道の施設で、照明だとか機械だとかをやるということになりますと、これはなかなか町内では機械設備はできない。結局大手の何々電機ですとか、何々企業に今もう行ってしまう。そんな中でも少しでも町内がかかわれないか。例えば町内の電気屋さんがやれる部分が少しでもあれば、そこも一緒に受注できるような、そういった体制を今我々もできる限りやっていきたい。

ですから、長寿命化も仕事がふえていくこととあわせて、町内企業にそれだけの仕事がおりにいくように、もう最大限努力はしていかなければならないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 期待をしていきたいとします。

全体の日常生活の住民の安全という点からも、この公共施設の維持管理というのは欠かせないことですが、特に昨今、自然災害が多い中では、なおのこと、この施設の維持管理というのは重要な仕事だというふうに思います。

地元、そしてさらに経済効果がもたらされるようになれば、それは住民の安全を守りながら住民の経済の面でもきちっと保障していくということになりますので、町長、今お答えいただきましたけれども、そういった結果が生まれるようにぜひ期待をして、この質問は終わりたいと思います。

次に、指定管理についてお尋ねをいたします。

指定管理制度につきましては、当初計画が立てられましたときに私ども議員にもその計画の全容を冊子にしてお渡しいただきました。それに基づいて、これまで年度に合わせながら、一体どこまで進んで、どういうその展開がされていくのかなということを見守り、検証もさせていただいてきたところです。

この制度がスタートして、契約期間5年間というような形でスタートしたものが、もう早いもので5年を迎えるということで、来年は契約の更新に当たる施設も生まれています。既に忠類の施設は更新があったことや、あと保育所等でも7年間だったのでしょうか、そういったこともありまして、順次更新を迎える時期が来ています。そういう時期でありますから、今、ここに原点に立ちながら、この事業がどうであるのかということを変更して検証もし、見直しも必要だというふうに思います。

それで、まず指定管理につきまして、評価のことにつきましては、これまでも2年前にもお尋ねしたときにもその事業については、住民サービスの向上という点では評価をいただいているということでもあります。この点で、私どもも指定管理することによって住民サービスがぐんと低下したという、例えば百年記念ホールであるとか、青葉幼稚園であるとか、そういうことについての意見は聞いておりません。したがって、そういう点の効果と申しますか、それは生まれているのであろうというふうに思います。

ただ、この制度が導入されるときに指摘してきましたことは、やはり民間活力の導入、サービスの向上といいながら、もう一点では経済的な負担の軽減ということもありまして、どうしてもその指定管理業者に、つまりそこで働いている人たちにしわ寄せが行かざるを得ないような仕組みにあるということをお願いしてまいりました。この点では、ことしの4月に道内のこの指定管理の、全部ではありませんけれども、大学の研究結果が出ておりまして、それを見ますと、指定管理で従事されている道内の労働者の7割が非正規雇用であること、それからその方たちの賃金は、おおよそ200万円以下であるというデータが出ております。幕別町の実態がどうかということは、私自身は、つぶさには押さえていない現状ではありますが、しかし契約が5年とか7年とかということであれば、正職員としてきちっと採用していくことの難しさというのは、存在しているだろうというふうに思います。

実態において、示していただける範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今現在、指定管理をやっていただいているそれぞれの事業者の皆さんには、その今ご指摘があったような非正規職員というようなものは非常に少なく、みんな順調に正職員として、今は働いていただいているというふうに思っております。

ただ、お話ありましたように、契約自体は年限が切られておりますから、その時点でまた間違いなく契約できるかどうかということになってくると、心配な面はきつと持っていらっしゃるのだろうというふうに思っております。私どもも、今までの契約が単なる入札結果で、金額の安いところだけが落札するというようなことでは、今なかなかワーキングプアと言われるような状況が続く中では難しいのだろうと、そういったことから今回の指定管理についても、当然のことながらプロポーザル方式をとりながら、提案の方式をとりながら、中身を十分精査しながら、もちろん職員以外の第三者の方にも審査に参加してもらうというようにもとりながら、今言うような方法でこれからも進めていきたい、そういった非正規だとか、極端な安い賃金で任用されるというようなことがないように我々も見守っていききたい、見守っていくというよりは指導していききたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 実態として、例えば、それまで町の臨職であった保母さんの方が臨職扱いではないというようなことも伺ったりもしております、そういう側面もあるのだろうなというふうには思います。今、町長が言われるように、やっぱり有期、契約ですから決められた期間だけのその運営をお任せするという事ですから、これは限りがあるということを繰り返していかなければならないというのがこの制度の仕組みであり、それが果たしてその運営は運営としても、運営を受ける会社にとっての雇用の安定というようなことになれば、それから長期見通しを立てた設備の投資ですとか、設備自体は、その施設の設備は町が持つのですけれども、会社としての運営のあり方を考えると、非常に苦しい状況に追い込まれるのではないかなというふうに思うのです。

私、指定管理制度のすべてが悪いということではないですよ、問題点として申し上げたのは、今、働いている方たちが低賃金になっていくこと、雇用の不安定、それからやはり業者が固定される傾向にある。その固定が悪いということではないのですけれども、しかしそのためにずっとやってきた業者が期限が切れまして。しかし、これは当然入札になっていきますから、ですからきちっとした仕事をしてその入札に臨むと。しかし、それを勝るところが生まれれば、これは譲り渡さなければならぬ、これが宿命ですよ。私、町の公共施設の、今、直前に控えていますから、そういうのが本当に町民の幸せにつながるのかなというふうに思いましたら、非常に業者を固定していいとは言えません。だけれども、そういう頑張ってきたところに対して、ではもう基準どおりいったらだめですからさようならというようなことが繰り返される仕組みというのが、やっぱりこの町の、幕別町の行政の一環としてそういうのを取り入れてやっているのですけれども、その痛しかゆしといいますか、それはやっぱり本当の意味で公共の仕事、採用する仕組みの中では、今後考えていかなければならないのではないかとこのように私は思います。

それでもう一つ、管理業者も含めて、業者自体が少ないというのもあるのです。それから、帯広でもありましたけれども、学童を受けて途中で会社がだめになってしまって、もうその後なくて、結局直営になったということも以前にもここでお話したこともありますけれども、大都会ではありませんから、そういうのもあるのです。

ですから、住民サービスの向上、それから効率的な財政の運営等々を目的として出されていますけれども、必ずしもそれがすべて生かされてはきていないのではないかとこのように思います、見解ありますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは指定管理者制度のみならず、委託業務も同じようなことが言えるのだろうというふうに思いますけれども、私どもが民間に仕事をお願いするその本来の目的は、やはりその

施設なり業務を決まるとおり住民サービスを低下しない中で業務を提携し、そして業務をやっていたことが最終的な目的でありますし、そこに経費の縮減といったこと、あるいは民活の導入だとか、そういったことが含まれてくるのだろうと思いますし、逆をとると、それでは1回決めた業者が、そのまま20年、30年いってもいいのかとなると、これはまた違うサイドから問題は出てくるだろうと。そうすると、昔はそうだったのですね、1回契約すると後は随契随契で順次順次同じところが繰り返していったと。それを、やっぱり是正しなければだめだということが入札になっていって、そしてやがて今度は1年、1年の入札では人もかわって困るから3年、5年の期間を設けよう。ですから、私どもとしても、どれが一番いい方法かと言われると、なかなかこれだというのは、正直言って、ないのだろうという。ですから、今まで5年だった指定管理者も今度は2年延ばして7年にしてはどうかと、これもすべてではないと思うのです。だめだという意見もあるだろうし、いや、もっと10年までしてもいいのではないかという意見もあったりする中ですから、いろいろ難しい面はあるのですけれども、今最大は、やはりそれぞれの施設の目的を果たすために、それぞれの管理者にお仕事をお願いする。そのことが地域の住民の皆さんにも喜んでもらえ、さらには働いていただく方々にも喜んでもらえるようなことができればという願いの中では、これからも最大限努力はしていかなければならないのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 少なくともその契約のところでは、一番最初の示していただいた資料では、3年から5年となっているのです。その後、青葉は7年ということでもありますけれども、やっぱりその受けていただく仕事の規模によって、それぞれ従業員の数ですとか変わってくるわけですから、そういうことも考慮しながら、本当に3年なんていうことになっていけば、もうめまぐるしく、もう入札業務で、次また来てしまうというようなことになるのではないかと思うのですけれども、そういったことも考慮して、こういう制度を続けていく以上は、その5年を7年にしていくとか、そのこともやはり十分検討しなければならないことだというふうに思います。

それと、具体的に今回見直しをかけて、中期に71ですか、予定しているということでありました。この見直しの中身について、何がどういうふうになっていったのかも含めてお示しください。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 見直しの中身ということでございますけれども、今回につきましては、旧方針の中で、短期的に導入を進める施設というのが11施設ございました。それと中期的に導入を進める施設、これは平成25年度以降に導入を進める施設というのが68施設ございました。町が直接管理するものということで219施設、旧方針の中では、こういう三つの分類になってございました。

今回の見直しの中では、短期、中期それから直営、それぞれの施設の内容を、施設の性格ですとか、あり方等を見直しいたしまして、今後、導入を検討する施設といたしまして71施設、そして引き続き町が直接管理するものということで223施設に、二つの類型に分類し直したという中身でございます。

旧方針の中で、短期的で11施設ありましたが、そのうち2施設については、百年記念ホール、青葉が導入をいたしましたので、残り9施設につきましては、引き続き導入を検討する施設というほうに移行いたしました。

旧方針の中期に載せておりました68施設につきましては、直営のほうに移行したものの、これについては、学童保育所ですとか常設保育所、わかば幼稚園などになりますけれども、こういった施設につきましては、今後、民設民営の検討ですとか、制度の検討だとか、制度の中身の変更もございまして、そういったことで、当面は引き続き町が管理することが望ましいということで見直しをしまして、そういったことで見直しを行ったところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） もう少し、その今までの入っていましたコミセンですとか、スポセン、それから札内福祉センター、こういったものは中期になったのですか、それとももう見直ししないよという、その辺、ばちっと答えてください。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） コミセンと近隣センターにつきましては、引き続き今後、指定管理制度の導入を検討する施設に位置づけをしております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。

そうしましたら、今まで短期に入っていて、保留といいますか、その施設がコミセン四つと、それから町民会館、札内の福祉センター、スポセン、それから農業者トレーニングセンター、これは今後、指定管理を検討するところに移行したのですね。そして、お話しいただいた学童であるとか保育所、こういったところは直営ということですね。

それと、引き続き図書館のことについても検討されるということでありましたけれども、私はこの図書館についてもいろんな調査も含めて、やっぱり子供の教育ですとか、文化社会施設ですよ、そういうスポーツセンターがよくて、図書館がだめという言い方もこれ変なのですけども、しかしやはり子供の情操教育も含めまして、こういった地域でつくり上げていく文化施設、こういったものは、やはり町が直接ずっと手をかけながら育て上げるというような施設ではないかというふうに思います。全国でも7%しかなかったということでもありますから、そういうことも反映されているのだろうというふうに思います。そのところも酌み取っていただいて、これは指定管理に外していくように方向性としては持っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 図書館については、大変いろいろな論議が出ております。この間も新聞を見ますと、佐賀県の武雄市ですか、幕別にもある TSUTAYA が図書館の指定管理を受けた。ただ、いいのかどうかには相当論議がありますので、幕別町で図書館が指定管理に出るということは、まだまだ私としては先のことになっていくのだろうと。当然、今いろんなところの状況を把握した中でなければ、そういったことにも進んではいけないのだろうというふうに思います。

○15 番（中橋友子） わかりました。

○議長（古川 稔） はい、時間です。

○15 番（中橋友子） 以上をもって終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） ありがとうございます。

以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 00 休憩

14 : 15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 3、議案第 52 号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） 朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

平成 24 年 9 月 13 日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

平成 24 年 9 月 4 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 24 年 9 月 4 日（1 日間）。

2、審査事件

議案第 52 号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過

審査に当たっては、町営牧場の現状及び土地利用計画等について質疑が行われ、改正する条例について、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 52 号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 4、議案第 51 号から日程第 8、議案第 56 号までの 5 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 51 号から日程第 8、議案第 56 号までの 5 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 4、議案第 51 号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 51 号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 17 ページ、議案説明資料につきましては、1 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務につきまして、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したもので、本条例の別表にその対象となる事務を掲げているものであります。

今回の改正は、一定の建築物について、建築基準法第 6 条第 5 項または第 18 条第 4 項により、建築確

認申請または計画通知の際に建築主事の審査とは別に、構造計算の適合性を都道府県知事が判定することとしておりますが、北海道の構造計算適合性判定に要する手数料が変更されたため、これに合わせて幕別町の手数を改正するものであります。

説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。ロといたしまして構造計算適合性判定を受けなければならない場合の手数料として、「安全上必要な構造方法の技術的基準」に適合するかどうかを、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用しないで確認する場合は「15万円」であったものを「16万円」に、プログラムを使用して確認する場合は「10万円」であったものを「11万円」とするものであります。

議案書にお戻りいただきまして、7ページになりますが、附則についてであります。

本条例における施行期日を公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第53号、平成24年度幕別町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第53号、平成24年度幕別町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億650万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ137億1,183万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

「第2表 債務負担行為の補正」でございます。

ごみ収集（可燃、不燃物）業務委託料ほか1業務について、限度額18億3,664万3,000円を追加するものであります。

現在、一般会計において35件の業務委託に係る債務負担行為の議決をいただき、長期継続契約を締結しているところでありますが、本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、このたび平成25年度からの長期継続契約のうち、委託業務の内容から車両や機械類の準備のため、早期に事業者を決定する必要がある2業務を追加しようとするものであります。

なお、残りの業務につきましては、本年12月定例議会において、債務負担行為の追加を予定させていただきます。

一つ目のごみ収集業務委託料につきましては、幕別地域の可燃・不燃ごみ及び資源ごみ並びに忠類地域の可燃・不燃ごみ、資源ごみ及び大型ごみの収集業務でございますが、今年度からプロポーザル方式による事業者選定を予定しており、平成25年度から平成31年度までの7カ年、限度額10億5,357万9,000円を計上するものであります。

二つ目の町道管理業務委託料につきましては、幕別・忠類両地域の町道990路線、総延長961.9キロメートルの道路パトロール、維持補修等の管理業務及び公共施設を含めた冬期間の除排雪業務でございますが、前回に引き続きプロポーザル方式による事業者選定を予定しており、期間は7カ年、限

度額 7 億 8,306 万 4,000 円を計上するものであります。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目近隣センター管理費 123 万 8,000 円の追加でございます。

12 節につきましては、既設の公衆電話の撤去に係る電話料の減、15 節につきましては、へき地保育所として供用しております明倫近隣センターの一部に物置を増設するための工事費の追加であります。

次に、16 目諸費 8 万 4,000 円の追加でございます。

百年記念ホールの指定管理者の選定に当たり、選定委員に民間委員を選任するため、1 節及び 9 節に所要の補正を行うものであります。

2 項徴税费、2 目賦課徴収費 500 万円の追加でございます。

23 節であります。法人町民税の予定納税や所得税の更正に係る住民税等の還付の必要が生じたことから、所要の補正を行うものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費 226 万 2,000 円の追加でございます。

8 節につきましては、職場体験申込者の増加により、不足が見込まれますことから追加しようとするものであります。

13 節につきましては、主に精神障害を有する方の家庭訪問等を実施し、障害福祉サービスや相談支援につなげることを目的として、専門員を配置する事業所に対する委託料を追加するものであり、北海道の基金事業を活用して実施するものであります。

8 ページになります。

23 節につきましては、平成 23 年度分の障害者自立支援給付費等に係る国や道の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

次に、6 目老人福祉費 8,483 万 2,000 円の追加でございます。

19 節の細節 6 につきましては、グループホームや通所介護施設の防災・施設老朽化に係る改修事業に対する交付金、細節 7 につきましては、社会福祉法人が旭町地区に建設中の地域密着型特別養護老人ホームに設置いたします「地域交流スペース」の整備に係る交付金であります。いずれも国または北海道からの交付金をもって助成するものであります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 3 万 7,000 円の追加でございます。

9 節につきましては、子ども虐待防止推進フォーラムへの参加に係る旅費、18 節につきましては、児童虐待にかかわる相談等に必要な備品の購入経費であります。いずれも新たに創設された北海道の児童虐待防止対策緊急強化事業を受けて追加するものであります。

次に、4 目へき地保育所費 113 万 3,000 円の追加でございます。

7 節につきましては、新規の入所児童の増加及び発達障害児への支援に対応するため、保育士を補助的に追加配置する必要が生じたことから、所要の補正を行うものであります。

9 ページになります。

12 節及び 18 節につきましては、危機管理体制の整備として、不審者情報などの伝達を速やかに行うため、ファクスつき電話機の設置に係る費用を追加するものであります。

19 節につきましては、古舞保育所 50 周年記念事業に対する補助金を追加するものであります。

次に、5 目発達支援センター費 6 万 4,000 円の追加でございます。

18 節であります。20 年間使用しております検査用のビデオカメラが故障いたしましたことから、機器を更新しようとするものであります。

次に、6 目児童館費 21 万円の追加でございます。

11 節であります。8 月 6 日午後、つくし第 2 学童保育所付近に落雷があり、この影響により、施設の自動火災報知機が故障いたしましたことから、機器を更新しようとするものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 136 万 9,000 円の追加でございます。

4 節及び 7 節につきましては、保健師の育児休業に伴います代替職員に係る費用であります。

9 節につきましては、子ども虐待防止推進フォーラムへの参加に係る旅費、10 ページになりますが、11 節につきましては、虐待防止パンフレットの製作に係る印刷製本費、18 節につきましては、母子相談にかかわる備品購入費であり、9 節から 18 節につきましては、北海道の児童虐待防止対策緊急強化事業を受けて追加するものであります。

次に、2 目予防費 740 万 1,000 円の追加でございます。

本目は、ポリオワクチン接種に係る補正であります。

これまで定期接種として経口生ポリオワクチンの集団接種が実施されてきたところではありますが、接種後に麻痺などの 2 次感染を引き起こす可能性があることから、国において、本年 4 月 27 日に単独の不活化ポリオワクチンが薬事承認されたことを受け、9 月 1 日から不活化ポリオワクチンに切りかえることとされたところであります。

また、3 種混合の DTP ワクチンにつきましても、11 月から不活化ポリオワクチンを加えた 4 種混合ワクチンに切りかわる予定でありますことから、あわせて所要の補正を行うものであります。

9 節につきましては、ポリオワクチンの接種が集団接種から個別接種に切りかわることから、嘱託医師等の費用弁償を減額するものであります。

11 節につきましては、経口生ポリオワクチンの購入費用の減、不活化ポリオワクチン及び 4 種混合ワクチンの購入費用の増などによる医薬材料費の追加であります。

13 節につきましても、細節 14 は 3 種混合ワクチン接種の減、細節 18 は、4 種混合ワクチン接種の増、細節 19 は不活化ポリオワクチン接種の増であり、細節 17 は不活化ポリオワクチンへの切りかえに係るシステム改修委託料であります。

次に、5 目環境衛生費 450 万円の追加でございます。

19 節の新エネルギー導入促進補助金であります。新エネルギーや環境問題への理解度が高まる中、住宅用太陽光発電システムにつきましては、設置工事に係る費用の低下や売電単価の上昇などの影響もあり、システムを導入する方が増加の傾向にございます。

当初予算におきましても、太陽光発電システム導入に係る補助枠を 40 件程度といたしておりましたが、申請が補助枠を上回る見込みでありますことから、まちといたしましても、新エネルギーの導入を促進するため、さらに 30 件拡大し、合わせて 70 件分とするものであります。

11 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、5 目畜産業費 16 万 3,000 円の追加でございます。

本年 10 月 25 日から 29 日までの 5 日間、長崎県で開催されます全国和牛能力共進会に、北海道代表といたしまして、本町から 3 件の農業者が和牛を出陳されることとなったところであります。

本共進会は、5 年に 1 度開催されるものであり、和牛生産者といたしましては、共進会への出陳は大変名誉であるとともに、本町の畜産行政のみならず、幕別町農業の知名度アップにつながることを期待されますことから、職員 1 名を派遣し、共進会の状況を視察することにより、先進地域における和牛振興策の情報収集等を図るべく、旅費の補正を行うものであります。

次に、7 目農地費 7 万 2,000 円の追加でございます。

7 節であります。本年 5 月 3 日からの大雨により、上統内排水機場の運転に日数を要しており、今後の大雨災害にあっては予算に不足が見込まれますことから、作業操作員賃金を追加するものであります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費 4,900 万円の追加でございます。

21 節の中小企業融資運用資金貸付金であります。運転資金の限度額の引き上げや金利低下による借りかえ等により、融資の利用が増加しており、要望額が貸付枠を上回る見込みでありますことから、必要な融資を実施すべく、所要の補正を行うものであります。

次に、5 目企業誘致対策費 3,000 万円の追加でございます。

19 節の企業開発促進補助金であります。明野工業団地内の事業所における工場及び部品製造ライ

ンの増設に対しまして、「幕別町企業開発促進条例」に基づき、投資額の10%を補助するものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費の補正でございます。

12 ページにかけまして、国庫補助事業で実施いたします明野6線道路の整備工事に係る補正でございますが、調査測量により、17 節の道路用地買収費及び22 節の移設補償費がおおむね確定いたしましたことに伴いまして、15 節の整備工事費に予算を組み替えるものでございます。

次に、3 目道路維持費1,230 万円の追加でございます。

15 節の細節1 につきましては、歩道・車道の補修及び雨水ます等に係る補修工事であります。

細節2 につきましては、本年4 月、京都府や千葉県等において、登校中の児童の列に対する自動車の衝突事故が相次いで発生したことを踏まえ、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3 省庁の協議により、通学路の緊急合同点検を実施することとされたところであります。

町といたしましても、警察、北海道と町の道路管理者、教育委員会、学校の関係機関による合同点検を実施したところであり、この点検結果に基づき、通学路の区画線設置等の維持補修工事を追加するものであります。

3 項都市計画費、2 目都市環境管理費134 万1,000 円の追加でございます。

14 節につきましては、公園及びパークゴルフ場の樹木の倒木や繁茂に対応するための高所作業車等の借上料であります。

15 節につきましては、依田公園供用浄化槽施設の老朽化による配管の取換え工事であります。

4 項住宅費、1 目住宅総務費41 万5,000 円の減額、2 目住宅管理費41 万5,000 円の追加でございます。

1 目住宅総務費であります。これまで忠類地区の公営住宅の簡易的な営繕に当たっては、臨時職員により直営で対応をいたしておりましたが、臨時職員が確保できなくなりましたことから、営繕対応に当たりまして、7 節を減額し、2 目住宅管理費の11 節に予算を組み替えるものであります。

13 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費26 万4,000 円の追加でございます。

札内地域における今後の通学区域のあり方を検討するため、「幕別町立学校あり方検討会条例」に基づく会議を設置いたしますことから、1 節及び9 節に所要の補正を行うものであります。

3 目教育財産費445 万円の追加でございます。

11 節につきましては、小中学校施設のボイラー設備や給配水管の修繕に要する費用を追加するものであります。

18 節につきましては、子ども交流施設「まっく・ざ・まっく」における相談等に必要な備品の購入経費であります。北海道の児童虐待防止対策緊急強化事業を受けて追加するものであります。

5 項社会教育費、10 目百年記念ホール管理費78 万6,000 円の追加でございます。

11 節であります。経年による劣化のため、ホール内の舞台照明が故障しましたことから、更新に係る費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

議案書の5 ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金3,200 万円の追加でございます。

歳出でご説明したところでありますが、旭町地区の地域密着型特別養護老人ホームに併設する「地域交流スペース」の整備に係る国10 分の10 の交付金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金5,516 万8,000 円の追加でございます。

1 節の細節11 につきましては、主に精神障害を有する方の相談支援等委託事業に係る交付金、細節12 につきましては、グループホームや通所介護施設の防災・施設老朽化に係る改修事業に対する交付金であります。

2節につきましては、児童虐待防止対策緊急強化事業に係る交付金であります。

3項道委託金、6目教育費委託金76万5,000円の追加でございます。

いじめや不登校、児童虐待など問題を抱える児童生徒への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を図ることを目的とした北海道からの委託金であります。本町が実施しております「子どもサポーター」の設置による相談支援が本事業の対象となりましたことから、追加するものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金6,849万6,000円の追加でございます。繰越金でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、7目中小企業貸付金元利収入4,900万円の追加でございます。中小企業融資運用資金貸付金の追加に伴います貸付金元金収入の追加であります。

5項雑入、4目雑入107万7,000円の追加でございます。

4節の細節32につきましては、依田公園浄化槽の配管工事に伴う浄化槽使用料の追加、細節43につきましては、落雷により被害を受けましたつくし第2学童保育所に対する建物災害共済保険の保険金を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 10ページの予防費にかかわりまして、13委託料、新しくポリオのワクチンが変わるといことで、不活化のポリオワクチンが変わることによる補正予算の提案でありました。これ、9月1日からということのご説明でありましたけれども、これまでの予防接種の実施とは、月齢であるとか、それから回数などなど、変更が生じてくるのだらうと思うのです。そういう点にかかわりまして、対象の子供さんがどのぐらいいらっしゃるのかと、それと周知の方法はどんなふうになっているのか、伺います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） ポリオワクチンの不活化導入に関しての対象者等の関係です。

年間約200人の出生で、出生後6カ月からポリオワクチンの生ワクチンを受けておりましたが、現在生ワクチンに関しては、約120人が1回目の接種を終えている状況ですので、そのプラス分があります。

また、1回を生ワクチンを受けているお子さんは、不活化ワクチンを3回追加しなければいけないので、そういう子供たちが、約60名ほどおります。

その後は、一度も受けていないお子さんに関しては、不活化ポリオワクチンと、3種混合ワクチンの混合ワクチンを打つこととなりますので、その子たちは、順次出生に合わせて4回の接種を受けることになっております。

PRですが、今回9月1日号に幕別町としては、お医者様にご説明ですとか、それから契約等の関係がございまして、9月20日から実施ということで広報させていただいております。

また、出生であったり、パパママ教室、それから各種健診等で、お一人お一人のお子さんの接種計画を立てながら実施に向け周知を図っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 回数も、たしかポリオ生ワクチンのときは3回だったものが、不活化になったら4回になるとか、その月齢も今までとはちょっと変わってくるのですよね。そういうことにかかわって、いろんな形で周知される。個別の周知というのはないのでしょうか。切りかえますよね、この切りかえるこの時期が大事だと思うのですが、漏れないようにするために、いろんな団体や広報誌でお

知らせしているというのはわかるのですが、その人、個人対応というのは、一切ないのですか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 失礼しました。

個別にも必要な回数のお知らせを行っております。それに加えて、面接する機会が、その子にとっては、いつあるかというのを考えながら、直近のポリオワクチンの前には、必ず一度説明するような形をとっております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

○15 番（中橋友子） 十分わかりました。

○議長（古川 稔） ほかに。

前川議員。

○13 番（前川雅志） 4 ページの債務負担行為について、お伺いをしたいと思います。

ごみ収集初め、前回債務負担行為を起こして、委託業務を行ったのは5年前ということになるのかなと思うのですが、5年ごとにこれまでは契約をし直していましたが、百年記念ホールの指定管理者制度も7年で公募をかけているようではありますが、7年になった理由をお聞かせいただきたいということと、もう一つは、そのほかこれからまた清掃、公園などの管理委託が債務負担行為が暮れにかけて出てくるのかと思うのですが、これについても同じような考えを持っていただけるのか、お伺いをしたいと思います。

それと、5年前のことなので、資料も持ってこなくて申しわけないのですが、5年での限度額について幾らだったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まず、私のほうからは、ごみ収集業務につきまして7年になった考え方、これにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。

先ほども一般質問で中橋議員とのやりとりがありましたけれども、やはり1点は雇用の安定確保という面があります。2点目は、パッカー車という特殊車両の購入、これを業者のほうに義務づける関係がありまして、この車両の耐用年数、これが今9年という見方がされております。そういった車両を、これから使っていく形の中で、できれば7年、こういった期間の中での契約をやるのが、業者側にとっても、また私たちにとってもいいのではないかと考えて、7年の考え方をいたしました。

特に雇用の関係につきましては、いろんな業務がありますけれども、特に技術的な部分、それから作業をする方の作業の中身、そういったところで安定的に、そして安心して雇用できるということでは、7年というのは、やっぱり求められるのではないだろうかという考え方でございます。

それと、5年前の委託業務の金額でございますけれども、7年前は5年間ということでの限度額を設定しておりまして、7億9,461万5,000円ということになっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 他の業務委託に係る考え方ということでございますけれども、ほかの業務委託に係るものについては、今後12月の議会の中でご提案をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、今回のごみ収集、それから町道管理業務委託につきましては、今、民生部長のほうからもお話ありましたように特殊車両や機材にかかわる業務ということで、車両の耐用年数等を考慮して5年から7年にしたというようなことを総合的に判断して7年に延ばしたというような経過がございますので、他の業務委託につきましては現在検討中でございますけれども、今回の業務委託とは若干性質が異なるということもありまして、一概に同じ年数になるとはならないのかなというふうには考えておりますけれども、他町村の状況等も勘案しながら、引き続き検討していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 道路維持関係の5年前の債務負担行為額でございますけれども、5億8,250万円ということになっております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。
前川議員。

○13番（前川雅志） 金額につきましては、ごみ収集のほうは、割り返すと大体年間1億5,000万円ぐらい今回債務負担行為の補正だったものを前回は大体同じぐらいの金額なのですが、町道管理業務委託料は7億8,000万円ですから、1年間1億1,000万円ちょっとで、5年だと5億6,000万円、幾らかですけれども減っているということになっています。経済的な理由も燃油の高どまり、その他経費が下がるような要因がない中で、その債務負担行為の限度額が若干ではありましたが下がってきたということは、先ほどお答えいただきました雇用の安定、それと安心して雇用できるようなそういったところに反したような今回の予算にはなっていないかなと思うのですが、この町道管理の業務委託が幾らかですが、下がった理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） この見直しにつきましては、まだことしの分が残っておりますから、過去4年間の実績等を考慮しまして、逆に強化している部分、道路維持補修の時間ですとか、道路パトロールの時間等については、強化して内容を見直しております。

ただ、全体としては、そこまでの降雪量だとかも想定がどういう想定をするかという部分が出てくるのですけれども、そういった部分をすべて勘案して、こういった年間にいたしますと460万円ぐらい前回よりは下がっているという状況なのですけれども、内容は、より充実させたというふうに原課としては考えております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。
ほかに。

成田議員。

○14番（成田年雄） 商工費の企業誘致対策費、補正合わせて2億372万1,000円になっておりますけれども、今、現実に何件の、その対策費として企業が来ているのかどうか教えてください。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 当初予算の内訳をちょっと持ってきておりませんので、はっきりした数字は申し上げられませんが、ここの予算で組んでおりますのは、例えば固定資産税の相当分の補助であれば、5年間補助しますので、要は5年前からのものがここの中で支出されてくるというような形になりまして、当該年度の分のみならず、過去の部分も含めて補助しているということでありまして、建設費については、後ほど、今調べますので、お知らせしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） まずそのついでに、そうしたら過去にさかのぼって企業誘致が何社あったのか、さらに費用対効果というか、そういうものも教えてくれればよいと思いますけれども。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 新たな企業の進出という点では、ここのところございません。この対象になっておりますのは、新たな立地と増設というものが対象になっておりまして、増設が主なものであります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） それで、今まで企業誘致、何社も来ていると思いますけれども、不成立になった原因とかなんとか、その庁舎内での話し合い、そういう問題意識というのはあったのかなと、お聞きします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 庁舎内と申しますよりか、経済部内で議論はしておりますけれども、やはりこれまで他町村に競り負けたというケースが実は数件ございまして、それは恐らく相手方から見た

工業団地の立地性が、その案件にとってより有利だったのかなという判断をいたしております。

○議長（古川 稔） 成田議員、3回までですので、終わりました。

先ほどの件数とか、その数値については、後ほどします。

ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） では、あと質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第54号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第56号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）までの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第54号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,515万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ33億3,896万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金5,515万4,000円の追加でございます。

平成23年度の療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金などの確定に伴います国庫支出金及び道支出金の精算還付金であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金598万7,000円の追加でございます。

平成23年度の療養給付費等交付金の確定に伴う追加交付であります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,916万7,000円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号、平成24年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,999万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ21億2,446万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

10ページになります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1,999万6,000円の追加でございます。

平成 23 年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴います国庫支出金等の精算還付金であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

9 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1,999 万 6,000 円の追加でございます。
繰越金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、11 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 56 号、平成 24 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,654 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12 ページ、13 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 2,000 万円の追加でございます。

15 節でありますが高規格道路であります帯広・広尾自動車道の中札内大樹道路工事におきまして、まちの所有する水道管が支障となりますことから、移設に要する工事費を追加するものであります。

次に歳入をご説明申し上げます。

14 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金 2,000 万円の追加でございます。

水道管の移設に係る国からの負担金でございます。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 54 号、平成 24 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 55 号、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 56 号、平成 24 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

先ほどの成田議員の質問に対して、商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 全部で4件でございます。

[休会]

○議長（古川 稔） では、お諮りいたします。

議事の都合により、明9月14日から9月24日までの11日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、9月14日から9月24日までの11日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月25日午後2時からであります。

15:01 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第3回幕別町議会定例会
(平成24年9月25日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
15 中橋 友子 16 野原 恵子 17 増田 武夫
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第59号 工事請負契約の締結について
(札内南小学校増築工事(建築主体))
- 日程第3 議案第50号 幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第4 陳情第12号 幕別町新庁舎建設に伴う課題の陳情書
(庁舎建設に関する調査特別委員会報告)
- 日程第5 認定第1号 平成23年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第6 認定第2号 平成23年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第4号 平成23年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第5号 平成23年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第6号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第7号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第8号 平成23年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第9号 平成23年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第14 議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第58号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議員の派遣について
- 日程第17 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成24年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年9月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月25日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員
14 成田年雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 川瀬俊彦 企 画 室 長 古川耕一
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 佐藤和良
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 菅野勇次
地 域 振 興 課 長 原田雅則 企 画 室 参 事 伊藤博明
都 市 施 設 課 長 田井啓一
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
15 中橋友子 16 野原恵子 17 増田武夫

議事の経過

(平成 24 年 9 月 25 日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（米川伸宜） 14 番成田議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 59 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 59 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 2、議案第 59 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 59 号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りしました議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、札内南小学校増築工事（建築主体）であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成 24 年 9 月 19 日、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社、株式会社佐藤建設、株式会社萬和建設の 5 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、7,507 万 5,000 円をもちまして、藤原工業株式会社が落札することになりましたので、同社の代表であります旭町 9 1 番地、藤原工業株式会社代表取締役藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成 25 年 3 月 8 日までの工事を予定いたしております。

当工事につきましては、札内南小学校校下の児童の増加により、現校舎では、学校運営が困難となることから、現校舎の西側に特別支援教室棟を増築することにより、安全で安心な学校運営を行うこ

とを目的とし実施するものであります。

議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思いますが、改築校舎の平面図となっております。2ページは、増築工事部分を拡大した平面図となっております。3ページは、立面図となっております。

工事概要であります。国においては、公共建築物等の木材利用を促進していること、また、文部科学省においても、学校施設の木材利用を進めているものであり、木材を利用することによる心理・情緒・健康面への効果が期待できることなどを考慮し、地場産の木材を活用した木造平家建てで、床面積311.4平方メートルの校舎を現校舎西側に増築するものであります。

増築校舎は、特別支援教室7教室、トイレ、ユニットシャワー、フリースペース、教材室を備えた建物となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第50号、幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 報告いたします。

平成24年9月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成24年9月4日日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成24年9月4日（1日間）

2、審査事件

議案第50号「幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、駐輪場の利用状況や町内における自転車等の放置の現状等について質疑が行われ、新設条例について慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 50 号、幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4、陳情第 12 号、幕別町新庁舎建設に伴う課題の陳情書を議題といたします。

庁舎建設に関する調査特別委員長の報告を求めます。

委員長千葉幹雄議員。

○19 番（千葉幹雄） 朗読をもって、委員会報告をさせていただきます。

平成 24 年 9 月 25 日。

幕別町議会議長古川稔様。

庁舎建設に関する調査特別委員長千葉幹雄。

庁舎建設に関する調査特別委員会報告書。

平成 24 年 6 月 14 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日

平成 24 年 6 月 14 日、6 月 19 日、6 月 27 日、7 月 11 日（4 日間）

2、審査事件

陳情第 12 号「幕別町新庁舎建設に伴う課題の陳情書」

3、陳情の趣旨

（1）新庁舎の建設場所について

現庁舎北側は崖下で発展性のない狭隘地であるのに対し、一方のスマイルパークは国道 38 号線に面した町有地で多少地下水位が高いと思われるが、庁舎建設には何ら問題はないと思われる。

（2）コンパクトな新庁舎の建設について

町の財政事情や将来の人口等を見越し、コンパクトな庁舎を建設してほしい。

（3）安全で安心な新庁舎の建設について

新庁舎は、町民が利活用しやすい構造で、危機管理体制に速やかに対応できるものとし、プロポーザル方式で建築専門家数人の意見を取り入れた上で、安全で安心な新庁舎を建設してほしい。

4、審査の経過

審査に当たっては、特別委員会での協議経過を踏まえた上で、陳情の趣旨について論議がなされ、陳情の内容を項目別に審査した結果、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

（1）新庁舎の建設場所について

「不採択」とすべきものと決した。

（2）コンパクトな新庁舎の建設について

「採択」すべきものと決した。

（3）安全で安心な新庁舎の建設について。

「採択」すべきものと決した。

以上でございます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

庁舎建設に関する調査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告

に対する質疑は省略いたします。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第12号、幕別町新庁舎建設に伴う課題の陳情書に対する委員長の報告は、（1）新庁舎の建設場所については、不採択、（2）コンパクトな新庁舎の建設について及び（3）安全で安心な新庁舎の建設については、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり決定されました。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第5、認定第1号、平成23年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第13、認定第9号、平成23年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） ご報告いたします。

平成24年9月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

決算審査特別委員長芳滝仁。

決算審査特別委員会報告書。

平成24年9月4日日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成24年9月19日、20日（2日間）

2、審査事件

認定第1号 平成23年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号 平成23年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号 平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第4号 平成23年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号 平成23年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第7号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第8号 平成23年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第9号 平成23年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これより、認定第1号、平成23年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） 平成 23 年度幕別町一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

長引く経済不況、国の増税による国民負担の増額など、町民を取り巻く暮らしの現状は厳しさを増しています。また、東日本大震災と、それに続く東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 1 年半余を経過した現在も避難生活者 34 万人を超え、被災者の暮らしを取り戻す現状には至っておりません。

国も地方自治体も救援と災害復興に力を注ぎ、景気の回復と暮らしが安定する政治の推進が何よりも求められてきました。

しかし、野田内閣は、困難に追い打ちをかける税と社会保障の一体改革と称した消費税の引き上げを、2014 年 4 月までに 8%、2015 年の 10 月までに 10%にすることを決め、社会保障については充実どころか自助努力を求め、被災者と国民の暮らし、経済を一層悪化させる方向に向かっています。

このような中で、地方自治体は、増税中止や TPP 交渉参加中止、原発から自然エネルギーへの転換など国の政治の転換を求め、住民を守ると同時に、直接暮らしや福祉の充実のための政策、これの推進が求められています。

このような立場に立って、平成 23 年度の決算審査を通して明らかにされた幾つかの問題点について申し上げたいと思います。

平成 23 年度一般会計歳入決算額は 157 億 2,304 万 6,000 円で、前年度に比べ 9.4%増と提案されました。審査で明らかにされた町民の暮らしの実態は、合計所得 100 万円以下の町民が 49.6%、給与収入では 300 万円以下が 64.8%、年金収入では 100 万円以下が 57.4%と、いずれも厳しく、長期化する経済不況の上に、国による増税の影響の反映とされています。

町民を支える政策として、平成 23 年度 10 月から実施した「子ども医療費助成事業」の拡大は、特に収入の少ない若い世代の子育てを支え、子育て支援事業や、また「子どもの権利に関する条例」制定とあわせて、幕別町が安心して子供を育てられる町として評価を得、大きな前進であると考えています。

また、糠内小学校改築による小中学校耐震化の促進、緊急雇用対策の推進などにも取り組まれ、これらは住民要求に応えた政策が実施されたことと評価をしております。

しかし、残念ながら地方自治体の一番の役割が、住民の福祉の向上と安全で安心できるまちづくりであることから、次の点については改善を図る必要があるものと考えます。

1 点目は、さきに申し上げましたように、町民の経済状況は悪化しております。平成 23 年度は、上下水道料金や各種保険料などの引き上げはありませんでしたが、担税能力を超えた課税の実態は変わっておりません。低所得者に対する独自の救済の手だてを講ずるべきであり、特に年金収入で 100 万円以下の高齢者が 56.7%であることは、手だてを必要とするあらわれと思います。

2 点目は、滞納者に対する対応ですが、預貯金の調査は 6,438 件、差し押さえが 354 件に及んでいます。10 万円以上は全額差し押さえとのことでありましたが、機械的ではなく、家族構成など生活保護基準に準ずるなど、町民に寄り添った対応が必要ではないでしょうか。また、滞納整理機構委託についても、同じ観点から中止を求めるものであります。

3 点目は、奨学資金交付金についてであります。町民の善意からスタートした幕別町の優れた制度であります。学業優秀者に支給する目的から、今回は 5 段階評価を取り入れ、成績優秀者にしか支給しないとしたことあります。全ての生徒に教育を受ける機会を保障しなければならない行政として、あってはならないことと考え大変残念でなりません。点数だけで学力全てを評価できるのではなく、経済的に困難でも高校で学びたいと希望する生徒には、支給を行うとする前向きな改善が必要ではないでしょうか。

4 点目は、国民健康保険にかかわって、一般会計から 2 億 3,000 万円の繰り入れを行い、運営を支えてきたことは評価するところです。また、保険証の発行について、平成 12 年度から国は 1 年以上滞納している被保険者に対して、資格証や短期証の発行を義務づけ、全額自己負担としてきたことを、私たちは一貫して問題であると、受療権の侵害であると取り上げてまいりました。

今回の審査の中で、居所不明の4人以外は全員に保険証が発行されていること、6カ月の短期証も無保険の期間をつくらず被保険者全員に届けていることは、大きな前進と評価いたします。

さらに踏み込んで、担税能力を超えた低所得者に対する独自の減免制度を実施し、町民の命を守る手厚い制度になるよう、介護保険制度とあわせて改善を求めるものであります。

以上であります。経済状況の厳しさを反映して、法人税の収入が減少していることも明らかになりました。既存の地元企業が成り立ち、税収が増えることは、地域経済や雇用の拡大、ひいては町財政にも大きくかかわってまいります。地域経済が元気になる循環型の経済の推進に、より力を注ぐこと、また町民の多様な意見に耳を傾け、町政にしっかりと反映させる行政となることなどさらなる努力を求め、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 私は、認定第1号、平成23年度幕別町一般会計決算認定について賛成の立場で討論を行います。

平成23年度は、国の政策が東日本大震災による復旧・復興に向けられ、町としての財源手当が不透明な中での船出となり、厳しい財政運営を強いられたにもかかわらず、自主財源の確保に努められるとともに、各種事務事業に取り組みましたことに対しまして、大いに評価しているところであります。

平成23年度に取り組みました各種施策の主なものを申し上げますと、総務費においては忠類コミュニティセンターの耐震化事業に着手されるとともに、忠類地域の活性化事業のための助成を行うなど、忠類地域にも配慮した施策を実施されたところであります。

このことは、まさに岡田町長が合併以来常に言われていた両地域の均衡ある発展の具現化であると、改めて認識したところであります。

民生費においては、小学校卒業までの子供の医療費の無料化や、幕別・忠類両地域の小規模特別養護老人ホーム建設に対する助成の実施、衛生費においては子宮頸がん等ワクチン接種事業の拡充など、保健・福祉の向上にも力を注いでいただいたものと考えております。

また、農林業費においては有害鳥獣対策事業の拡充やふるさと土づくり支援事業の継続、商工費においては中小企業への運転資金の貸付限度額の拡大など、産業の振興にも努められたところであります。

さらに、道路整備事業、公園遊具改築事業、各種施設の改修事業、糠内小学校改築事業など、多岐にわたり住民の要望に応えるべく、バランスよくさまざまな事業を実施されたものと考えております。

一方で、町税の収納率向上への取り組み、人件費の抑制や起債の繰上償還を実施するなど、自立した健全な財政の強化に向けて、行財政改革にも積極的に取り組まれているところであります。

特に、昨今話題となっております旅費の関係につきましては、道内でもいち早く実費精算方式を導入され、経常経費の削減を図っておりますことについて評価に値するものと考えております。

町税の収納率については93.1%と、昨年度に比較いたしまして0.8ポイント向上しているところであり、滞納整理機構への引き継ぎについては、税の公平性の意義と自主財源の確保のために有効な手だてであると理解しているところであります。

また、起債の残高については、平成22年度末には約195億円だったものが、平成23年度末には約183億円と約12億円減らすとともに、実質公債費比率についても19.9%と、昨年度に比較しまして1.4ポイント下降し、今後も順調に下がる見込みであるとお聞きしたところであり、町長の堅実な財政運営に対して敬意を表するところであります。

しかしながら、本決算では、町税の収入未済額が1億8,000万円近くある状況であり、収納率の向上に向けて、さらなる努力を期待するところであります。

また、実質公債費比率につきましても、下がったとはいえ、十勝管内においてはまだまだ高い数値であり、引き続きその改善に努めていただきたいと考えております。

昨今の政治が混迷する中であって、震災復興、TPP交渉、停滞する景気や雇用の改善など、社会経

済状況はなお厳しい状況にあると言えます。こうした状況の中、今後さらに地方分権、地域主権が強く求められるものと考えられますが、こういう時代だからこそ、ますます多様化する住民ニーズを的確に把握して、住民が安心して暮らせるまちづくり推進のためにさらなる努力を期待いたしまして、本決算に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成23年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成23年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成23年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成23年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成23年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成23年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長(古川 稔) 日程第14、議案第57号、教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第57号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現教育委員会委員であります瀧本洋次氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成24年10月1日から平成28年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の5ページに記載をいたしておりますので、ご

参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
この採決は、無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議長（古川 稔） ただいま、私を除く出席議員は 18 人であります。
投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

- 議長（古川 稔） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（なしの声あり）

- 議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

- 議長（古川 稔） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

- 事務局長（米川伸宜） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、9 番牧野議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、18 番齊藤議員、19 番千葉議員、以上であります。

- 議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。
（なしの声あり）

- 議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

- 議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 9 番牧野議員及び 10 番谷口議員を指名いたします。
よって、両議員の立会をお願いいたします。

（開 票）

- 議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 18 票。

以上のおおり、賛成が満票であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第 15、議案第 58 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

- 町長（岡田和夫） 議案第 58 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案

の理由をご説明申し上げます。

議案書の 20 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、議案第 57 号でお諮りしました瀧本氏と同様に、現教育委員会委員であります宮澤恵子氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

宮澤委員は、教育委員会委員として平成 18 年 2 月からの 6 年 8 カ月にわたりご活躍され、教育行政の推進にご尽力いただきました。

ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、錦町の早津聡子氏を新たに任命いたしたく、同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 4 年となるものであります。

なお、同氏の経歴等につきましては、議案説明資料の 6 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、任命につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（古川 稔） ただいま、私を除く出席議員は 18 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（古川 稔） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（古川 稔） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（米川伸宜） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、9 番牧野議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、18 番齊藤議員、19 番千葉議員、以上であります。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 9 番牧野議員及び 10 番谷口議員を指名いたします。

よって、両議員の立会をお願いいたします。

(開 票)

- 議長(古川 稔) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成 18 票。
以上のおおり、賛成が満票であります。
したがって、本件は同意することに決定いたしました。

[議員の派遣]

- 議長(古川 稔) 日程第 16、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
来たる 11 月 5 日、豊頃町で開催される十勝町村議会議長会主催による「十勝町村議会議員研修会」に全議員を派遣いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって、11 月 5 日、豊頃町で開催される十勝町村議会議長会主催による「十勝町村議会議員研修会」に全議員を派遣することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
11 月 6 日から 11 月 16 日までの期間、町内で開催する「幕別町議会報告会」に全議員を派遣いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって、11 月 6 日から 11 月 16 日までの期間、町内で開催する「幕別町議会報告会」に全議員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

- 議長(古川 稔) 日程第 17、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。
総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配付済みであります。
なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただききたいと思えます。

[閉会中の継続調査の申し出]

- 議長(古川 稔) 日程第 18、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。
総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申出書のおおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長からの申し出のおおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申し出のおおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
これをもって、平成24年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14:53 閉会